

姫路市都市計画 マスタープラン

H I M E J I C I T Y



はじめに

姫路市では平成18年（2006年）3月に「都市計画マスタープラン」を策定しました。その後、1市4町の合併により豊かな自然をはじめとするさまざまな地域資源が加わり、姫路市は新たな一步を踏み出し、これまでJR姫路駅周辺の整備や世界文化遺産・姫路城の改修など、着実にまちづくりを進めてきました。

一方で、人口減少社会や超高齢社会の到来を受けた持続可能なまちづくり、東日本大震災による安全・安心なまちづくりへの要請など、まちづくりの方向性の転換が必要とされています。

そのため、本市の都市計画の指針となる「姫路市都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

新たなプランでは、目標とする都市構造を、持続可能な都市の構築に向けてコンパクトな市街地の形成を実現する「多核連携型都市構造」としています。これは、都市的な機能を都心部等の鉄道駅周辺を中心とした地域の拠点に集約し、鉄道やバス等の交通ネットワークにより移動利便性を向上させ、交流、連携を促進するものです。

まちづくりにおいては、行政だけでなく市民の皆様のご理解、ご協力が必要となります。皆様との協働のもと、現在・過去・未来の市民に責任を持てる都市の実現に向けて、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本マスタープランの改定にあたり、多大なご尽力を賜りました姫路市都市計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、都市計画の推進にご理解、ご協力を賜るようお願い申し上げます。

平成27年（2015年）3月



姫路市長 石見利勝

目次

序章 都市計画マスタープランの目的	1
(1) 目的	
(2) 見直しの背景	
(3) 位置付け	
(4) 構成等	
第1章 姫路市の概況	7
1 姫路市の特性	9
(1) 地理的・自然的特性	
(2) 都市形成の沿革	
(3) 社会的特性	
2 姫路市の現況	17
(1) 人口	
(2) 土地利用	
(3) 都市施設	
第2章 市民の意向	31
(1) 居住地域の現状	
(2) 今後のまちづくり	
第3章 都市づくりの目標〈全体構想〉	43
1 目指すべき都市像	45
(1) 都市づくりの原点	
(2) 目指すべき都市像	
2 目標とする都市構造 ―多核連携型都市構造―	47
(1) 土地利用ゾーン	
(2) 地域核等と地域生活圏	
(3) 都市軸と交流連携軸	
3 都市づくりのフレーム	51
(1) 目標年次における設定人口	
(2) 都市計画区域の方針	
(3) 区域区分の方針	
4 都市づくりの課題	52
視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成	
視点2 人口減少・超高齢社会への適応	
視点3 創造的ものづくりのまち姫路の復権	
視点4 地域資源を生かしたまちづくり	
視点5 環境にやさしいまちづくり	
視点6 減災の視点を取り入れた安全・安心の確保	

第4章 分野別の基本方針〈全体構想〉	57
1 土地利用	59
(1) 基本的な考え方	
(2) 基本となる土地利用	
(3) 市街化調整区域におけるまちづくり	
2 交通	68
(1) 基本的な考え方	
(2) 公共交通	
(3) 道路	
(4) 自転車利用環境	
3 水と緑	76
(1) 基本的な考え方	
(2) 水と緑の配置（緑の将来像）	
(3) 自然・田園環境	
(4) 公園・緑地	
(5) 都市緑化	
4 市街地整備	81
(1) 基本的な考え方	
(2) 既成市街地	
(3) 進行市街地	
(4) 住環境	
5 生活環境	85
(1) 基本的な考え方	
(2) 下水道・水道	
(3) その他の供給処理施設	
(4) 再生可能エネルギー	
6 防災	88
(1) 基本的な考え方	
(2) 防災拠点等	
(3) 震災対策	
(4) 津波避難対策	
(5) 風水害対策	
(6) その他減災対策	
7 景観	92
(1) 基本的な考え方	
(2) 景観構造と景観類型	
(3) 景観形成	
第5章 地域の将来像〈地域別構想〉	97
1 地域区分の設定	99
2 中部第一ブロック	100
(1) 地域づくりの目標	
(2) 地域づくりの方針	

3	中部第二ブロック	107
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
4	網干ブロック	113
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
5	広畑ブロック	119
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
6	飾磨ブロック	125
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
7	灘ブロック	131
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
8	東部ブロック	137
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
9	北部ブロック	143
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
10	西部ブロック	149
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
11	香寺ブロック	155
	（１）地域づくりの目標	
	（２）地域づくりの方針	
12	都市計画区域外	160
	（１）家島ブロック	
	（２）夢前ブロック	
	（３）安富ブロック	

第6章 実現化方策 173

- （１）市民との協働による都市づくり
- （２）土地利用の規制と誘導
- （３）都市計画施設の適切な見直しと重点的な整備
- （４）都市計画マスタープランの見直し

用語解説 177

序章

都市計画マスタープランの目的

序章 都市計画マスタープランの目的

(1) 目的

都市計画マスタープランは、市民・事業者等の理解と協力の下、雇用を創出する産業の振興、定住化を促進する生活環境の整備を図るため、その前提となる土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定めるものです。また、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組の方向を明らかにするものです。

(2) 見直しの背景

本市では、平成 18 年に旧姫路市の、平成 12 年に旧香寺町の都市計画マスタープランを策定し、都市計画法に基づく土地利用規制等の見直しや道路、公園、下水道等の都市施設の計画的な整備を進めてきました。

しかしその後、人口減少社会や超高齢社会の到来など本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、東日本大震災の教訓から、安全・安心なまちづくりへの対応がますます重要となっています。このような状況の変化に対応するため、その道筋を明らかにした、新たな「姫路市都市計画マスタープラン」を策定します。

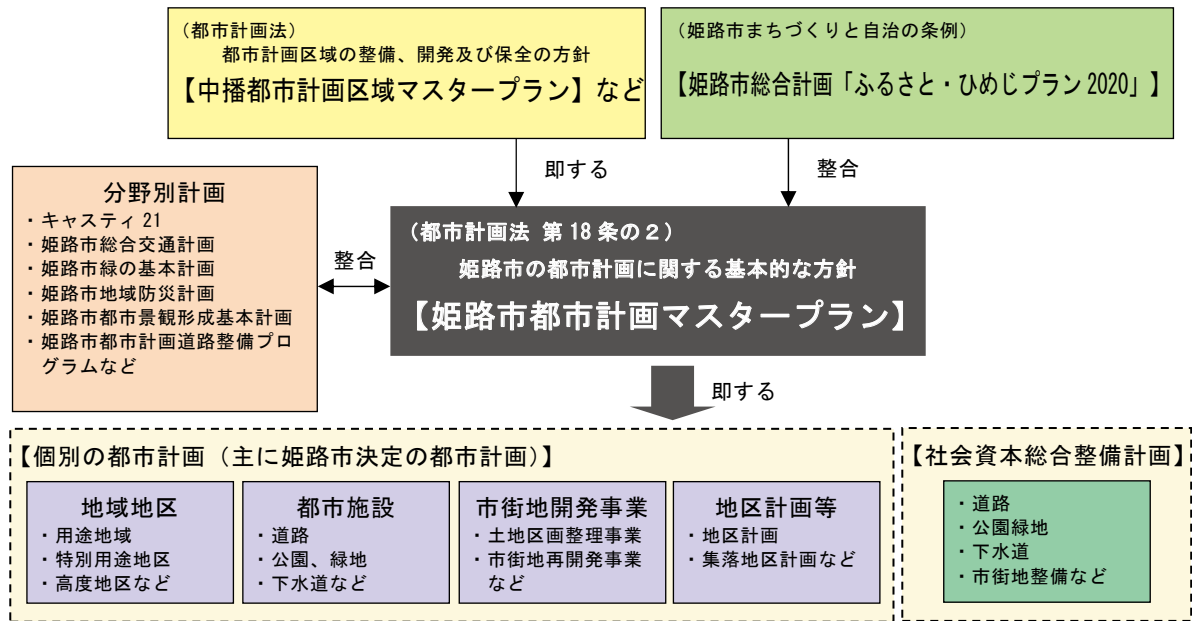
■ 本市を取り巻く環境の変化

- 市町合併による市域の拡大
- 人口減少社会や超高齢社会の到来
- 道路、公園、下水道など都市施設整備の進捗
- 地球環境問題、東日本大震災を教訓とした安全・安心なまちづくりの要請

(3) 位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定します。

都市計画法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針となるほか、「社会資本総合整備計画」の上位の方針として位置付けます。



■ 姫路市都市計画マスタープランの位置付け

(4) 構成等

① 対象区域

対象区域は、都市計画区域を中心とした市内全域（約534km²）とします。

② 目標年次

基準年次を平成22年（2010年）とし、目標年次を20年後の平成42年（2030年）とします。ただし、上位計画等が改定された際には、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。

③ 構成

市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ブロックごとに定める「地域別構想」の2段階構成とします。

全体構想・・・目指すべき都市像と将来都市構造を定めた上で、その実現に向けた分野別の基本方針を明らかにします。

都市づくりの目標

- 目指すべき都市像
- 目標とする都市構造

分野別の基本方針

- | | |
|---------|--------|
| ● 土地利用 | ● 生活環境 |
| ● 交通 | ● 防災 |
| ● 水と緑 | ● 景観 |
| ● 市街地整備 | |



地域別構想・・・地域ブロックごとに地域の特性を生かしたまちづくりの方針を明らかにします。

地域づくりの方針

- | | |
|--------|------------|
| ● 中部第一 | ● 東部 |
| ● 中部第二 | ● 北部 |
| ● 網干 | ● 西部 |
| ● 広畑 | ● 香寺 |
| ● 飾磨 | ● 都市計画区域外 |
| ● 灘 | (家島、夢前、安富) |



実現化方策・・・将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。

■ 本マスタープランの構成

第1章

姫路市の概況

第1章 姫路市の概況

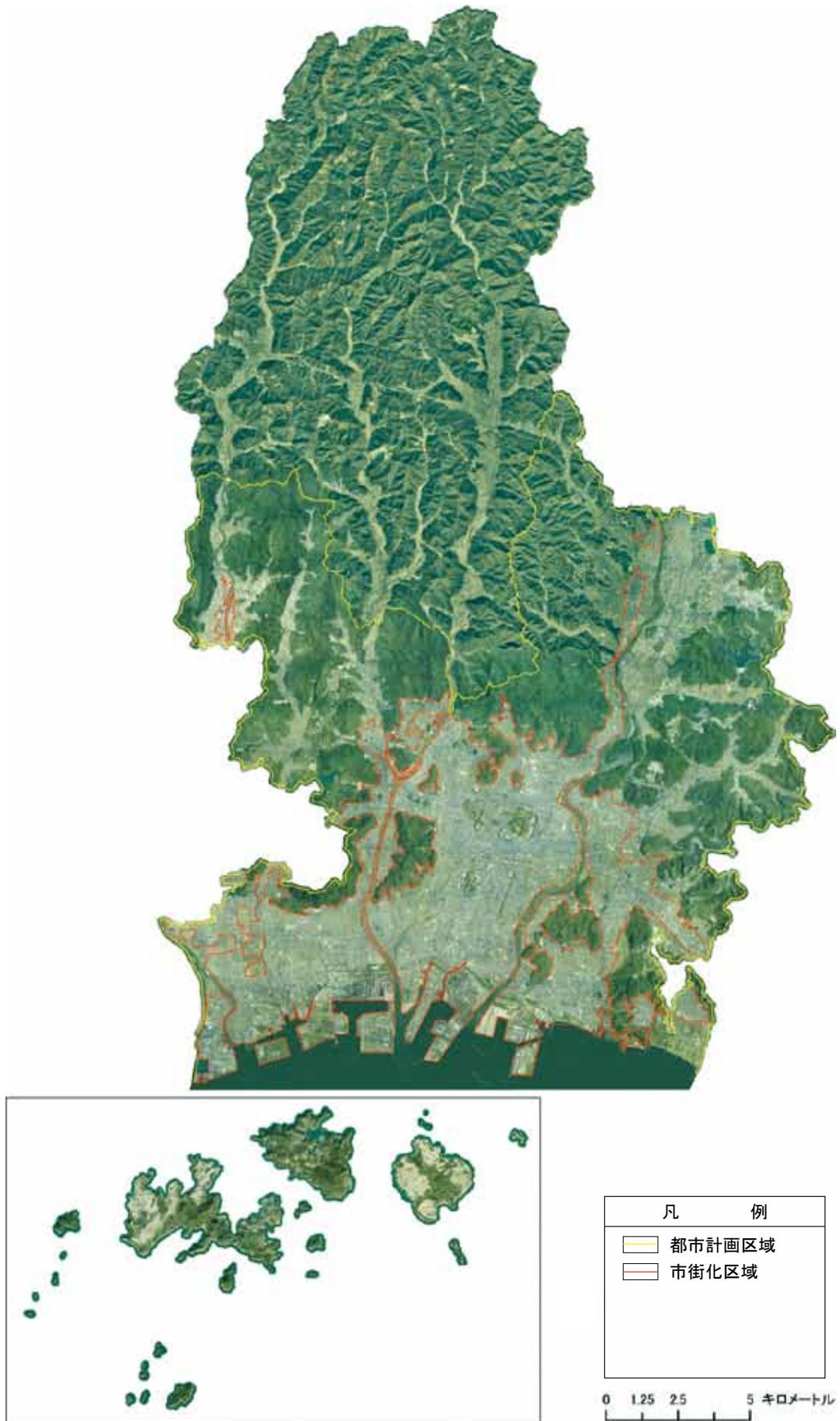
1 姫路市の特性

(1) 地理的・自然的特性

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野の中央に位置し、市域は東西約36km、南北約56kmで、総面積が約534km²の播磨の中核都市です。神戸市まで約50km、岡山市までは約70km、大阪市や鳥取市までは80～90kmの直線距離にあり、京阪神、中国、山陰を結ぶ交通の要衝となっています。

市域北部は、豊かな森林や田園が広がるとともに、標高700～900m級の山並みが連なっています。市域の中南部は、世界文化遺産姫路城や姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから切り離された丘陵が市街地内に点在しています。また、市川、夢前川、揖保川等の河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島を形成しています。

気候は、瀬戸内型気候に属し、四季を通じて温暖な日が多く、自然災害等の比較的小さい地域となっています。



■ 市域の航空写真

(2) 都市形成の沿革

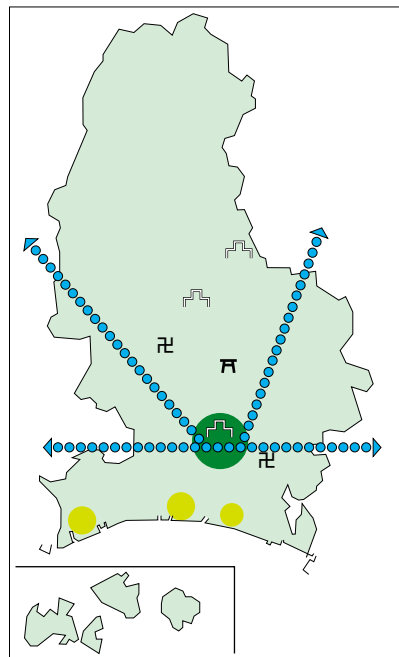
(第1段階：城下町としての発展)

姫路の地は、古くから西国街道と但馬、因幡、出雲の街道が結節する交通の要衝として栄えてきました。奈良時代に国府や国分寺が置かれて以来、播磨の中心として発達してきました。

自動車時代を迎えた今日でも、現在の国道線（国道2号）は西国街道を踏襲しています。

中世には、中国経営の拠点として、豊臣秀吉が姫山に三層の天守閣を持つ城郭を築き、17世紀初頭には、池田輝政が現在の5層の天守閣を持つ城郭を築城し、城下町の繁栄に努めました。

その後、徳川の親藩、譜代大名が城下を治め、新田開発や塩田開発、鉄鍛冶、木綿、皮革等の殖産が振興され、姫路藩として江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心であり続けました。



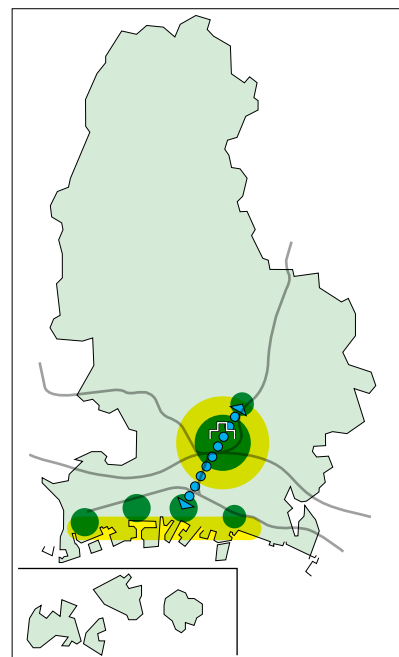
(第2段階：軍都及び工業都市)

現在の姫路市は、明治22年（1889年）に、江戸時代の城下町とその外縁部を市域とする人口約25,000人の都市として、全国30市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまります。また、陸軍師団のうち第10師団が設置されてからは、長く軍都としての側面を持つことになります。

近代的な都市づくりの第一歩として、生野から飾磨港間の馬車道、飾磨港の整備が行われるとともに山陽鉄道や播但鉄道が開通しました。また、明治36年（1903年）には、姫路駅から小溝小路、軍用地を経て野里を結ぶ南北幹線道路の整備を行いました。これらの要因によって市街地の中心は西国街道筋から御幸通り筋に移りました。

大正時代には、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業・業務施設が集積するとともに、旧制姫路高校が大正13年（1924年）に開校し、文教府としての側面も持つようになります。

本市の工業化は、明治後期から昭和にかけて繊維関係の工場が次々に建設され、また大正から昭和にかけて臨海部に製鉄所等の重工業が進出し、人口の集積とともに市街地が拡大しました。大正末期から始まった土地区画整理事業は、上記の工場進出とあいまって、市街地拡大の大きな推進力となりました。



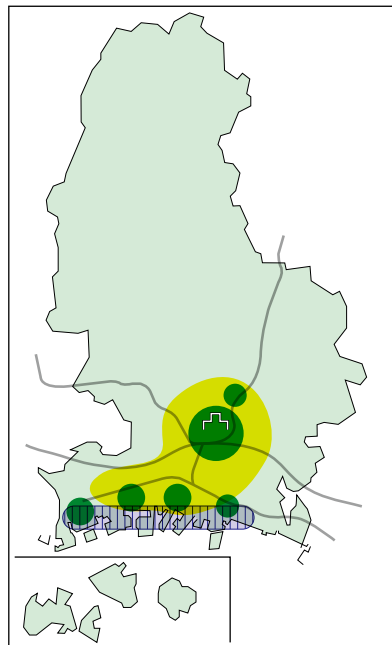
（第3段階：戦後の復興と市街地の拡大）

太平洋戦争では、2回の空襲により市街地は壊滅的な打撃を受けましたが、戦後復興を早期に果たすべく市街地の改造に取り組み、姫路駅周辺の復興が図られました。この計画の柱は、曲折が多くて狭い旧城下町時代の道路網を近代的な広い道路網に改修することであり、戦災復興土地地区画整理事業の実施により、国道線（国道2号）や大手前通りなど今日に至る市街地の骨格が形成されました。

戦災住宅対策は、都心部の旧軍用地の住宅建設に始まり、昭和21年（1946年）頃から公営住宅の建設が相次ぎました。昭和25年（1950年）頃からは、民間の住宅建設が盛んになり、八丈岩山一帯まで宅地化が進みました。

高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げてきました。昭和45年（1970年）頃には姫路駅と臨海部の市街地がほぼ連たんするようになってきました。この市街地の拡大は、おおむね土地地区画整理事業と連動しています。

また、郊外部での住宅団地の開発が進むと同時に、無秩序な市街地の拡大に伴う都市環境の悪化等の問題が生じてきました。



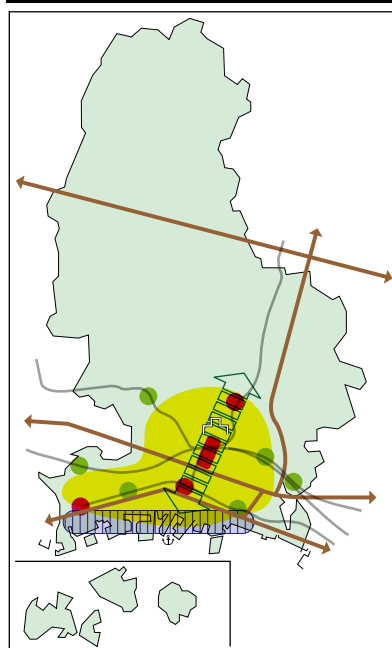
（第4段階：高度成長期から安定成長期へ）

昭和44年（1969年）に新都市計画法、都市再開発法が施行、昭和45年（1970年）3月に姫路市基本構想が策定され、本市の都市づくりの基本方向が定められました。

工業や産業の成長に伴い、国民の生活も大きく変化しましたが、一方で公害問題が全国で顕在化しました。これに対し、市街地の環境を保全するため、工業地域と一般市街地の間に緩衝地帯として、グリーンベルト（緩衝緑地）が整備されました。

また、昭和46年（1971年）には、無秩序な市街地拡大の抑制と計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定され、優先的に市街化を図る地域と市街化を抑制する地域が区分されることになりました。

計画的・効率的な都市施設の整備も行われ、鉄道網ではJR山陽新幹線新大阪～岡山間が開通し、道路網では国道2号姫路バイパス、播但連絡道路が開通するなど、国民経済の発展に必要な都市施設が完成していきました。市街地においては、土地の合理的かつ健全な利用に向け、北部副都心の整備や市街地開発事業が進められました。



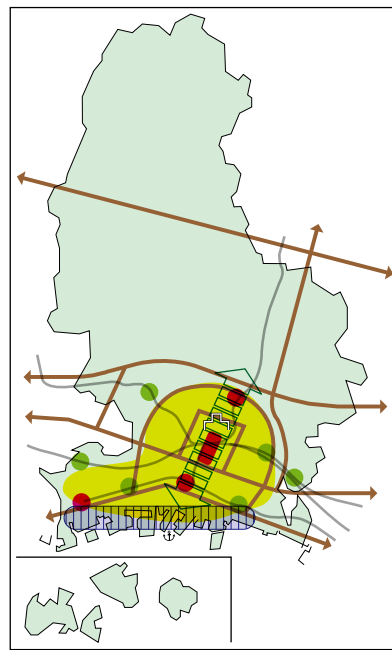
（第5段階：人口減少社会の到来と少子高齢化の進展）

平成に入り、バブル崩壊を経て、これまでの高度成長の時代は終わりを迎えました。また、少子高齢化が急速に進行しており、人口減少社会の到来を見据えた都市づくりが求められるようになりました。都市計画制度も用途地域の細分化（1992 年）、区域区分制度の選択制（2000 年）、大規模集客施設の立地規制の強化（2006 年）といった改正が行われ、これまでの都市の拡大成長を前提とした都市づくりから、都市機能を集約した都市づくりへの転換が行われています。

このような中、平成 5 年（1993 年）には姫路城が法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産に登録され、平成 8 年（1996 年）には、全国 11 市とともに最初の中核市へ移行しました。

また、平成 18 年（2006 年）に周辺 4 町と合併し、新しい姫路市となり、地方分権時代にふさわしい確かな一歩を踏み出したところです。

都心部では、J R 姫路駅周辺地区での鉄道高架化が平成 20 年（2008 年）に完成し、土地区画整理事業、関連道路事業等により、都市機能の集積と南北市街地の一体化が進んでいます。また、J R 姫路駅高架下への大型商業施設の出店や新駅ビルの建設など、中心市街地も賑わいを見せています。



(3) 社会的特性

(多様な歴史文化)

兵庫県下には 11 件の国宝の建造物があります。これは奈良県、京都府、滋賀県に次いで全国 4 番目の件数であり、このうちの 10 件が集中するのが播磨地域です。国宝建造物に代表される歴史と文化の宝庫といえる播磨地域において、特筆すべきものが世界文化遺産姫路城です。

世界文化遺産姫路城に加えて、本市には円教寺、広峯神社、弥勒寺、古井家住宅、随願寺の重要文化財があります。また、播磨国分寺跡、瓢塚古墳、赤松氏城跡、置塩城跡といった史跡等があるほか、西国街道など旧街道等の古道沿いには旧城下町、旧宿場町等の面影が残っています。このような多様な歴史と文化は現在、町並みや景観形成等にも生かされ、市域又は広域における観光資源としての役割も果たしています。

また、祭り屋台に象徴される歴史と文化は、コミュニティの活力となって蓄積されています。約 800 の自治会、約 300 の婦人会、約 550 の子供会、約 570 の老人クラブが祭りをはじめ、運動会や清掃活動など地縁的な活動を展開しています。

■ 兵庫県下の国宝建造物

	名称	種別	指定年月日	所在地
1	姫路城 大天守	近世以前／城郭	昭和 26. 06. 09	姫路市
2	姫路城 西小天守	近世以前／城郭	昭和 26. 06. 09	姫路市
3	姫路城 乾小天守	近世以前／城郭	昭和 26. 06. 09	姫路市
4	姫路城 東小天守	近世以前／城郭	昭和 26. 06. 09	姫路市
5	姫路城 イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	近世以前／城郭	昭和 26. 06. 09	姫路市
6	一乗寺 三重塔	近世以前／寺院	昭和 27. 03. 29	加西市
7	浄土寺 浄土堂(阿弥陀堂)	近世以前／寺院	昭和 27. 03. 29	小野市
8	鶴林寺 本堂	近世以前／寺院	昭和 27. 11. 22	加古川市
9	鶴林寺 太子堂	近世以前／寺院	昭和 27. 11. 22	加古川市
10	朝光寺 本堂	近世以前／寺院	昭和 29. 03. 20	加東市
11	太山寺 本堂	近世以前／寺院	昭和 30. 06. 22	神戸市西区

（多彩な企業が立地するものづくり拠点）

本市を含む播磨臨海地域の製造品出荷額等は5兆円（平成22年）に達し、東京23区や大阪市など、どの政令指定都市をも上回るものづくりの拠点を形成しています。

播磨臨海地域の中心となる本市では、新日鐵住金(株)広畑製鐵所、山陽特殊製鋼(株)、(株)ダイセル化学工業姫路製造所、(株)日本触媒姫路製造所など鉄鋼、化学等の素材型産業に加えて、平成22年7月にはパナソニック(株)が液晶パネル工場を稼働させるなど、デジタル家電分野の最新鋭の工場が稼働しています。

内陸部では、中国縦貫自動車道や播但連絡道路沿いの工業団地を中心に、電気・一般機械等の多彩な企業が立地しています。

また、皮革、鎖など特色ある地場産業や姫路仏壇、明珍火箸等の城下町の伝統を受け継ぐものづくり産業が営まれています。

■ 播磨臨海地域の製造品出荷額等の比較(平成22年)

単位：千人、億円、万円/人

市町村名	人口	製造品出荷額等	1人当たり出荷額等
播磨臨海地域	1,252	50,077	400
札幌市	1,914	4,696	25
仙台市	1,046	9,632	92
さいたま市	1,222	7,768	64
千葉市	962	10,632	111
東京特別区	8,946	35,227	39
横浜市	3,689	43,363	118
川崎市	1,426	40,793	286
相模原市	718	11,610	162
新潟市	812	10,191	126
静岡市	716	16,972	237
浜松市	801	20,146	252
名古屋市	2,264	33,059	146
京都市	1,474	21,926	149
大阪市	2,665	35,669	134
堺市	842	32,256	383
神戸市	1,544	29,834	193
岡山市	710	9,061	128
広島市	1,174	21,923	187
北九州市	977	21,289	218
福岡市	1,464	5,660	39

（播磨臨海地域の内訳）

単位：千人、億円、%

市町村名	人口	製造品出荷額等	構成比
姫路市	536	19,036	38.0
明石市	291	10,049	20.1
加古川市	267	8,825	17.6
高砂市	94	9,215	18.4
稲美町	31	1,149	2.3
播磨町	33	1,804	3.6
播磨臨海地域	1,252	50,077	100.0

資料：国勢調査、工業統計調査

注：従業者3人以下の事業所を除く

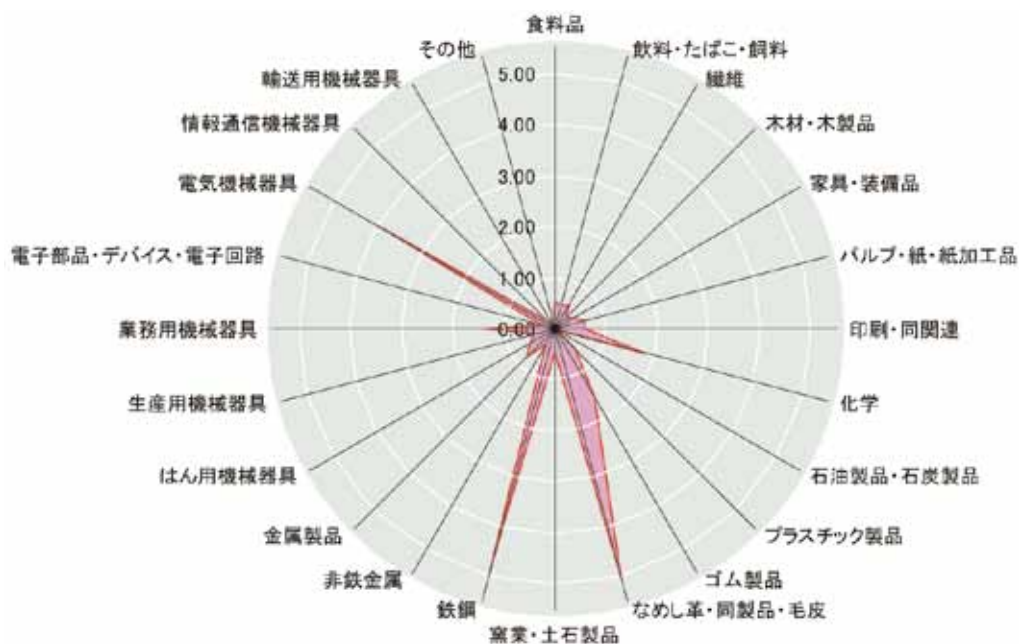
産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等(姫路市、平成22年)

単位：事業所、人、億円、%

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
		構成比		構成比		構成比
総 数	1,144	100.0	44,670	100.0	19,036	100.0
食料品製造業	180	15.7	5,144	11.5	821	4.3
飲料・たばこ・飼料製造業	18	1.6	558	1.2	314	1.6
繊維工業	39	3.4	1,011	2.3	133	0.7
木材・木製品製造業(家具を除く)	19	1.7	249	0.6	42	0.2
家具・装備品製造業	17	1.5	228	0.5	46	0.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	38	3.3	921	2.1	294	1.5
印刷・同関連業	67	5.9	1,099	2.5	234	1.2
化学工業	31	2.7	3,220	7.2	3,197	16.8
石油製品・石炭製品製造業	8	0.7	305	0.7	69	0.4
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	37	3.2	1,029	2.3	389	2.0
ゴム製品製造業	9	0.8	649	1.5	305	1.6
なめし革・同製品・毛皮製造業	65	5.7	626	1.4	120	0.6
窯業・土石製品製造業	29	2.5	863	1.9	216	1.1
鉄鋼業	57	5.0	5,619	12.6	5,789	30.4
非鉄金属製造業	12	1.0	783	1.8	222	1.2
金属製品製造業	176	15.4	3,225	7.2	659	3.5
はん用機械器具製造業	65	5.7	2,098	4.7	393	2.1
生産用機械器具製造業	84	7.3	1,663	3.7	356	1.9
業務用機械器具製造業	12	1.0	1,960	4.4	632	3.3
電子部品・デバイス・電子回路製造業	16	1.4	1,103	2.5	272	1.4
電気機械器具製造業	71	6.2	9,655	21.6	4,016	21.1
情報通信機械器具製造業	13	1.1	539	1.2	177	0.9
輸送用機械器具製造業	49	4.3	1,640	3.7	299	1.6
その他の製造業	32	2.8	483	1.1	39	0.2

資料：工業統計調査

製造品出荷額等の特化係数(姫路市、平成22年)



資料：工業統計調査

注：特化係数とは、全国の産業別構成比に対する姫路市の産業別構成比の割合で、1に近いほど全国の水準に近く、1を超えると全国水準より比重が高い産業となる。

2 姫路市の現況

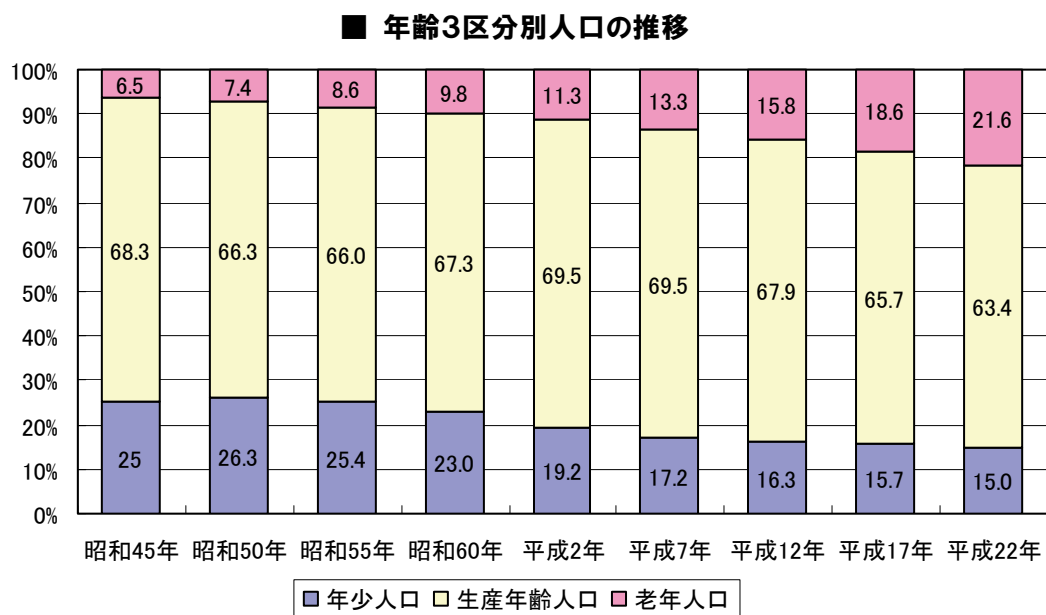
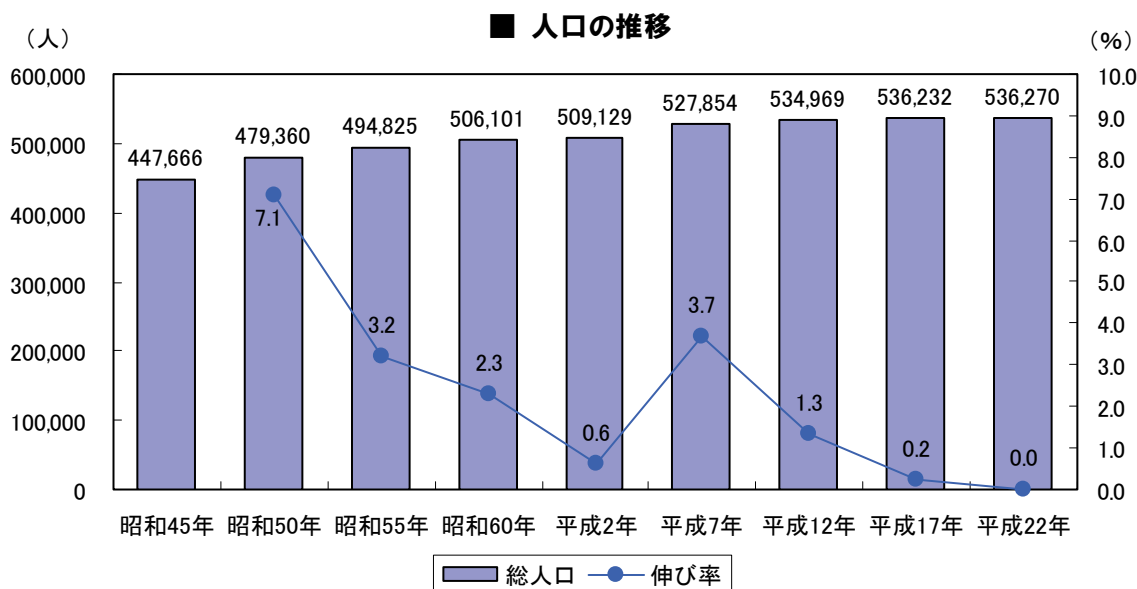
(1) 人口

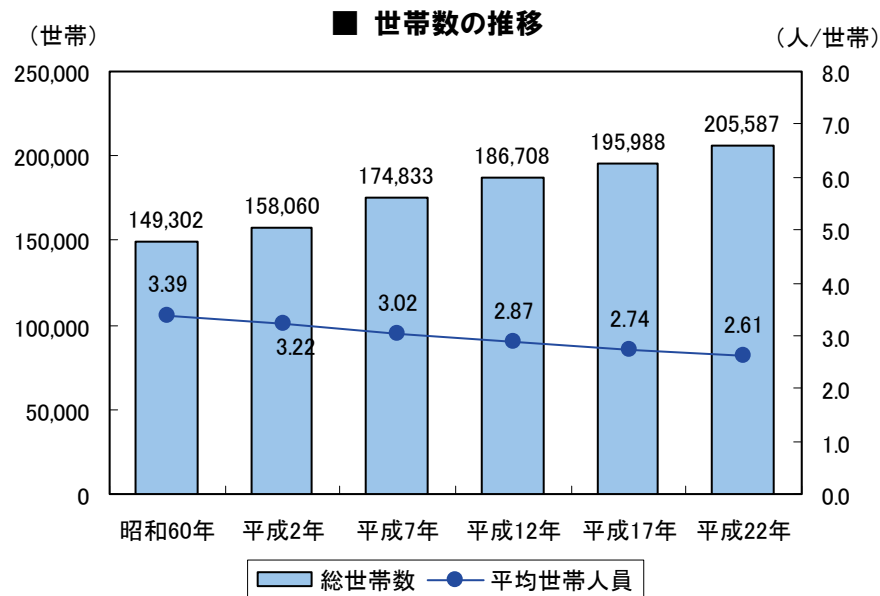
① 人口・世帯数の推移

本市の人口は536,270人（平成22年）であり、県内第2位、中核市の中では船橋市、鹿児島市に次ぐ人口規模を有しています。また、合計特殊出生率は全国平均を上回る1.4台であり、50万人以上の市では高い水準にあります。

しかし、近年では人口の増加傾向が鈍化するとともに少子高齢化が年々進行し、生産年齢（15～64歳）人口は、平成7年をピークに減少しています。また、平成17年以降、老年（65歳以上）人口が年少（15歳未満）人口を上回っています。

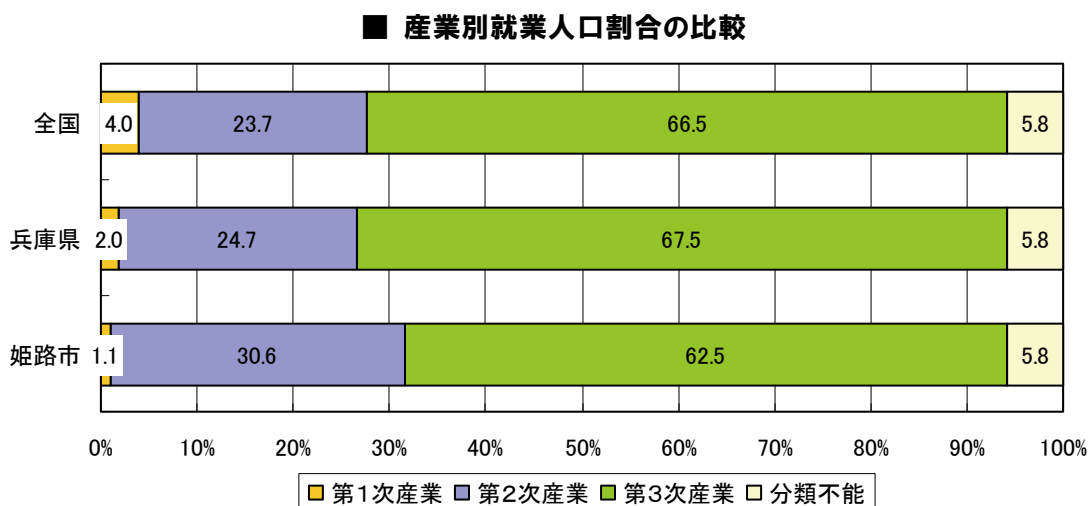
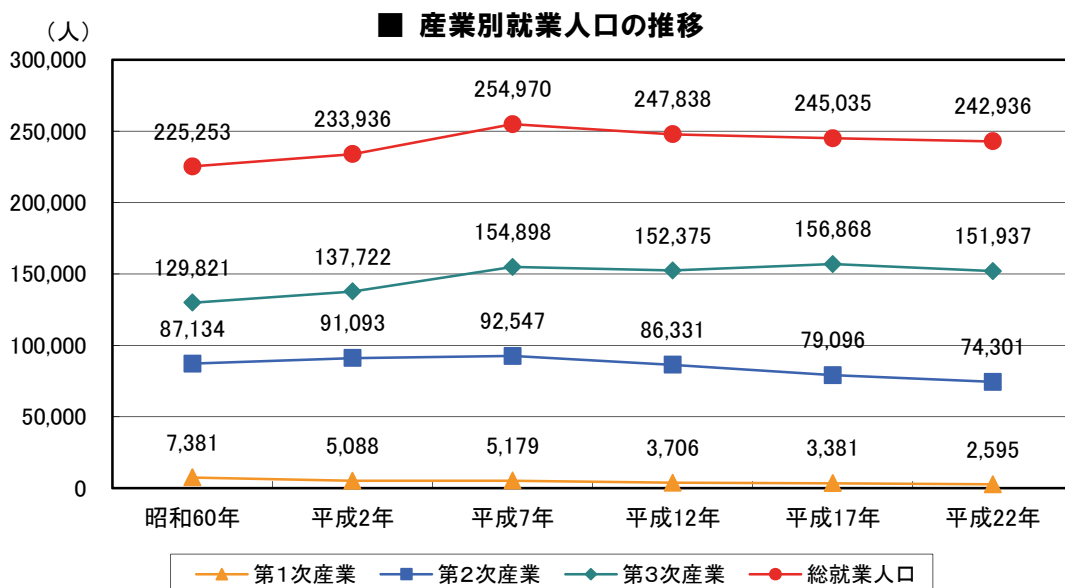
人口の増加とともに世帯数も増加傾向にありますが、核家族化や単独世帯等の増加により、平均世帯人員は減少しています。





② 就業人口の推移

本市の就業人口は242,936人（平成22年）であり、平成7年の254,970人をピークに減少に転じています。このうち、第1次産業及び第2次産業については平成7年以降、一貫して減少を続けており、第3次産業については平成22年に減少に転じています。産業別就業人口の割合をみると、第2次産業の比率が全国平均より高くなっています。

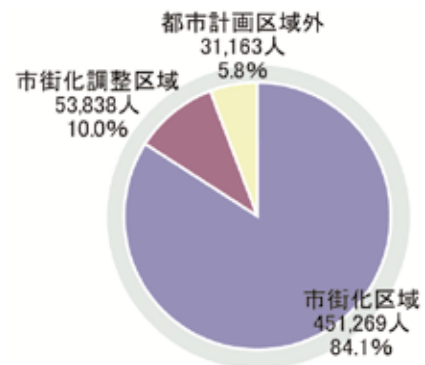


③ 人口の分布

本市では、姫路駅周辺や臨海部の既成市街地を中心に多くの人口が分布していますが、市街化区域の周辺部においても広く人口が分布しています。

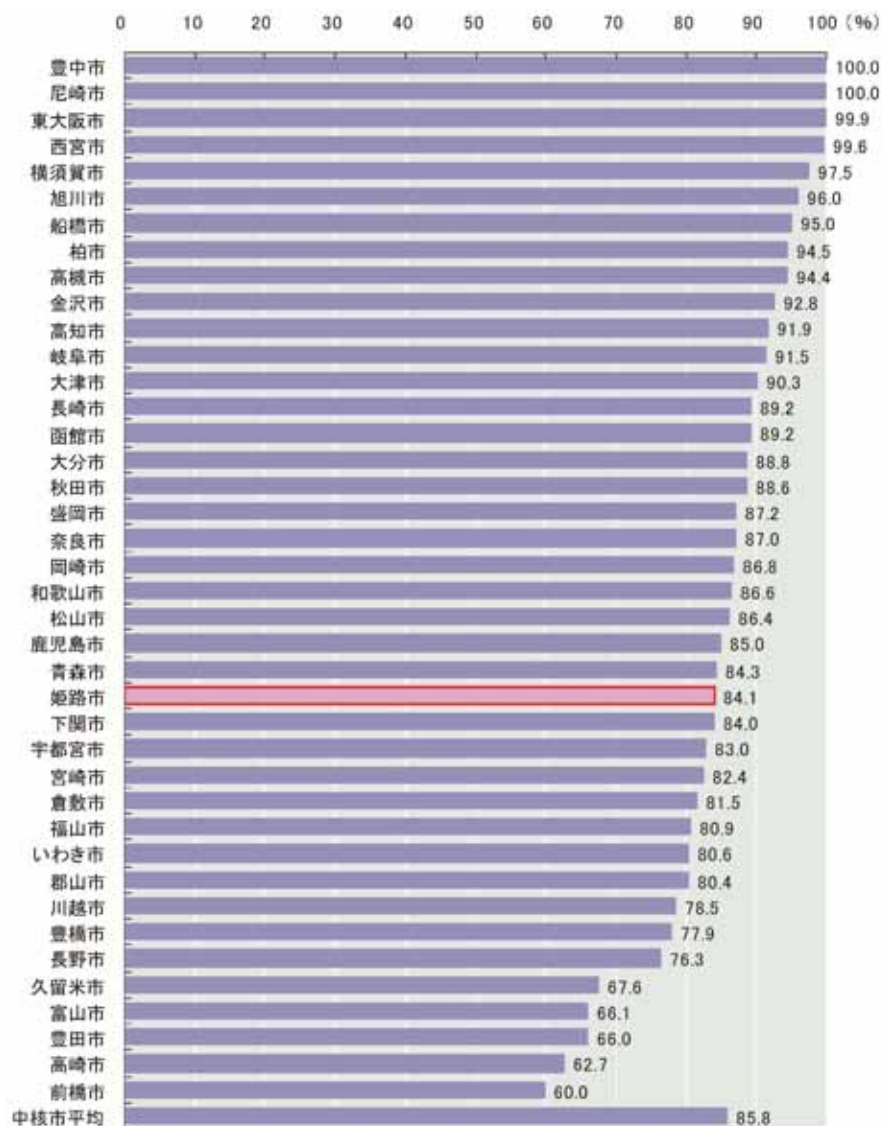
平成 22 年現在では、人口の約 84%にあたる 451,269 人が市街化区域に居住しているものの、約 10%にあたる 53,838 人が市街化調整区域に居住しているなど、他の中核市と比べて、比較的多くの住民が市街化調整区域等で生活しています。

■ 区域別人口(平成22年)



資料：国勢調査

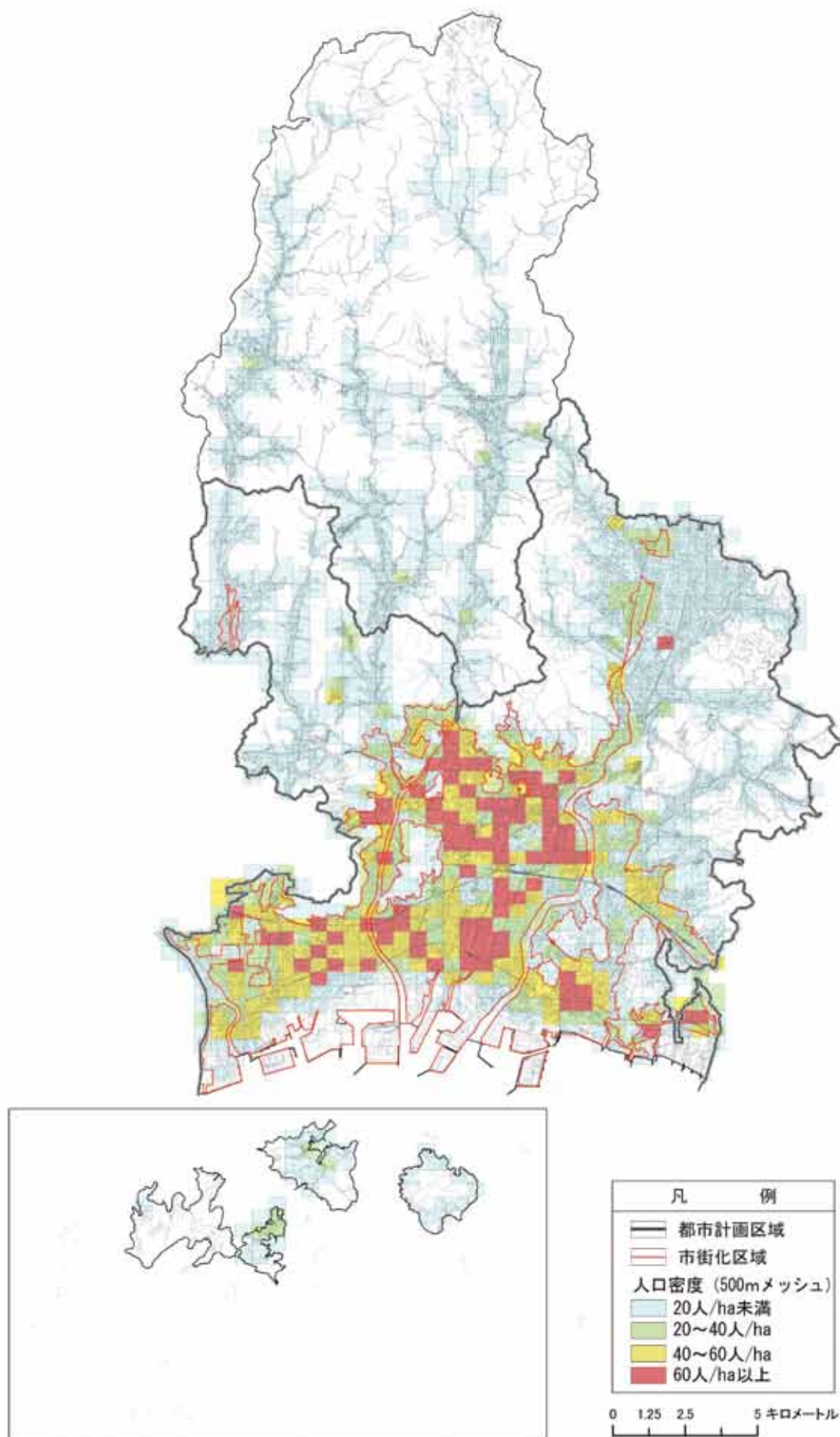
■ 中核市別市街化区域内人口の比較(平成22年)



資料：国勢調査

注：高松市は区域区分を設定していないため、比較対象から除いている。

■ 人口密度の分布(平成22年)



資料：国勢調査

(2) 土地利用

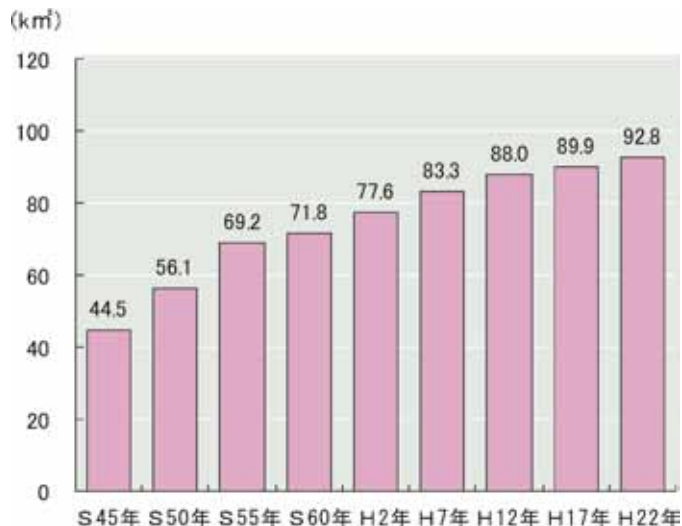
① 市街地の変遷

増加する人口に対して市街地が拡大してきた結果、D I D（人口集中地区：人口密度が1km²当たり4,000人以上である地区）の面積は、昭和45年から平成22年の40年間で2倍（92.8km²）に増加しています。

その一方で、平成22年現在におけるD I D内人口比率は71.6%であり、中核市平均を下回る水準にあります。

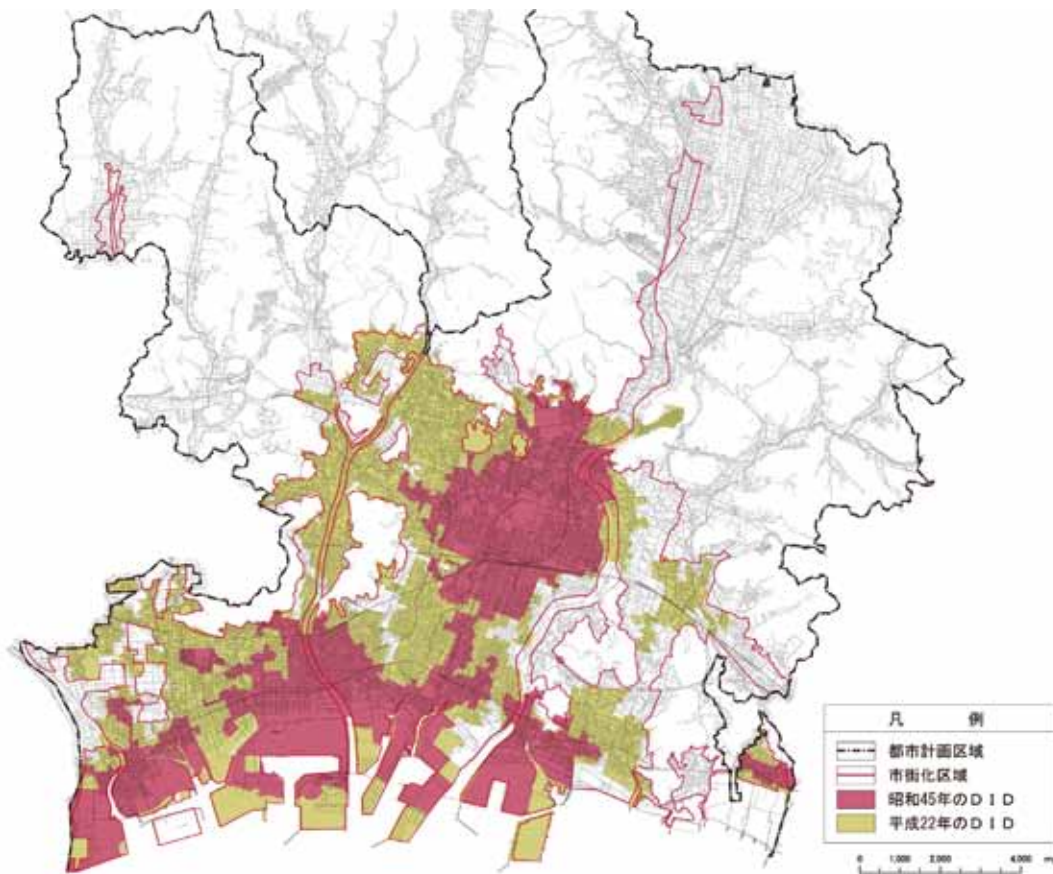
他の中核市と比べて、本市では、稠密な市街地を形成していない集落等が散在しています。

■ DID面積(人口集中地区)の推移



資料：国勢調査

■ DID(人口集中地区)の変遷



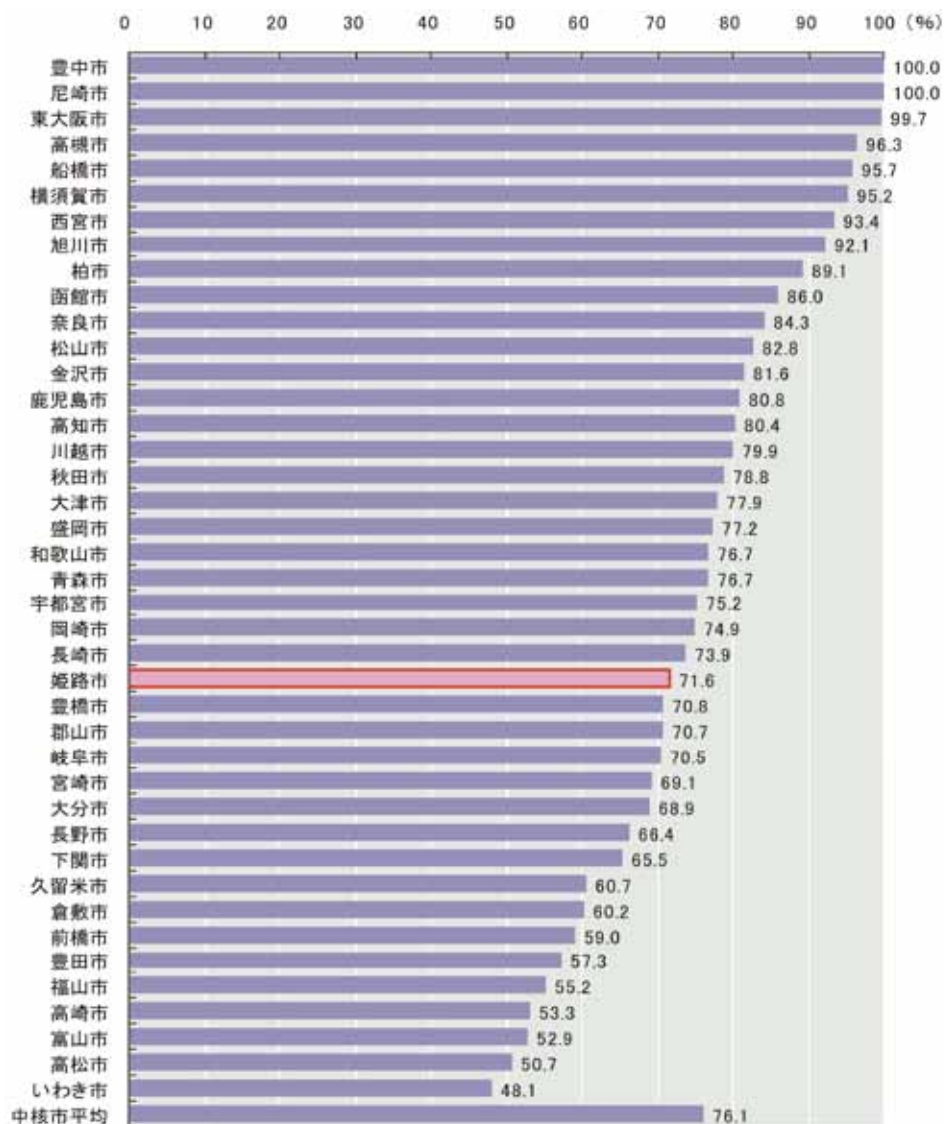
資料：国勢調査

■ DID内外の人口及びDID内人口比率の推移



資料：国勢調査

■ 中核市別DID内人口比率の比較(平成22年)



資料：国勢調査

② 土地利用現況

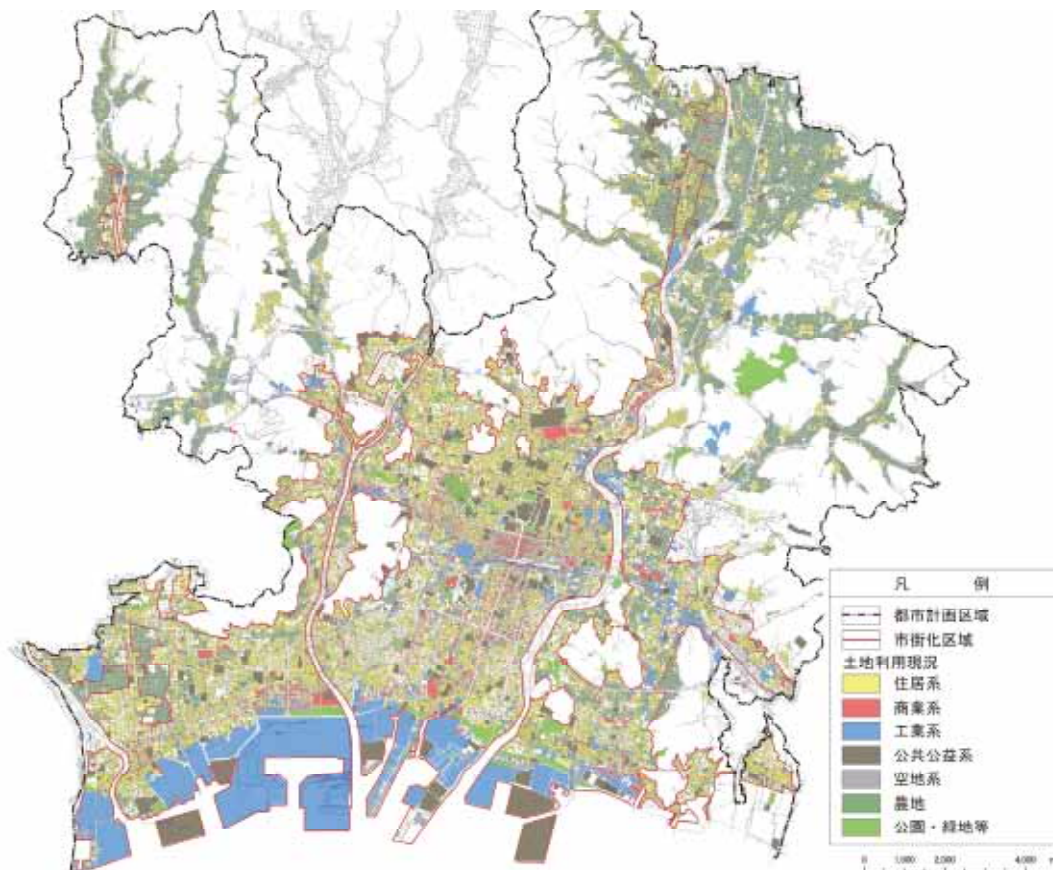
本市は、平成 18 年の市町合併により面積が約 2 倍になり、従来の都市部に加えて海、山、川の豊かな自然を有する都市となりました。

また、市域の約 58%にあたる 30,753ha が都市計画区域に指定されています。このうち、市南部の低地を中心とした 11,058ha（市域の約 21%）が市街化区域に設定されています。

市街化区域では、住宅地のほか姫路駅周辺等の商業地や臨海部の工業地といった都市的土地利用が展開していますが、古くからものづくり産業が営まれてきた本市では、住工混在地等が広い範囲で分布しています。また、一部の地域では、農地等の空閑地が多く残っています。

市街化調整区域では、市川や林田川、大津茂川等の河川沿いに農地が広がり、各地に集落が点在しています。一部の地域では、住宅団地や工業地等の都市的土地利用が展開しています。

■ 土地利用現況



資料：平成 17 年度都市計画基礎調査

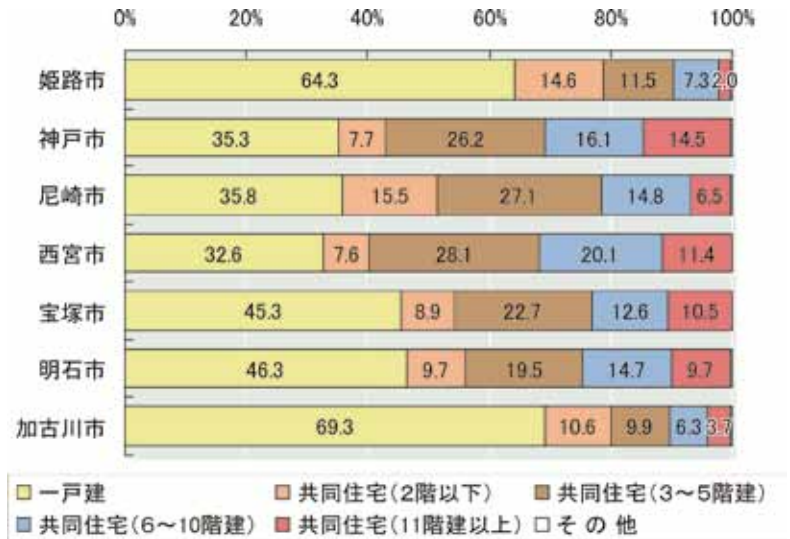
注：上記図面は、基となる資料の関係上、都市計画区域のみ表示しています。

③ 建築物の高さの状況

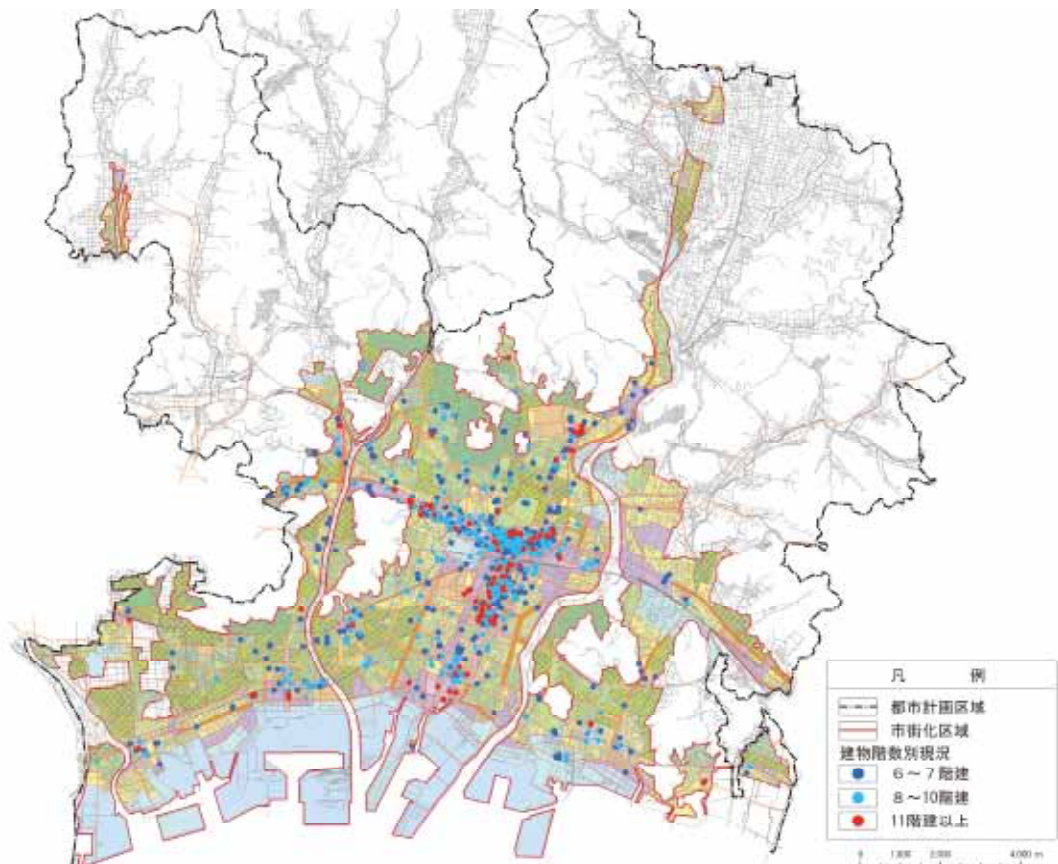
本市における住宅の立地状況は、阪神間の主要都市と比較して戸建住宅等の低層住宅の割合が高く、住宅市街地は中低層の形態が一般的となっています。

6階建以上の中高層建築物の立地状況をみると、姫路駅周辺の都心部や主要鉄道駅周辺に集積しているほか、幹線道路沿道に分散して立地しています。

■ 住宅の建て方の割合(平成20年)



■ 建物階数別現況



資料：平成20年度都市計画基礎調査

注：上記図面は、基となる資料の関係上、都市計画区域のみ表示しています。

(3) 都市施設

① 交通

本市では、東西方向の山陽自動車道、中国縦貫自動車道、国道2号バイパス（姫路バイパス）、国道2号、国道250号と、南北方向の播但連絡道路、国道29号、国道312号、国道372号によって広域的な幹線道路網が形成されています。また、これらの道路網に加えて、播磨地域の産業・経済活動発展の基盤として、播磨臨海地域道路網の検討が進められています。

また、本市の公共交通は鉄道、バス、旅客船で構成されています。鉄道は、東西方向のJR山陽新幹線・山陽本線、山陽電鉄本線・網干線、南北方向のJR播但線・姫新線があります。市内には30の鉄道駅があり、鉄道交通は比較的充実していますが、夢前町、安富町方面は鉄道空白地となっています。

主なバス路線は、姫路駅を中心として、市内各地に放射状に広がっていますが、その一方で、環状方向のバス路線が不足しています。

旅客船については、姫路港と家島町を結ぶ姫路港～家島、姫路港～坊勢島の2航路が運航されています。姫路港～坊勢島の運航便の一部は、男鹿島や西島へ寄港しています。

② 都市計画道路

市街地内の幹線道路は、3 環状道路と 10 放射道路を中心に構成されています。これらの幹線道路のうち都市計画道路については、139 路線、延長約 322km が計画されており、平成 25 年度末現在における整備済延長は約 208km で、整備率は約 65%となっています。

また、未整備路線のうち、約 96%にあたる 50 路線、約 100km については、新設又は現道拡幅の計画を定めた時から 20 年を超えている状況です。特に、市街地に集中する自動車交通を分散する効果が期待できる環状道路の整備が遅れています。

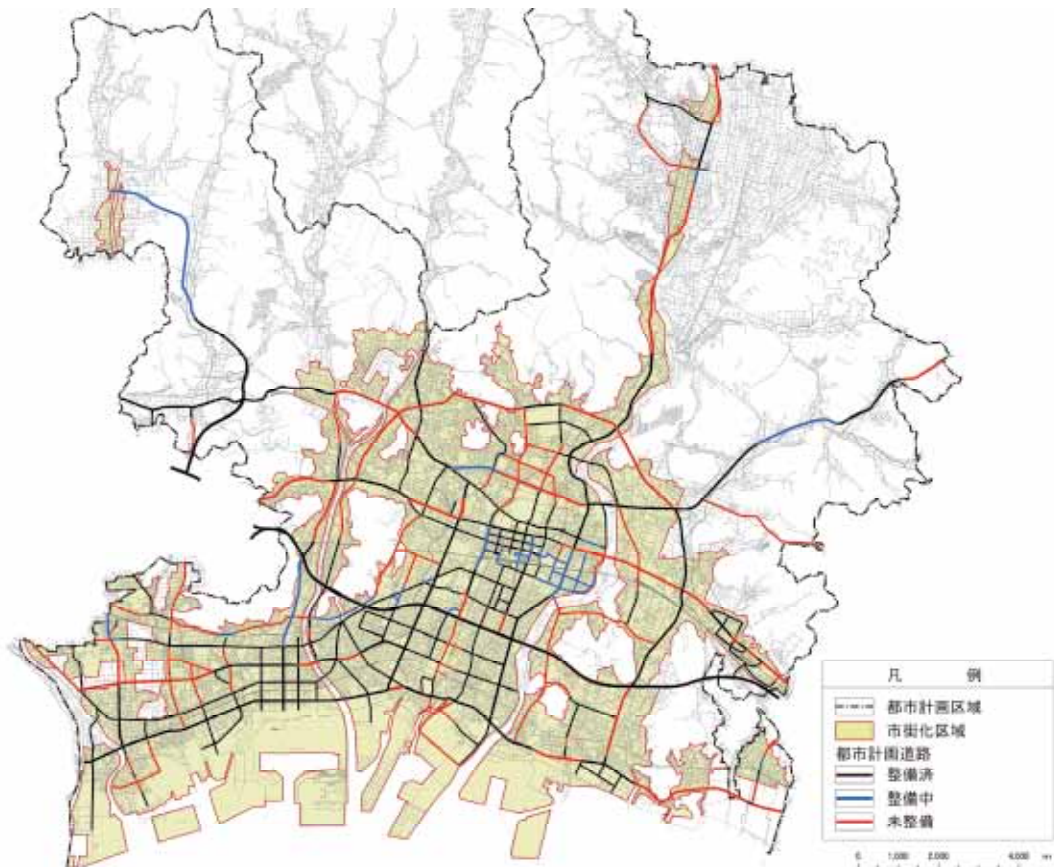
■ 都市計画道路の整備状況

単位：m、%

種別	路線数	計画延長	整備済延長	整備率
自動車専用道路	1	2,900	2,900	100.0
幹線街路	110	305,840	192,340	62.9
区画街路	20	10,390	9,850	94.8
特殊街路	8	3,240	3,030	93.5
合計	139	322,370	208,120	64.6

注：平成 26 年 3 月 31 日現在

■ 都市計画道路の整備状況



注 1：平成 26 年 3 月 31 日現在

注 2：上記図面は、基となる資料の関係上、都市計画区域のみ表示しています。

③ 都市計画公園・緑地

本市の都市計画公園は 294 公園、面積 665.6ha、緑地等については 3 箇所、87.0ha が都市計画決定されており、代表的なものとして、世界文化遺産姫路城を含む姫路公園や自然環境を生かした桜山公園、手柄山中央公園等があります。また、臨海部の工業地帯とその後背地における住民の生活環境の保全を図るため、浜手緑地が整備されています。

平成 25 年度末現在における都市計画公園・緑地の整備状況は、計画面積約 753ha (297 箇所) に対して整備済面積が約 344ha (226 箇所) で、整備率は約 46%となっています。

また、未整備公園・緑地のすべてが新設の計画を定めた時から 20 年を超えている状況です。

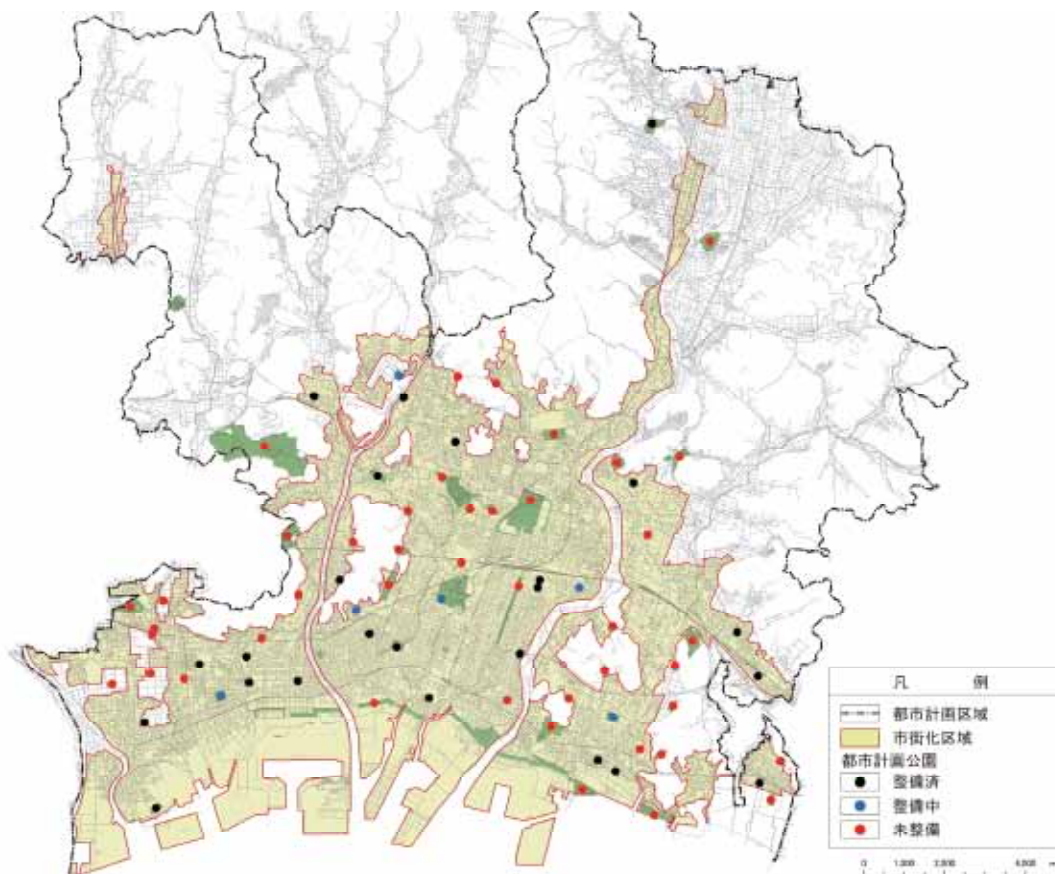
■ 都市計画公園・緑地の整備状況

単位：ha、%

種別	箇所数	計画面積	整備済面積	整備率
街区公園	222	54.2	48.2	89.0
近隣公園	44	92.7	37.6	40.6
地区公園	16	117.4	33.2	28.2
総合公園	10	369.5	141.3	38.2
運動公園	1	15.4	8.0	51.9
風致公園	1	16.4	0.5	2.7
緑地等	3	87.0	75.6	87.0
合計	297	752.6	344.3	45.8

注：平成 26 年 3 月 31 日現在

■ 都市計画公園・緑地の整備状況(街区公園を除く)



注 1：平成 26 年 3 月 31 日現在

注 2：上記図面は、基となる資料の関係上、都市計画区域のみ表示しています。

第2章

市民の意向

第2章 市民の意向

都市計画マスタープランに市民の意見を反映するため、平成 24 年 12 月から平成 25 年 1 月にかけて、本市のまちづくりに関するアンケートを実施しました。

■ 調査の概要

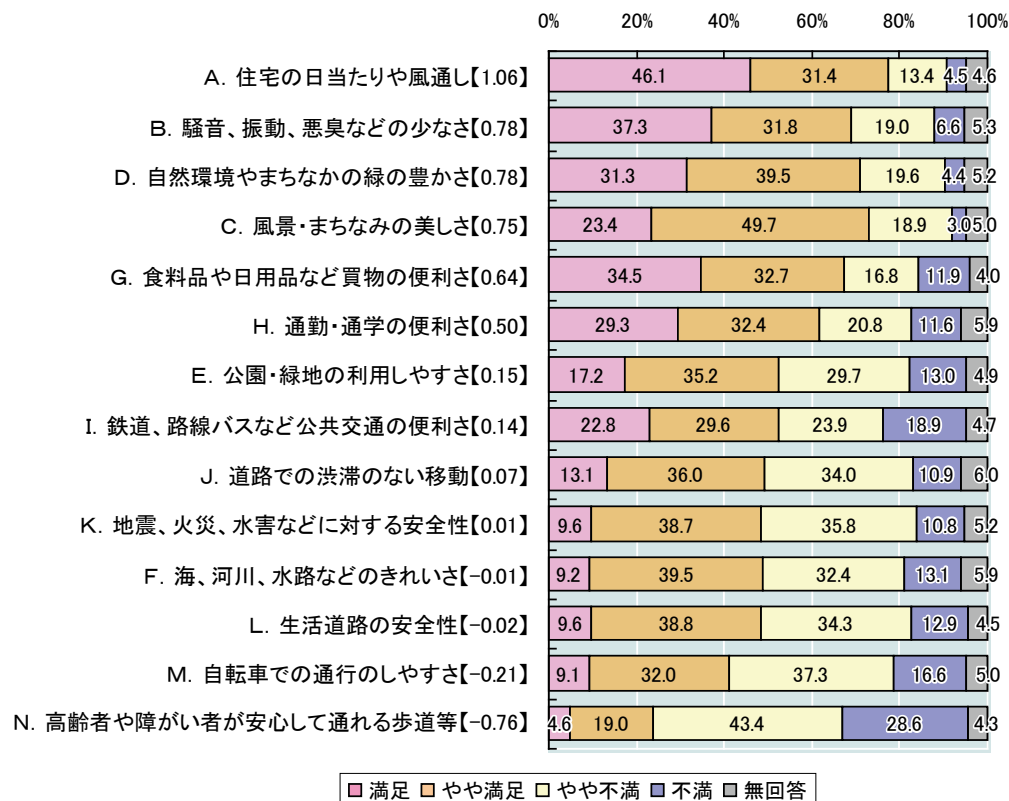
調査地域	姫路市全域
調査対象	20 歳以上の市民 3,000 名、地区連合自治会長 72 名
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	調査票への記入方式、調査票は郵送による配布・回収
調査期間	平成 24 年 12 月 25 日（火）から平成 25 年 1 月 15 日（火）
回収状況	配布数 3,072 通に対し、回収数 1,272 通（回収率 41.4%）

(1) 居住地域の現状

● 歩道等の安全・安心や郊外部で生活利便性の満足度が低い

- ・地域の住みやすさについては、「高齢者や障がい者が安心して通れる歩道等」や「自転車での通行のしやすさ」など、安全・安心に対する満足度が低くなっています。
- ・市街化調整区域や都市計画区域外では、安全・安心に加えて、「公共交通」「通勤・通学」「買物」など日常の生活利便性に対する満足度も低くなっています。

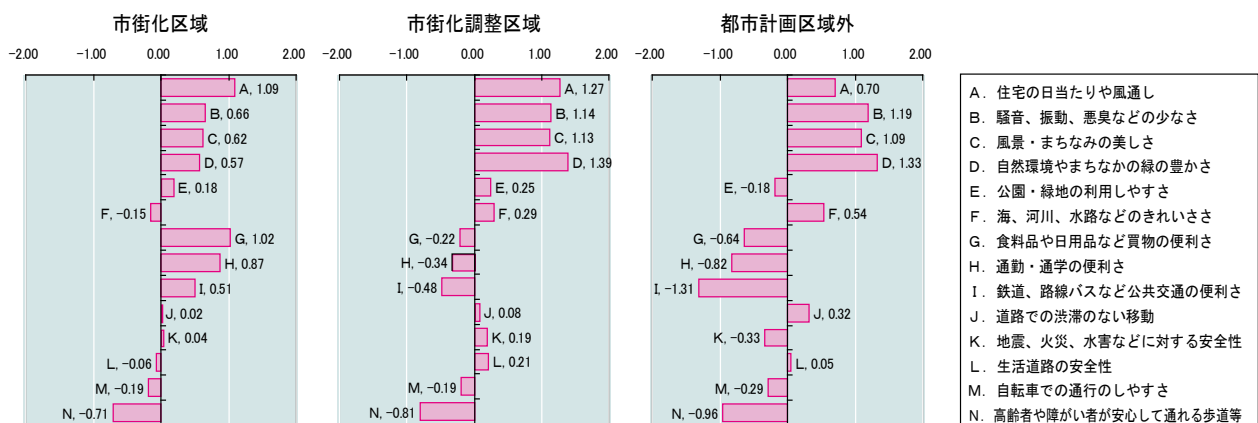
■ 地域の住みやすさ



注：グラフの【 】内の値は満足度の評価点

満足度の評価点 = (満足 × 2点 + やや満足 × 1点 - やや不満 × 1点 - 不満 × 2点) ÷ (回答者数 - 無回答)

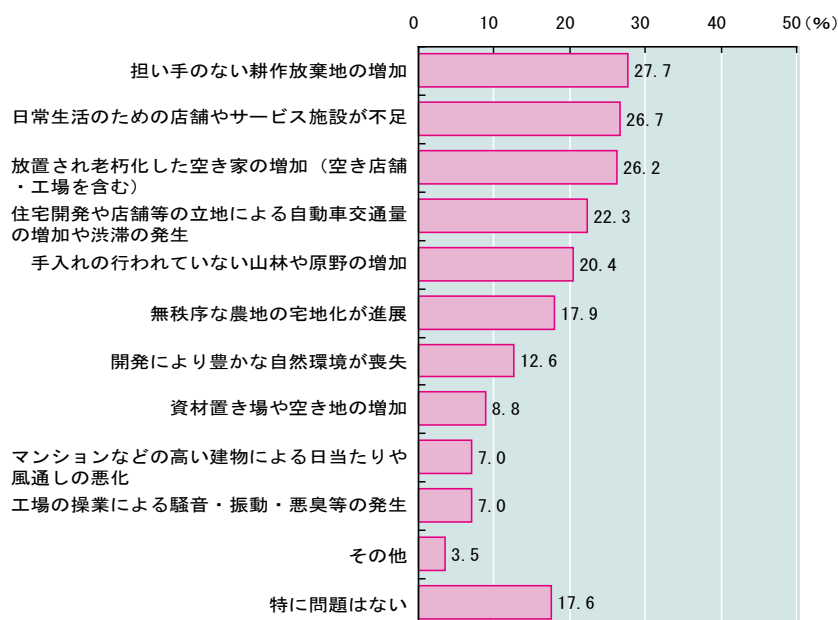
■ 区域区別にみた地域の住みやすさ[満足度の評価点]



● 管理水準の低下した土地利用の増加が顕在化

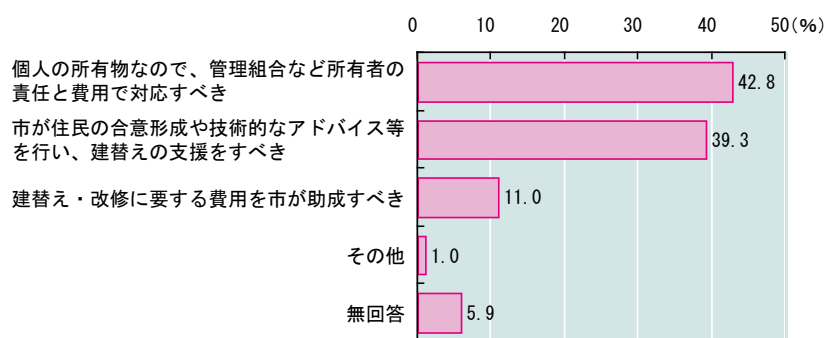
- ・地域の土地利用の問題点については、「耕作放棄地」「放置空き家」の増加など管理水準の低下の問題が顕在化しつつあります。
- ・「日常生活に必要な施設の不足」「自動車交通量の増加や渋滞の発生」など、生活の不便さや自動車交通の問題が指摘されています。

■ 地域の土地利用の課題や問題点

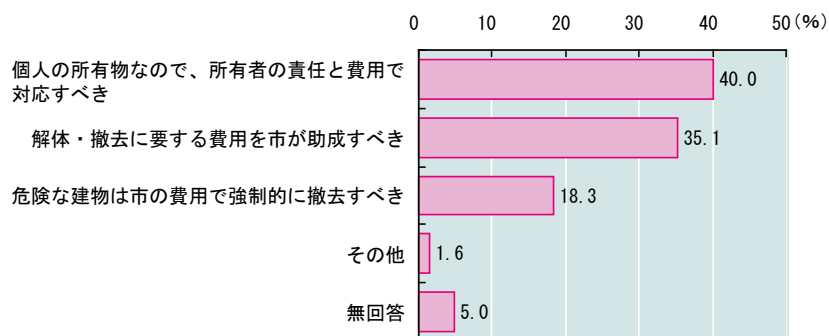


- ・老朽建物への対応については、「所有者の責任と費用で対応すべき」という意見と、「建替えを支援すべき」「費用を助成すべき」など市の支援を求める意見に大きく分かれています。

■ 老朽建物への対応(マンション等の堅牢な建物)



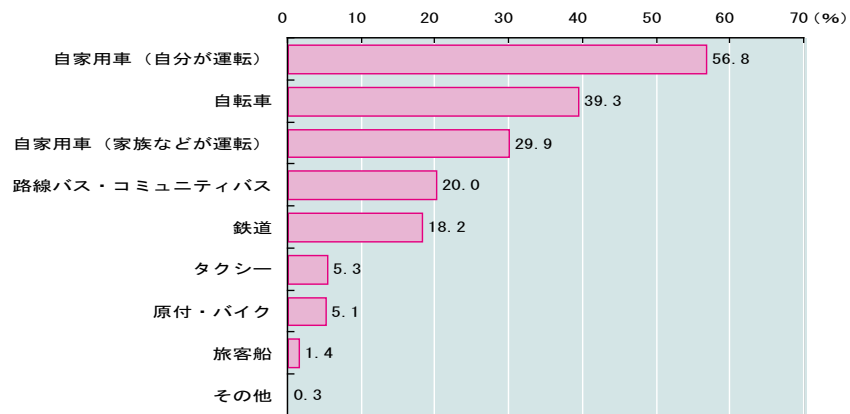
■ 老朽建物への対応(戸建て空き家・廃屋)



● 日常生活の交通手段は自家用車と自転車、都心部へは公共交通の利用が多い

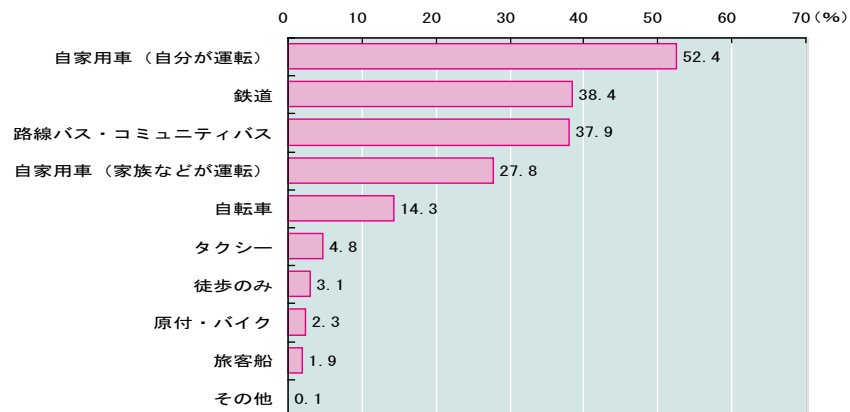
- ・日常生活の主な交通手段については、自分又は家族等が運転する「自家用車」の割合が高く、生活に不可欠な交通手段となっています。
- ・「自転車」の割合も高く、身近で手軽な交通手段として定着しています。

■ 買物、通勤・通学、通院など日常生活の主な交通手段



- ・都心部への主な交通手段については、「自家用車」の割合が高いものの、「鉄道」「路線バス等」など公共交通の割合も比較的高くなっています。臨海部等では「鉄道」、その他の地域では「路線バス等」が上位を占めています。

■ 都心部までの主な交通手段



■ 地域別にみた都心部までの主な交通手段[上位2項目]

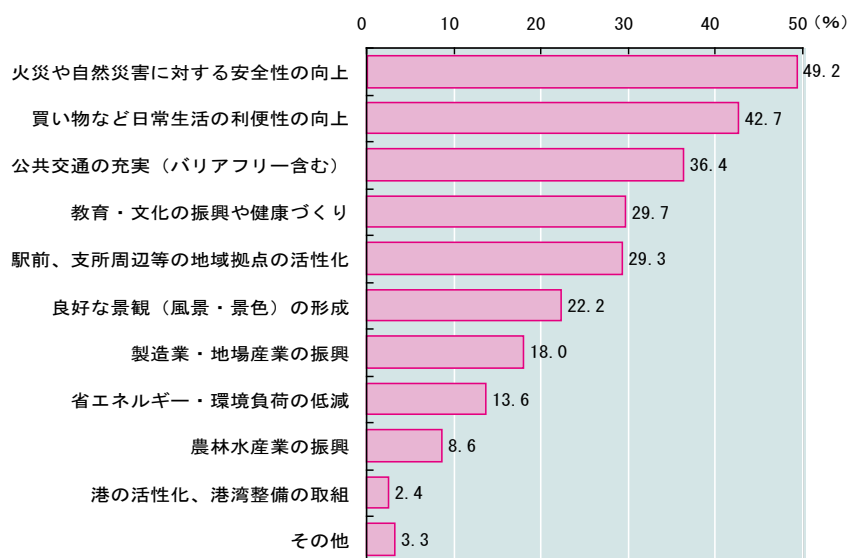
	1 位	2 位
中部第一	路線バス等 : 55.2%	自転車 : 45.8%
中部第二	路線バス等 : 54.5%	自家用車（自分が運転） : 42.1%
北部	路線バス等 : 56.3%	自家用車（自分が運転） : 52.7%
東部	自家用車（自分が運転） : 55.4%	鉄道 : 33.7%
灘	鉄道 : 65.3%	自家用車（自分が運転） : 59.4%
飾磨	鉄道 : 62.9%	自家用車（自分が運転） : 51.6%
広畑	鉄道、自家用車（自分が運転） : 61.1%	
網干	鉄道 : 76.1%	自家用車（自分が運転） : 57.8%
西部	路線バス等 : 69.4%	自家用車（自分が運転） : 62.4%
家島	旅客船 : 85.7%	路線バス等 : 53.6%
安富	自家用車（自分が運転） : 58.5%	路線バス等 : 56.6%
夢前	自家用車（自分が運転） : 62.7%	路線バス等 : 58.7%
香寺	鉄道 : 77.0%	自家用車（自分が運転） : 71.6%

(2) 今後のまちづくり

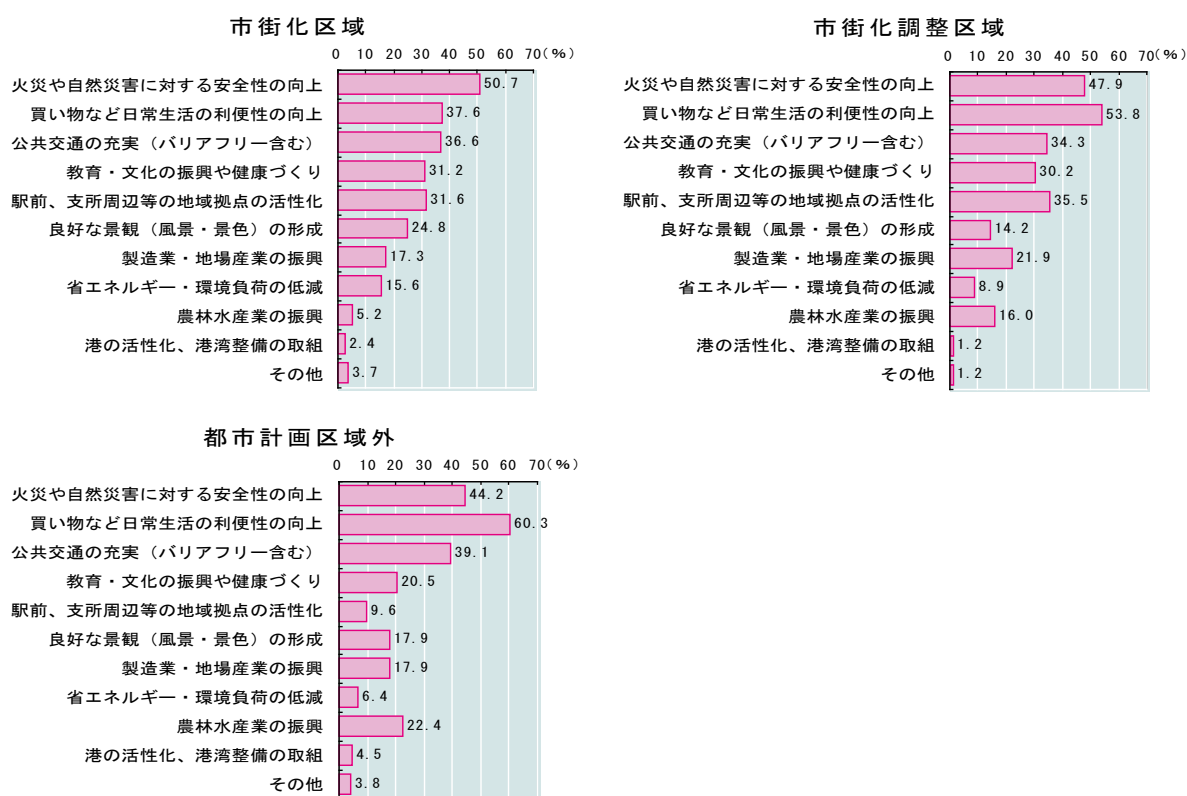
● 今後のまちづくりは、災害に対する安全性の向上や日常生活の利便性の向上を重視

- ・今後のまちづくりについては、「火災や自然災害に対する安全性の向上」「買い物など日常生活の利便性の向上」「公共交通の充実」に重点的な取組が必要との意見が多くなっています。
- ・市街化調整区域と都市計画区域外では、「買い物など日常生活の利便性の向上」が最も重視されています。

■ 今後のまちづくりにおける重点的な取組

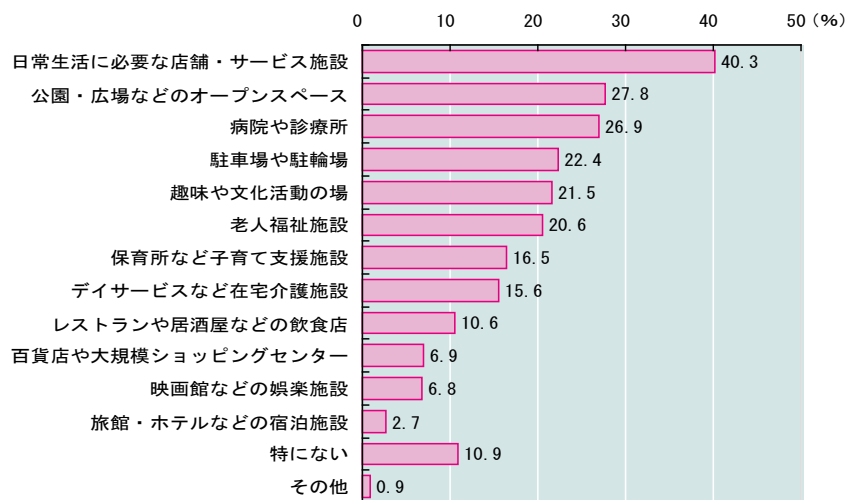


■ 区域区分別にみた今後のまちづくりにおける重点的な取組



- ・地域の拠点に必要な施設については、「日常生活に必要な店舗・サービス施設」が特に多く、いずれの地域でも日常の生活拠点として利便性の向上が求められています。

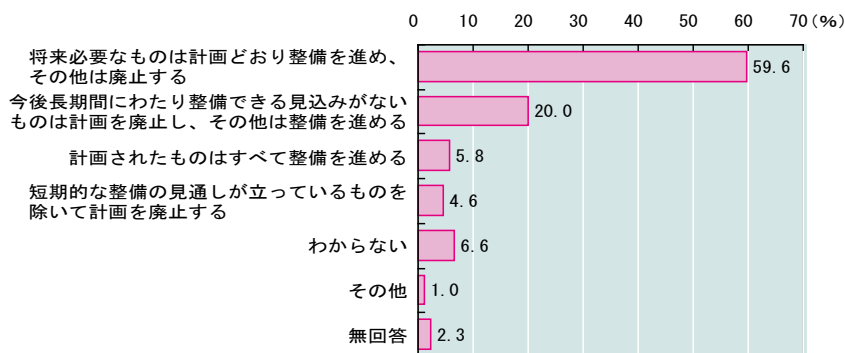
■ 地域の拠点(鉄道駅や支所・地域事務所周辺)に必要な施設



● 未整備の都市計画施設(道路、公園)の適切な見直しが必要

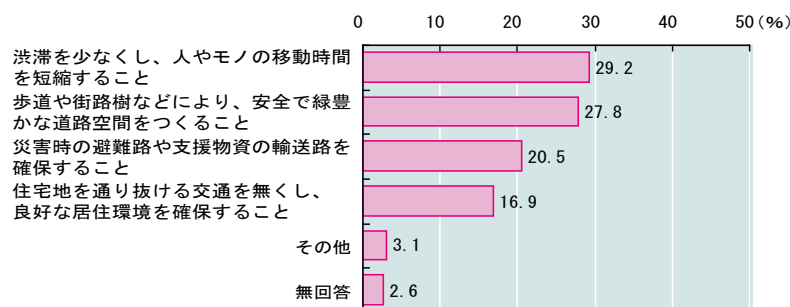
- ・長期にわたり未整備の都市計画施設(道路、公園)については、「将来必要なものは計画どおり整備を進め、その他は廃止する」の割合が特に高く、適切な見直しを行い、より効率的な整備を進めることが求められています。

■ 長い間整備に着手されていない都市計画施設(道路、公園)の整備のあり方



- ・道路の役割については、渋滞の少ない移動や安全で緑豊かな道路空間づくりを期待する意見が比較的多くなっています。

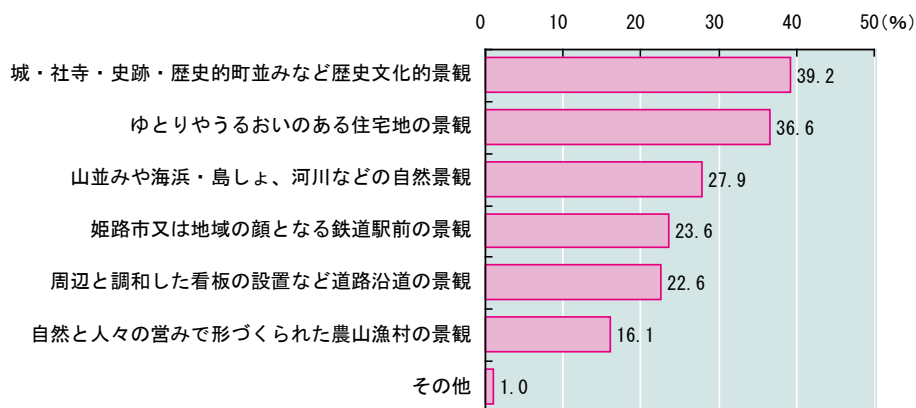
■ 道路に期待する役割



● 大切にしたい景観は歴史・文化と住宅地、自然の景観

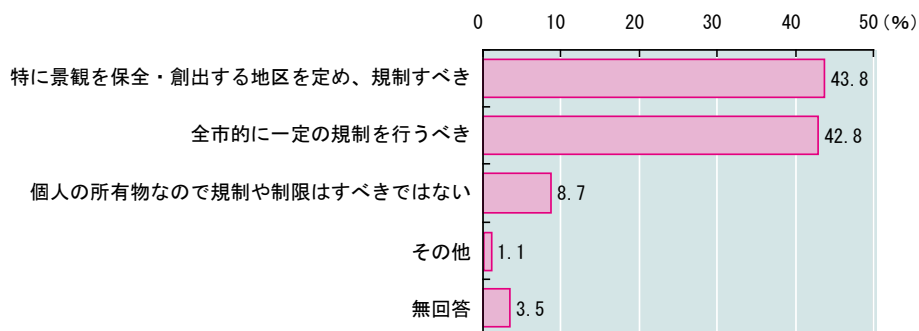
- ・地域にふさわしい景観を形成するためには、「歴史的文化的景観」「住宅地の景観」「自然景観」など、それぞれの地域の特性や資源を生かすことが重要と考えられています。

■ 地域にふさわしい景観を形成するために重要なもの

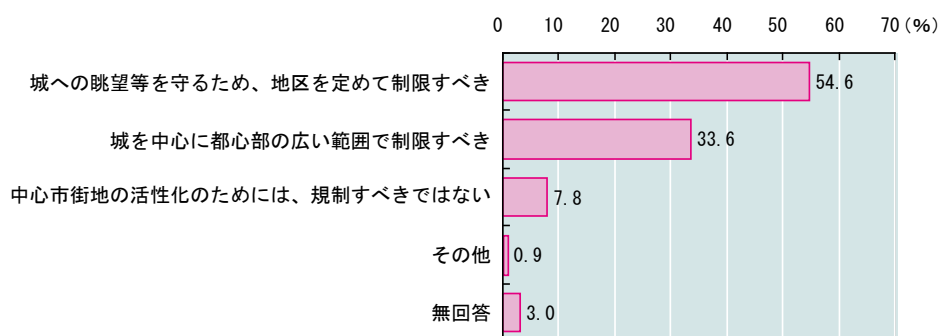


- ・美しいまちなみを形成するためには、「全市的な規制」又は「地区を定めた規制」により、建物の高さや色彩、看板の大きさ等を制限することが必要と考えられています。
- ・姫路城や大手前通り周辺の中心市街地では、「城への眺望等を守るため、地区を定めて」と「城を中心に広い範囲で」をあわせ、約88%の人は景観規制が必要と考えられています。

■ 美しいまちなみを形成するための景観規制のあり方(市全域)



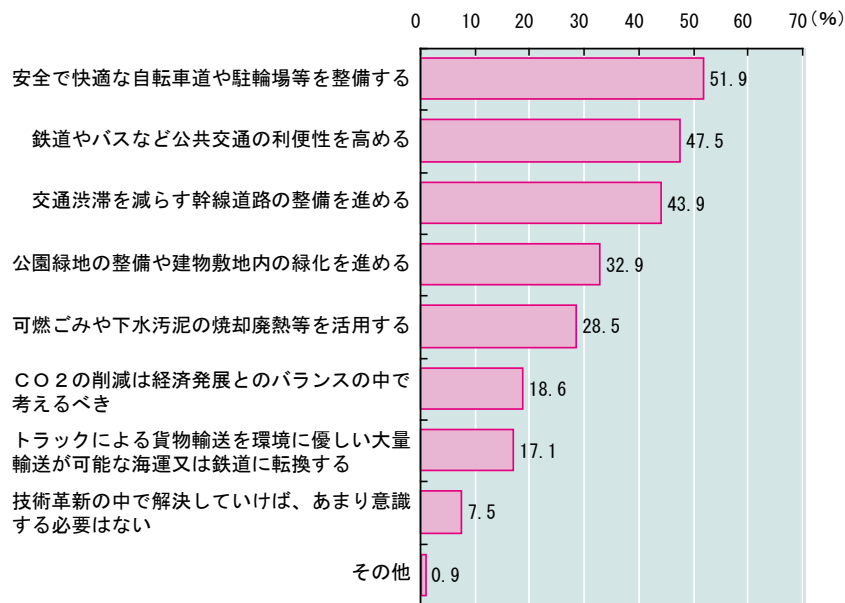
■ 美しいまちなみを形成するための景観規制のあり方(姫路城や大手前通り周辺)



● 環境負荷の低減は交通環境の改善、人や自転車が通りやすい道路整備に高いニーズ

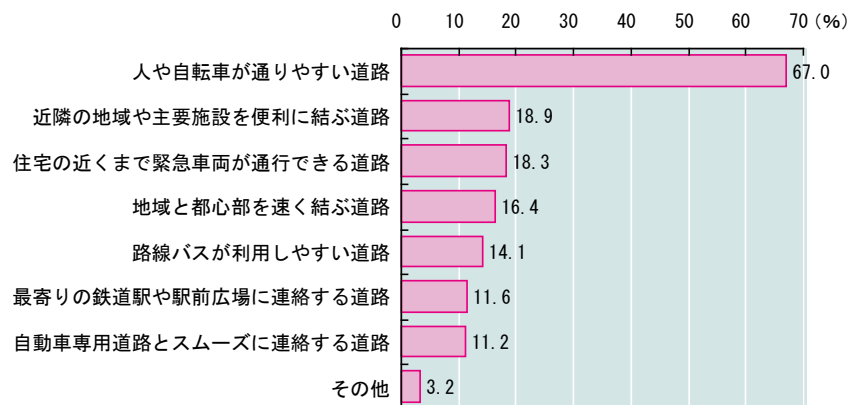
- ・環境負荷の少ないまちづくりを進めるためには、「自転車道や駐輪場等の整備」「公共交通の利便性の向上」など、自転車や公共交通の利用環境の改善に向けた取組が求められています。

■ 環境負荷に配慮したまちづくりを進める上で必要な取組



- ・地域で整備が必要な道路については、「人や自転車が通りやすい道路」の割合が特に高く、いずれの地域でも身近で安全な道路の整備が求められています。

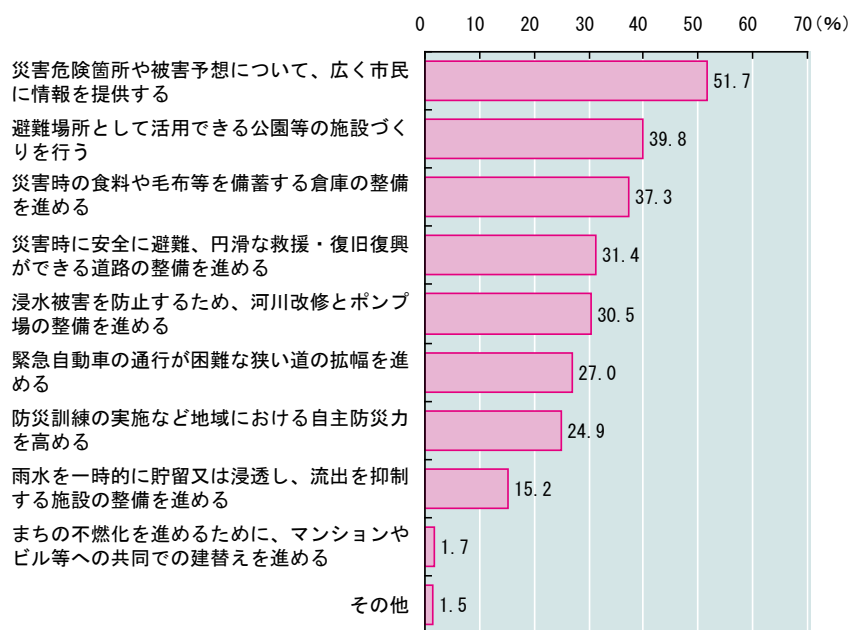
■ 地域で整備が必要な道路



● 災害に強いまちづくりは、防災マップの作成など地域ぐるみでの減災対策

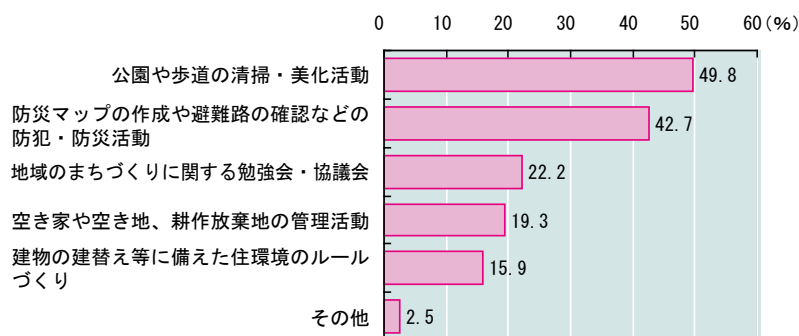
- ・災害に強いまちづくりについては、「災害危険箇所や被害予想について、広く市民に情報を提供する」をはじめ、「避難場所の確保」や「備蓄倉庫の整備」など、ソフト対策を含めて、災害時における安全な避難を確保するための総合的な取組が求められています。

■ 災害に強いまちづくりを進める上で必要な取組



- ・住みよい地域づくりのため、「公園や歩道の清掃・美化活動」「防災マップの作成や避難路の確認等の防犯・防災活動」に参加したいと考える人が多くなっています。

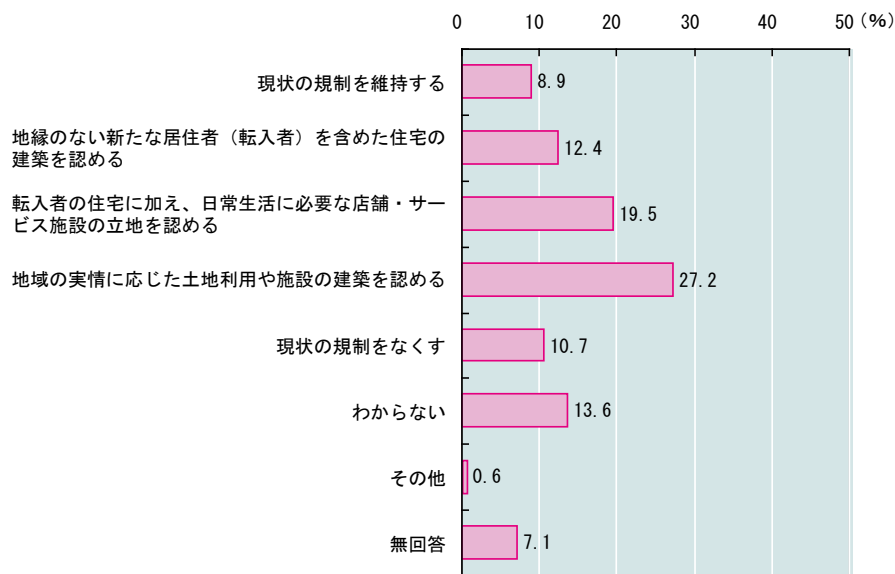
■ 住みよい地域づくりのため、今後参加したい活動



● 市街化調整区域では現状の規制緩和が必要

- ・今後の市街化調整区域における土地利用のあり方については、市街化調整区域の居住者のうち、「現状の規制をなくす」と回答した人は11%にとどまり、「地域の実情に応じた土地利用や建築を認める」など現状の規制緩和を求める意見が多くなっています。

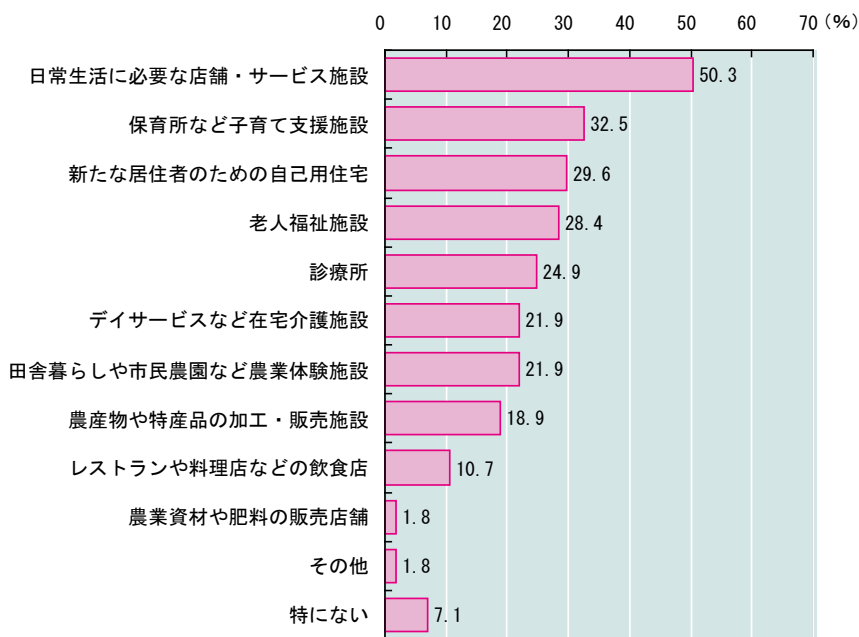
■ 今後の市街化調整区域における土地利用のあり方



注：このグラフは、市街化調整区域の居住者の回答結果を示したものです。

- ・地域の活力を維持するために必要な施設について、市街化調整区域の居住者は、「日常生活に必要な店舗・サービス施設」をはじめ、「子育て支援施設」「自己用住宅」「老人福祉施設」等を求める意見が多くなっています。

■ 市街化調整区域において、地域の活力を維持するために必要な施設



注：このグラフは、市街化調整区域の居住者の回答結果を示したものです。

第3章

都市づくりの目標〈全体構想〉

第3章 都市づくりの目標〈全体構想〉

1 目指すべき都市像

（1）都市づくりの原点

あすの姫路市は、市民が「住んでよかった。これからも住み続けたい」と思い、人々から「行ってみたい。住んでみたい」と思われる都市でありたい。

そのためには、姫路に暮らす一人ひとりが「ふるさと・ひめじ」に誇りと愛着を持ち、健やかで心豊かな生活を楽しむ。また、人々の多様で創造的な活動の舞台が整い、そこでは、人、もの、情報、文化がいきいきと交流し、新たな出会いと感動、創造が生まれ、さらに人々が集う。そのような生きがいと魅力ある住みよい都市を創造していきたい。

とりわけ世界文化遺産姫路城は人類の貴重な歴史遺産であるとともに、姫路市のシンボルでもあります。時代が変わっても城を生かした都市づくりは、都心はもとより姫路市の活性化には欠かすことのできないテーマであり、私たちがこの遺産を誇りや自信として共有することが、都市づくりの原点です。

（２）目指すべき都市像

本市では、現在・過去・未来の市民に責任を持てる持続可能な都市の姿として、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」に掲げる次の都市像の実現を目指します。

目指すべき都市像

「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」

この都市像は、播磨の豊かな自然と災害が少ない環境から受ける恵みに感謝し、その資源をより豊かなものとして未来の世代に引き継ぐ「自然との共生」、文化や世代等の違いを超えて、互いに尊重し合い、市民が主体となってまちづくりを行う「人と人との共生」、先人の業績を敬い、歴史に培われた資源や知恵から受けている恩恵を活かし、さらに磨きをかけ未来の市民に引き継ぐ「歴史・文化との共生」の3つの共生による「共生のまちづくり」を基本理念とし、現在・過去・未来の市民に責任を持てる持続可能な都市の姿をイメージしています。

また、目指すべき都市像を実現するため、4つの基本目標を設定しています。

実現のための基本目標

① ふれあいと賑わいある 協働・交流都市

市民一人ひとりが豊かな生活を実感し、共にまちづくりを担い、人、もの、情報等が交流する、ふれあいと賑わいある都市づくりを進める。

② 風格と活力ある 歴史文化・産業都市

市民が歴史文化と市民文化に愛着を持ち、活発な産業活動が多様な価値を生み出し、効率的で効果的な都市経営に基づく、風格と活力ある都市づくりを進める。

③ やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市

未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を実現し、すべての市民が互いに支え助け合い、安心して暮らせる、やさしさと信頼に満ちた都市づくりを進める。

④ 自然豊かで快適な 環境・利便都市

自然と共生し資源循環を基調とした社会づくりを進めるとともに、だれもが安全で安心して質の高い生活ができる、自然豊かで快適な都市づくりを進める。

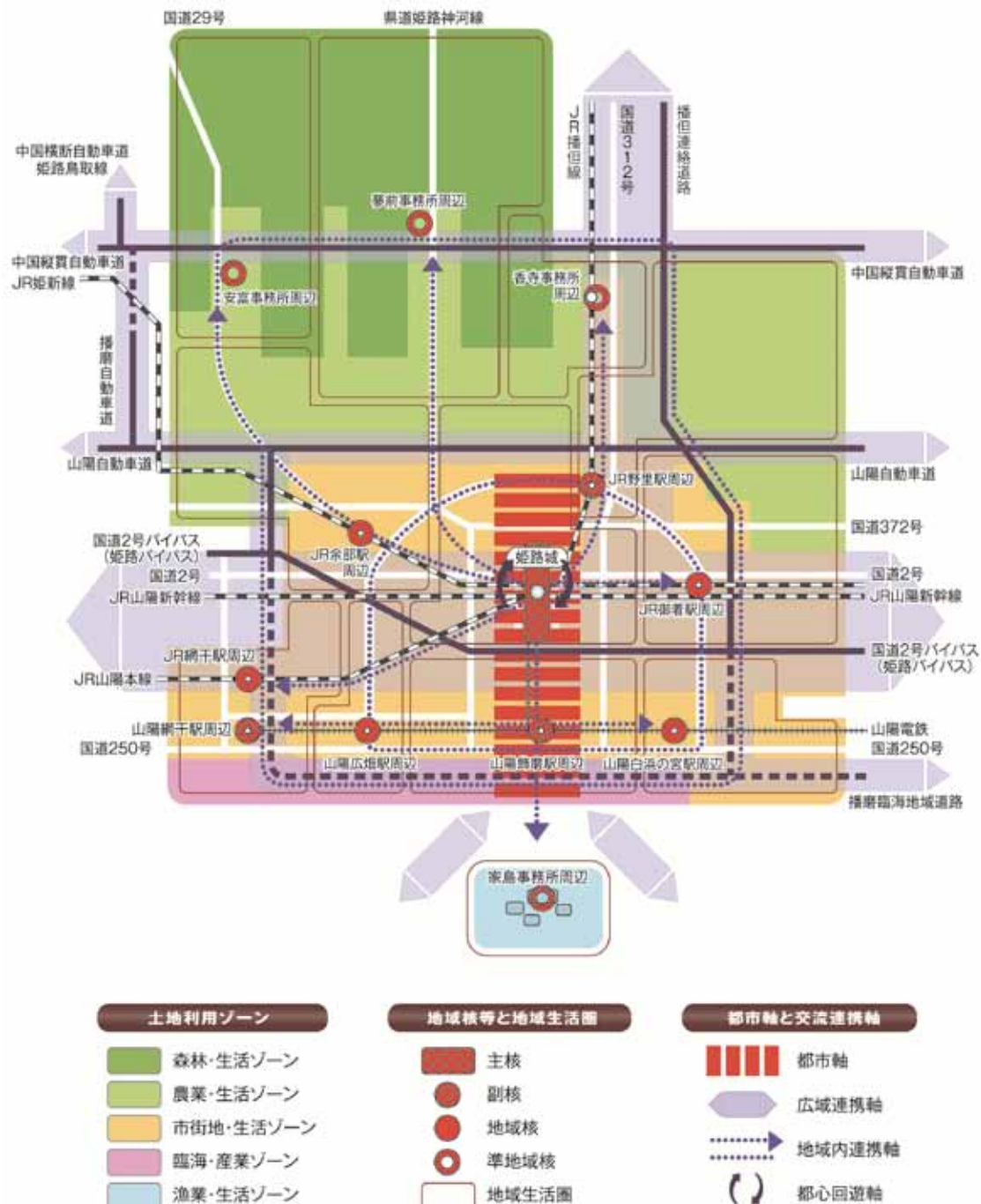
2 目標とする都市構造 —多核連携型都市構造—

都市構造とは、計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系等を要素に都市のかたちを表したものです。

これまで本市は、各地域の均衡ある発展と市街地の拡大を基調とした都市づくりを進めてきました。しかしながら、本格的な人口減少社会の到来など社会情勢の変化に柔軟に対応するためには、都市づくりの方向性を転換することが必要となっています。

そのため本市では、持続可能な都市の構築に向けて、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を目標とします。

■ 目標とする都市構造

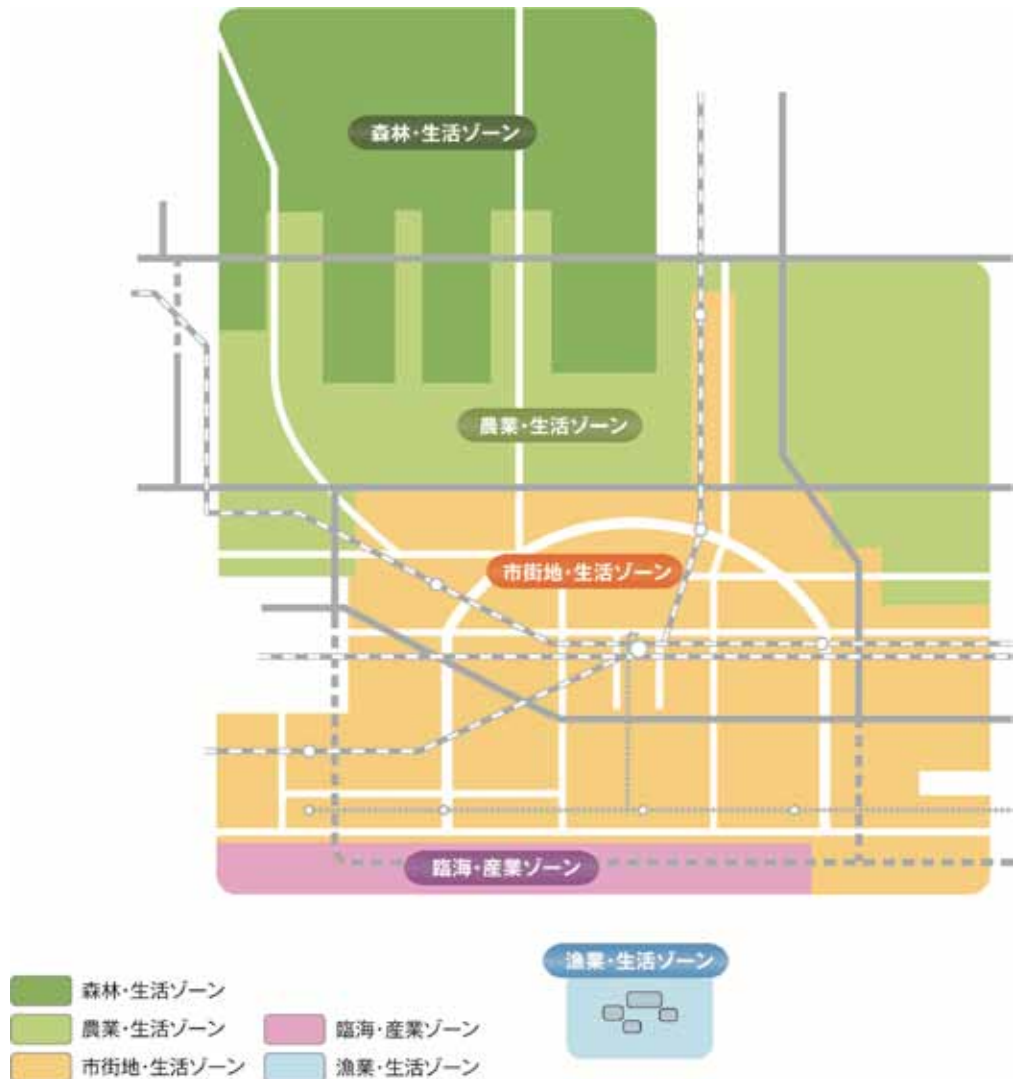


（１）土地利用ゾーン

【人と自然と産業が調和した環境との共生】

森林・生活ゾーン、農業・生活ゾーン、市街地・生活ゾーン、臨海・産業ゾーン、漁業・生活ゾーンのゾーン設定を行い、地域地区制度や地区計画制度等を活用しつつ、景観計画等に基づく良好な景観の誘導や景観に配慮した公共空間の整備により、地域特性に応じた土地利用、環境保全、景観形成等に取り組みます。

■ 土地利用ゾーン



森林・生活ゾーン（森林丘陵地域）

- ・森林等の多彩で豊かな自然を保全するとともに、人と自然が共生し快適に生活できる森林・生活環境を形成する区域

農業・生活ゾーン（田園地域）

- ・良好な田園環境を保全するとともに、利便性とゆとりある居住環境を形成する区域

市街地・生活ゾーン（市街地）

- ・賑わいのある都心部を中心に、水と緑など環境に配慮した快適で安心な市街地を形成する区域

臨海・産業ゾーン（臨海部）

- ・産業・港湾関連用地として土地利用を促進するとともに、親水機能など環境に配慮しつつ都市の活力を産業面から創出する区域

漁業・生活ゾーン（群島地域）

- ・漁業、観光等を振興するとともに、交通利便性が確保された住みよい居住環境を形成する区域

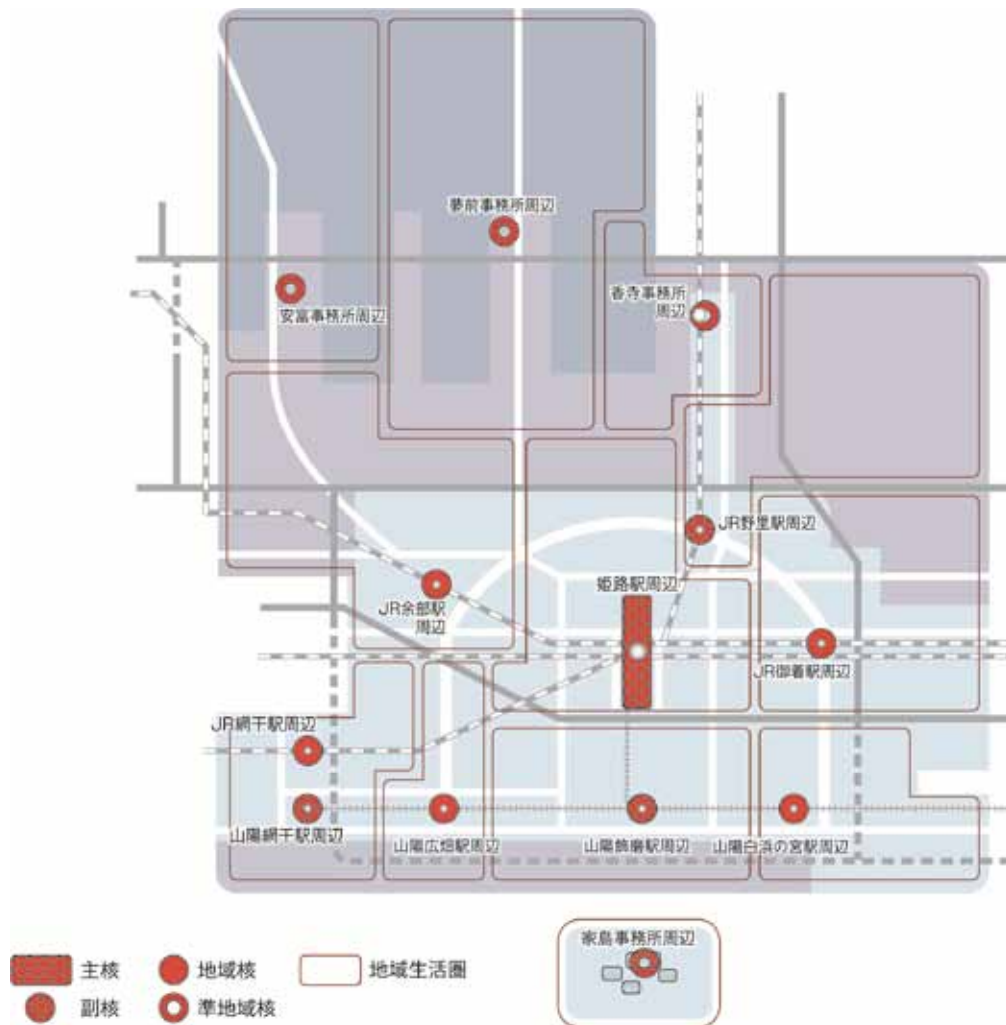
（２）地域核等と地域生活圏

【住みよい生活圏域の構築と高次都市機能が集積した都心部の充実】

快適で住みよい生活圏を構築するとともに活力ある都心部を形成するため、交通結節機能や行政機能、商業・業務機能、市民活動の場等が集積する拠点として主核、副核、地域核、準地域核を設定します。

核を中心として日常的な生活利便性を確保するとともに、森林丘陵地域や田園地域、都心部における高齢化の進展により想定される課題を踏まえつつ、今後も生活の基盤となる地域のコミュニティを維持するため、地勢等を背景にした地域生活圏を設定します。

■ 地域核等と地域生活圏



主核

- ・ JR姫路駅を中心に、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や世界文化遺産姫路城を活かした文化・交流機能が充実した都市拠点

副核

- ・ 鉄道駅を中心とし、広域交流及び地域間交流における交通結節機能や主核を補完する行政機能、商業・業務機能、市民活動の場が充実した都市拠点

地域核

- ・ 鉄道駅を中心とし、地域の玄関口としての交通結節機能など日常生活を支える機能が充実した生活拠点

準地域核

- ・ 旧4町地域における生活の質を向上し、日常生活を支える機能が充実した生活拠点

地域生活圏

- ・ 核を中心として形成される日常的な生活利便性が確保された生活圏域

（３）都市軸と交流連携軸

【多様な文化と個性を享受できる交流ネットワークの構築】

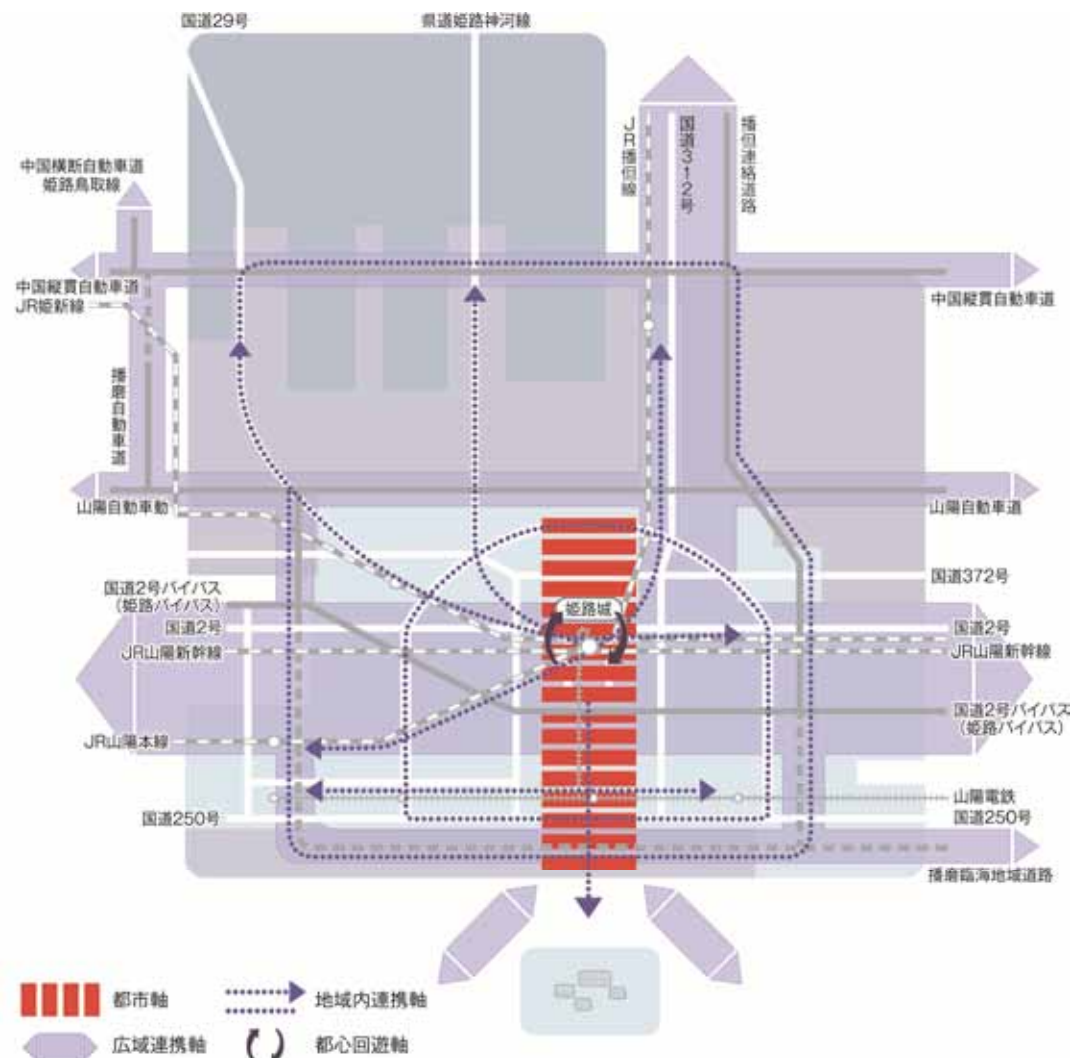
市域内だけでなく、広く全国の各地域と地域特性を活かした交流連携を促進するため、都市発展の骨格として都市軸と交流連携軸を形成します。

J R 姫路駅を中心とする主核から、北に副核である J R 野里駅周辺、南に副核である山陽飾磨駅周辺を経て海の玄関口である姫路港までを都市軸として定めます。都市軸は、一定の幅を持って都市機能が効率的に集積されたエリアとして文化、商業・業務、教育、憩いなど多様な機能の充実を図ります。

都市の活力を向上させ資源循環を高める交流連携軸として、道路や鉄道等による地域内連携軸と広域連携軸を設定し、交通結節機能の強化、自動車交通の円滑化、公共交通の活性化を図ります。

また、都心部において、J R 姫路駅を中心に南北市街地の回遊性を高める交流連携軸として都心回遊軸を設定します。

■ 都市軸と交流連携軸



都市軸

- ・主核を中心として、J R 野里駅周辺と姫路港を南北に連結した都市構造の骨格

広域連携軸

- ・幹線道路や高規格道路による広域道路網の形成により、広域交流を促進する連携軸

地域内連携軸

- ・各地域生活圏間や主核を連携し、市域内の交流を促進する環状、放射状の連携軸

都心回遊軸

- ・J R 姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を促進し、主核の中心性の充実を促進する回遊軸

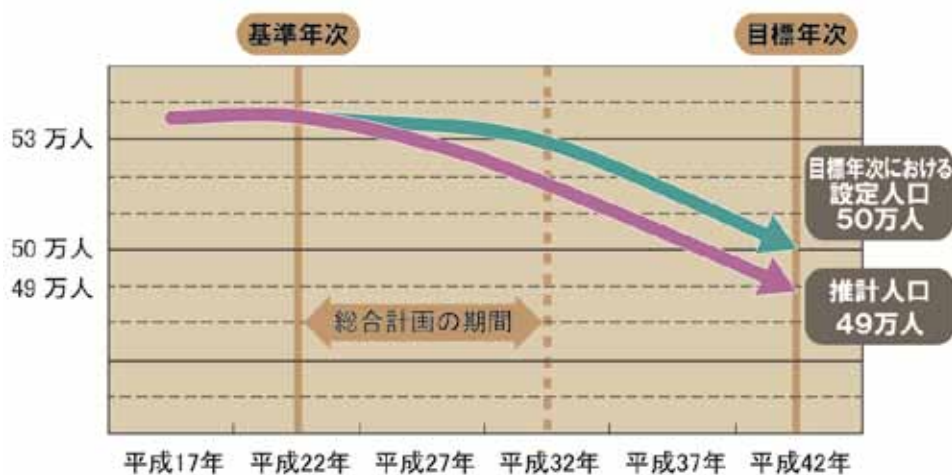
3 都市づくりのフレーム

（１）目標年次における設定人口

国勢調査による本市の人口は、平成 22 年まで一貫して増加を続けてきましたが、近年ではその傾向が鈍化しています。国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」では、本市の総人口は平成 22 年をピークに減少に転じ、平成 42 年には約 49 万人になると見込まれています。

全国的に人口減少社会を迎えている中で、今後は、本市においても人口減少が進むと予測されますが、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」では、少子化対策の推進や市外からの人口流入及び定住化の促進により急速な人口減少の回避を目指し、本マスタープランの中間年次にあたる平成 32 年には、現状の人口規模である 53 万人の維持を目標としています。平成 32 年以降についても、急速な人口減少を回避する施策の確実な実施により推計値を上回る人口の確保を目指し、目標年次にあたる平成 42 年の人口をおおむね 50 万人として設定します。

■ 目標年次における設定人口



注 1：実績値は国勢調査

注 2：推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」

（２）都市計画区域の方針

都市計画区域外において開発圧力は顕著になっておらず、今後も大幅に開発が増加するとは見込まれないため、現時点では原則都市計画区域の変更は行わないものとします。

（３）区域区分の方針

市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分制度は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としています。この制度はこれまで、人口が増加し、都市活動が成長し続ける都市の拡大局面において重要な役割を担ってきました。

近年では、人口増加の鈍化、経済の長期低迷等により、これまでのような開発圧力は減ってきていますが、持続可能な都市構造を実現するためには、一定の土地利用コントロールは必要とされています。そのため、今後も引き続き区域区分を維持していくことを前提とし、秩序ある都市の形成を図っていきます。

4 都市づくりの課題

「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」の実現に向けて、社会経済情勢の変化や市民アンケートの結果を踏まえた本市における都市づくりの課題を、次の6つの視点ごとに整理します。

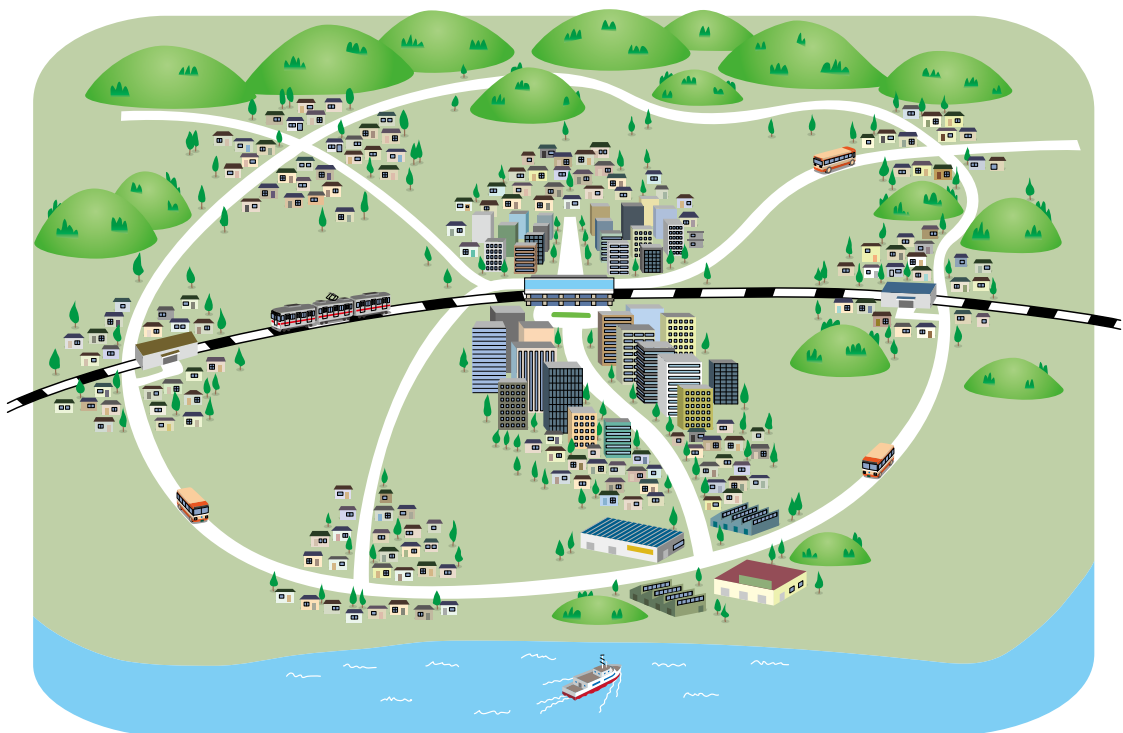
視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成

多くの都市が目指すべき基本的方向として集約型都市構造の構築が提唱されている中で、本市では「多核連携型都市構造」の構築を目指しています。こうした中で、特に、日常生活の利便性の向上や地域核等における日常生活に必要な機能の充実が求められているなど、多核連携型都市構造の実現に向けては、都心部における高次都市機能の集積や地域核等における施設の適正な立地とあわせて、都心部や地域核等への移動利便性を高める必要があります。

また、市街化区域内に農地が多く残っている状況を踏まえた住宅開発の適正な誘導や過去に整備した都市施設等の老朽化が進展していることに対し、その維持・更新費を抑制し、有効活用するための的確な維持管理とあわせて、長期的な視点に立った適切な都市計画施設の見直しが必要です。

課題

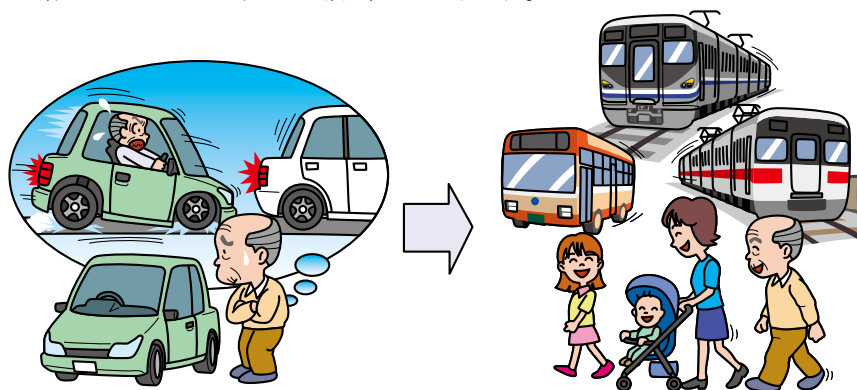
- 都心部における高次都市機能の集積
- 地域核等における交通結節機能の充実
- 立地適正化計画の検討
- 市街化区域内農地の宅地化と利用
- 都市施設等の的確な維持管理
- 長期的な視点に立った都市計画施設の適切な見直し



視点2 人口減少・超高齢社会への適応

持続可能な都市を構築していくためには、人口の現状維持が基本的な課題であるため、既存の都市施設等を活用しつつ、移動の少ないまちなか居住やゆとりある郊外居住など、多様な住まいが選択できる環境を整備する必要があります。

居住地から日常生活に欠くことのできない施設への移動は、本市では、多くの市民が自家用自動車に依存しています。高齢者等が自家用自動車に過度に依存することなく、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境を整えるため、公共交通の維持・充実とあわせて、市街化調整区域においては地域に必要な一定の建築を許容するなど、地域の実情に応じた土地利用の誘導が必要です。

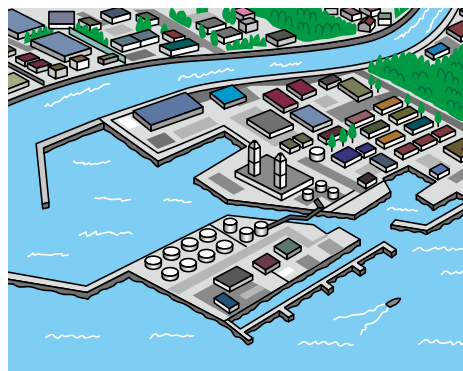


課題

- 多様な住まいが選択でき、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと活躍できる環境づくり
- 公共交通の維持・充実
- 市街化調整区域における地域の実情に応じた土地利用の誘導

視点3 創造的ものづくりのまち姫路の復権

本市の臨海部には鉄鋼、化学等の素材型産業を主体とした大規模な工場群が形成され、内陸部では、中国縦貫自動車道や播但連絡道路沿いの工業団地を中心に、電気機械、一般機械等の多彩な企業が立地しています。また、皮革、鎖等の特色ある地場産業や仏壇等の城下町の伝統産業が営まれています。多様なものづくり産業は、歴史・文化と並ぶ姫路らしさの象徴であり、経済の活性化と雇用創出に大きく寄与しています。



一方で、海外生産を含むグローバル化の進展や事業再編など、製造業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。市内産業の停滞や雇用環境の悪化を防止し、市民の働く場所を維持するため、魅力ある産業基盤の整備や環境づくりに取り組む必要があります。

課題

- 既存企業の内発的発展の促進
- 企業立地の適切な誘導
- 物流を支える幹線道路網の充実

視点4 地域資源を生かしたまちづくり

本市は、世界文化遺産姫路城に加えて、重要文化財に指定されている神社・寺院等の建造物、国指定史跡等の貴重な文化財を多く有しているほか、旧街道等の古道沿いには城下町、宿場町等の面影が残っています。この多様な歴史と文化は、町並みや景観形成等にも生かされ、観光資源としての役割も果たしています。

そのため、地域の歴史・文化と景観を大切にしたまちづくりを展開していくとともに、地域資源の活用による特色ある地域づくりが求められています。

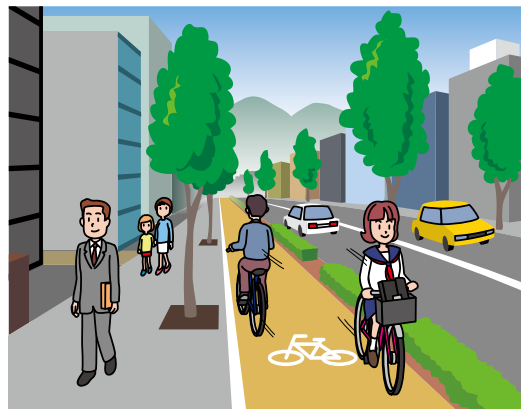
**課題**

- 景観計画制度を活用した歴史的な町並み景観の保全・創出
- 地域資源の活用による特色ある地域づくり

視点5 環境にやさしいまちづくり

本市には森林、農地が多く占める地域もあり、無秩序な市街地の拡大を抑制して、適正な土地利用を誘導することで、森林が持つ水源かん養機能や二酸化炭素吸収機能等が維持されます。また、まちなかでは、歩いて暮らせるまちづくりなど、二酸化炭素の排出量を削減することで、環境負荷が低減されます。

その中で、自転車は近年、環境負荷が少なく健康に良い交通手段として注目されています。特に本市は、姫路平野の広がる平坦な土地柄に加え温暖で降雨が少ないなど、自転車が利用しやすい環境にあります。環境負荷の低減に向けた取組として、歩行者・公共交通を優先するまちづくりや安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組む必要があります。

**課題**

- 農地・森林の適切な保全と無秩序な市街化の防止
- 歩行者・公共交通を優先するまちづくり
- 安全で快適な自転車利用環境の創出

視点6 減災の視点を取り入れた安全・安心の確保

津波来襲の恐れがある南海トラフ地震や局地的な集中豪雨等による災害リスクの高まりに対応するため、減災の視点を取り入れた総合的な治水対策や津波避難対策等が必要です。

特に、災害時における安全な避難の確保に向けた総合的な取組が求められており、避難場所や避難路の確保、狭あいな生活道路の改善、建築物の耐震化、老朽化した建築物や空き家の増加への対応、さらには災害時における帰宅困難者への対応など、地域ぐるみでの防災・減災対策に取り組む必要があります。

土地の高度利用を進めてきた中心市街地等では、耐震性にも不安のある老朽中高層建築物が増加しつつあるため、その円滑な建替え等の促進が必要です。



課題

- 総合治水対策や津波避難対策の推進
- 地域ぐるみでの防災・減災対策の推進
- 老朽化した建築物や空き家の増加への対応

第4章

分野別の基本方針〈全体構想〉

第4章 分野別の基本方針〈全体構想〉

1 土地利用

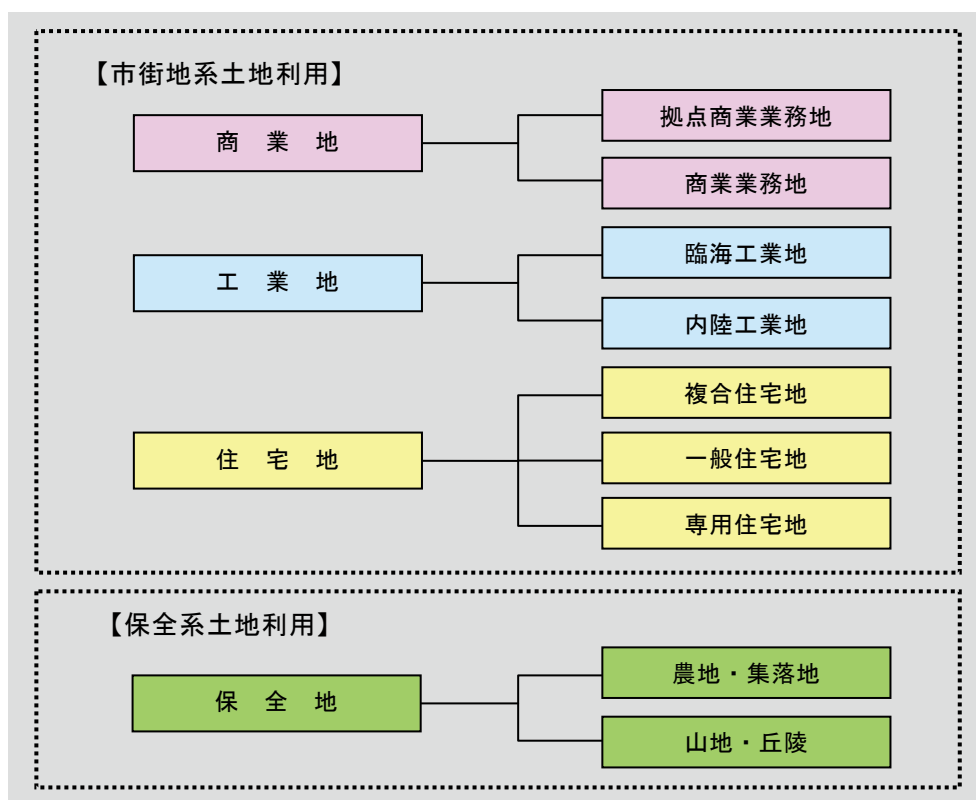
(1) 基本的な考え方

都市の機能性、持続性及び利便性の向上を目的として、既存の都市機能の活用や充実により既成市街地における多様な都市機能の集積を図るため、多核連携型の都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。

主要用途の配置に当たっては、自然環境との調和や地域の特性に留意し、市域の土地利用を、大きく市街地系土地利用と保全系土地利用とに区分して適正に配置します。

なお、人口の現状維持を基本的な課題とし、人口増加が見込めない上での市街化区域の整備、整序のあり方を検討するとともに、地域住民との協働による地区の個性を重視したきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

■ 土地利用の区分

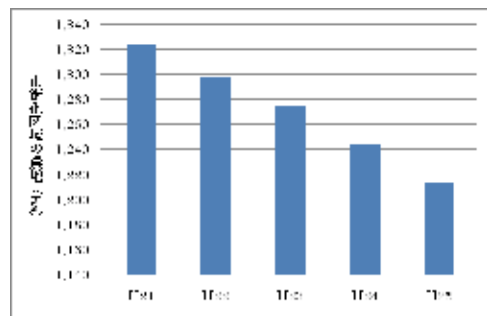


① 市街地系土地利用

都心部における高次都市機能の集積を図るとともに、地域核等における日常生活に必要な施設、サービス等の充実を図るため、その担い手となる民間活動の誘導を図ります。また、活力ある産業を創造、育成するとともに、これらと調和した良好な居住環境の創出を目指します。

そのためには住宅の専用化など土地利用の純化を基本としながらも、地域によっては混在や融合といった複合的な土地利用を許容し、機能的な都市活動の確保を図ります。

市街化区域内の農地については宅地化が進んでおり、今後も計画的な市街化を促進します。



▲市街化区域内の農地面積 (ha)

【固定資産税データより】

② 保全系土地利用

豊かな自然環境や優良農地を保全し、農林漁業の振興を目指した土地利用を基本とした上で、集落の維持・活性化等を図るため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 基本となる土地利用

① 商業地

ア 拠点商業業務地

- ・ 姫路駅周辺のおおむね内環状線に囲まれる区域を、広域的な拠点商業業務地として位置付けます。
- ・ J R 姫路駅南北で中心市街地区域（約210ha）を設定し、播磨の中心にふさわしい都心として再生を図ります。
- ・ J R 野里駅、山陽飾磨駅・網干駅の周辺については、地域の拠点商業業務地として位置付けます。



▲ J R 姫路駅北

イ 商業業務地

- ・ J R 姫路駅北側の拠点商業業務地の周辺、上記以外の主要鉄道駅周辺、主要幹線道路沿道を商業業務地として位置付けます。

② 工業地

ア 臨海工業地

- ・ 海岸線（国道250号）と並行する緩衝緑地以南を臨海工業地として位置付けます。
- ・ 大規模事業所の跡地を、既存工場等の移転や新たな企業立地のための産業用地として位置付けます。



▲ 姫路港

イ 内陸工業地

- ・ 内陸部での工業用途の集積が高い区域を内陸工業地として位置付けます。

③ 住宅地

ア 複合住宅地

- ・おおむね中環状線に囲まれる区域、商業地に隣接する住商併存地、地場産業や軽工業と住宅が共存する職住近接型の住宅地、運動施設等が集積する区域を複合住宅地として位置付けます。

イ 一般住宅地

- ・住宅地としての土地利用を基本としながら、商業系用途等との混在も許容する住宅地を一般住宅地として位置付けます。

ウ 専用住宅地

- ・住宅地として専用度の高い区域で、戸建住宅を中心とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地を専用住宅地として位置付けます。
- ・なお、市街化調整区域であっても、既存の住宅団地及び比較的規模の大きな集落を含んで農業的土地利用がなされている区域については、専用住宅地として位置付けているものの、無秩序な市街地の拡大を誘導するものではなく、当面は住環境等の保全を行うものです。
- ・今後は、地区計画制度の活用を図り、計画的な都市施設配置や面的整備事業による基盤整備の実施について、関係機関と調整を了した地区において、住宅市街地の形成を図ることとします。



▲住宅地風景

④ 保全地

ア 農地・集落地

- ・既存集落におけるコミュニティの維持を基本としつつ、農業の振興を図る区域です。農業基盤整備の推進により農用地としての土地利用を促進し、あわせて集落における生活環境の改善を図ります。
- ・市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。



▲田園風景

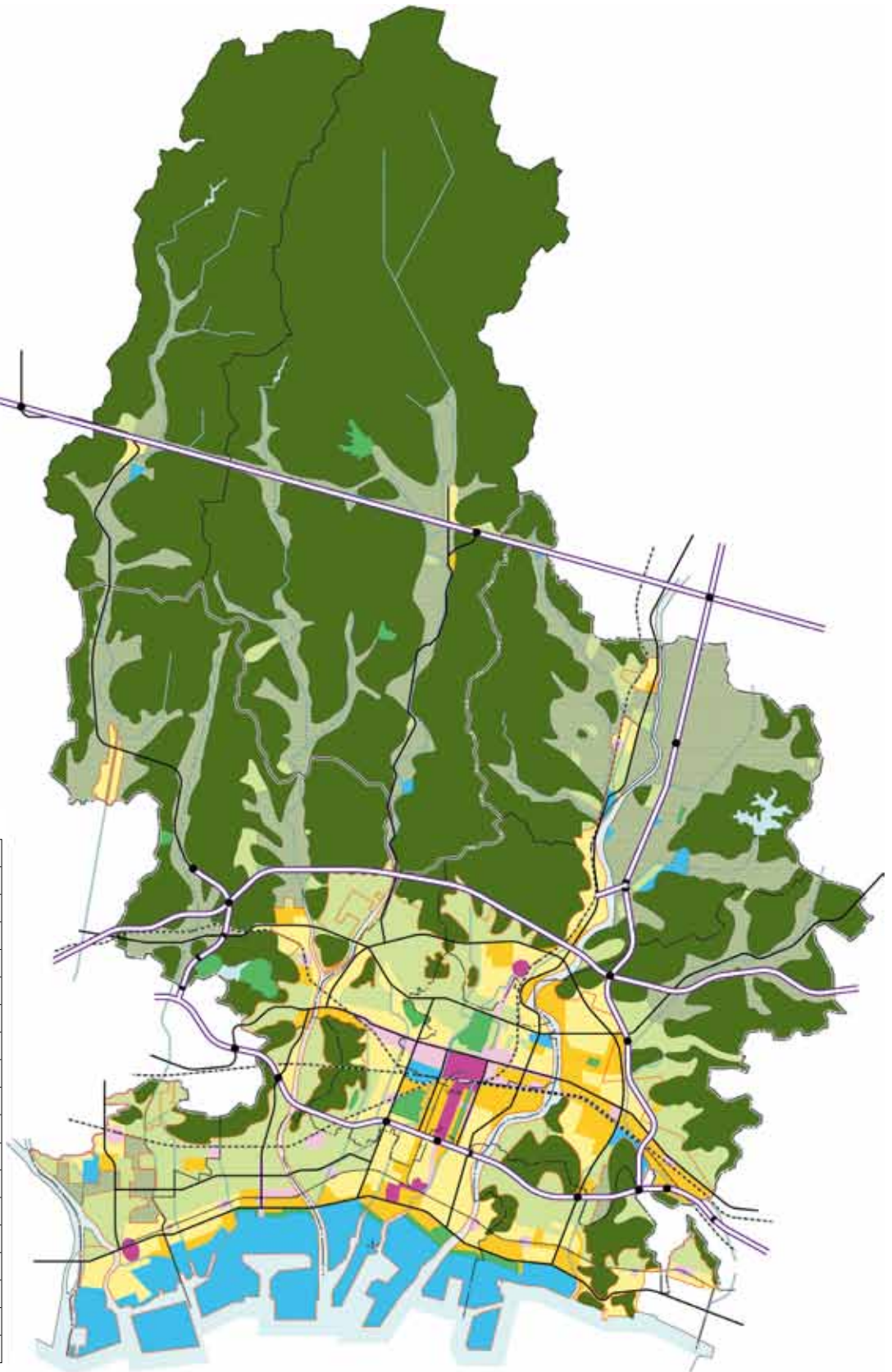
イ 山地・丘陵

- ・市域北部の山地、丘陵や市街地を取り囲む丘陵、市街地内に点在する独立丘陵、海浜・島しょ地域を対象とします。山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度を活用し、豊かな自然環境の適正な保全、管理を図りながら、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地としての活用も図ります。
- ・土砂災害等の災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や災害防止のための対策を講じます。
- ・海浜・島しょ地域においては、国立公園に指定されている自然景観を生かした観光・レクリエーション地としての活用を図ります。



▲山地・丘陵風景

凡 例	
地域ブロック	
都市計画区域	
市街化区域	
土地利用	拠点商業業務地
	商業業務地
	工業地
	複合住宅地
	一般住宅地
	専用住宅地
	農地・集落地
都市施設	山地・丘陵
	道 自動車専用道路
	路 幹線道路
	公園 主要公園・緑地・墓園
	河 一級・二級河川
	川 水 辺
	鉄 道 J R 線
	山陽電鉄



■ 基本となる土地利用図

（３）市街化調整区域におけるまちづくり

① 基本的な考え方

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として位置付けられていますが、一方で人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの弱体化等により、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、市街化調整区域の「市街化を抑制する区域」という本来の性格を変えない範囲で、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。

② これまでの市街化調整区域でのまちづくりの歩み

本市の市街化調整区域においては、下記に代表されるような事業が行われてきました。

➤ 香寺町土師

集落地域整備法に基づく田園居住区整備事業という全国的にも例が少ない土地区画整理事業の手法を用い、営農条件との調和を図りながら良好なまちづくりの基盤を築きました。

【活用手法（田園居住区整備事業）】

市街地の周辺地域において、地域の特性にふさわしい良好な居住環境が確保された田園居住区の整備を推進するために実施されます。（ただし、本事業制度については、平成 16 年度に廃止されています。）



➤ 別所町北宿

街なみ環境整備事業を導入し、地域住民と協働してまちづくりをおこない、街づくり協議会を中心とした道路拡幅整備事業や、自治会を中心とした公園作りワークショップ、子供会を中心とした陶板モニュメントワークショップ等を展開しました。

【活用手法（街なみ環境整備事業）】

市町村等が「街なみ環境整備方針」を策定し、地区住民は「まちづくり協定」を締結し、市町村等が「街なみ環境整備事業計画」を策定します。協定、計画に基づいて市町村等や地区住民が行う地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等に対して支援が行われます。



拡幅前

拡幅後

➤ 城見台ほか

旧住宅地造成事業法による開発によって、当時の人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市やその周辺の地域において、相当規模の住宅地の造成に関する事業が行なわれる場合に、災害の防止及び環境の整備のため必要な規制を行ない、良好な住宅地の造成が行われました。



➤ サバービア豊富

姫路市北部地域の活性化の拠点づくりを目指した、本市の大規模開発プロジェクトです。ゆとりある敷地計画と、自然の潤いを豊かに演出する公園・植栽計画をベースに、人にやさしいユニバーサルデザインを徹底することにより、魅力ある快適なまちが整備されました。

また、地区計画を策定し、周辺の山や川など緑豊かな自然環境との調和を図った住環境の形成を図っています。



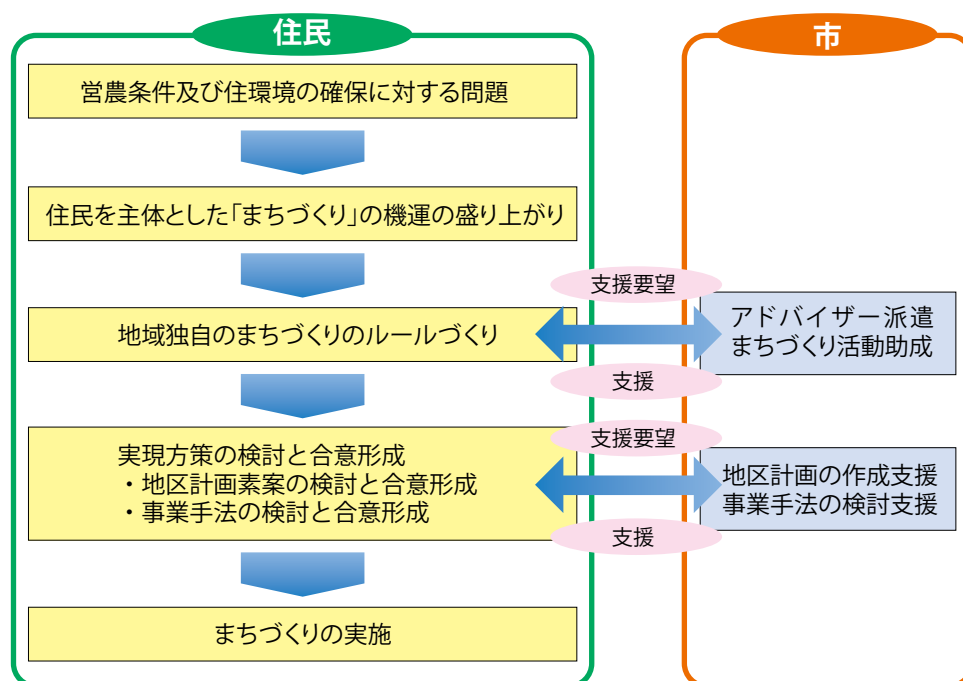
③ 対象区域

市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るため、土地利用を誘導、整序する区域を位置付けます。この区域では、地域住民が主体となって策定する地区計画等により、地域の活力の誘導や居住環境の保全を図り、地域の実情に応じたまちづくりを推進します。

区域	活用目的
インターチェンジ・ランプ周辺	インターチェンジ及びランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。
鉄道駅周辺	駅の徒歩圏において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、駅周辺の特性や実情に応じた適正な土地利用を誘導するもの。
既成住宅開発区域等	既に宅地開発され良好な居住環境が形成されている区域や公共公益施設跡地において、その居住環境の保全や周辺環境との調和を図るもの。
既存集落	特別指定区域制度の創設や開発許可制度の弾力的運用により、周辺環境と調和した適切な建築・開発行為を誘導し、住環境の改善と既存コミュニティの維持を図るもの。

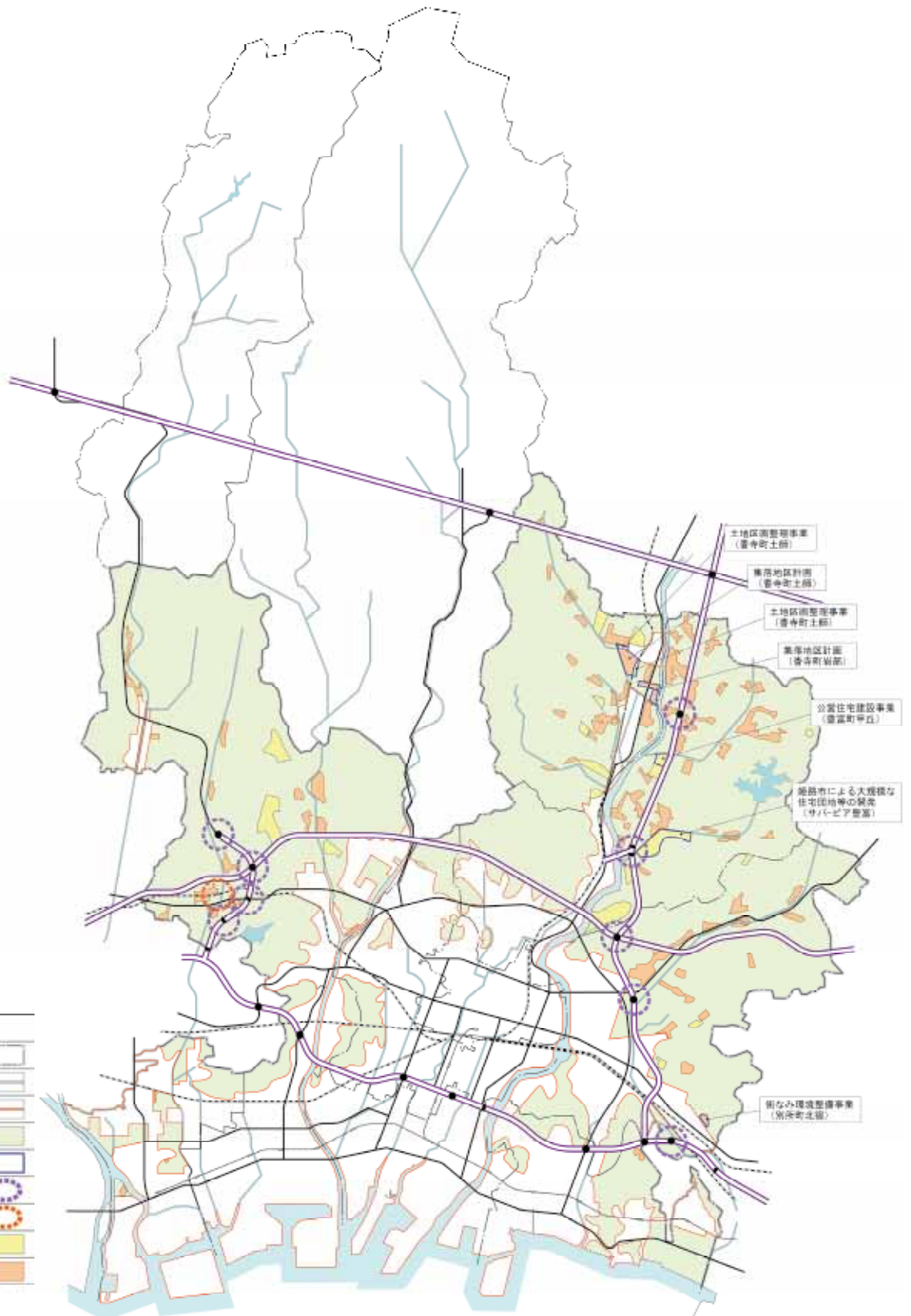
④ 住民主体のまちづくりのイメージ

地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりを推進するためには、地域住民の主体的な取組が不可欠となります。市は、アドバイザー派遣やまちづくり活動助成等により、住民主体のまちづくりへの取組を支援していきます。



▲住民主体のまちづくりのイメージフロー

凡 例	
地域ブロック	
都市計画区域	
市街化区域	
市街化調整区域	
主なまちづくりの取組	
インターチェンジ・ランプ周辺	
鉄道駅周辺	
既成住宅開発区域等	
既存集落	



市街化調整区域のまちづくり

2 交通

（１）基本的な考え方

文化交流活動、経済活動の活発化や生活圏の拡大に伴う「人の動き」や「物の流れ」に対応し、より円滑で快適な交通を確保するため、国際物流や国際観光にも対応できる広域的な交通網の構築を図るとともに、地域生活圏間や都心部との連携と地域生活圏における市民生活の質の向上を促進するため、公共交通網や幹線道路網からなる総合的な交通体系の充実を図ります。

特に、本市では自家用車が日常生活に欠かせない交通手段となっていますが、これからの交通を考えるに当たっては、環境負荷の低減や高齢者等の交通弱者に配慮した移動手段の確保が不可欠となっています。そのため、公共交通の利便性の向上や豊かな公共空間を生み出す道路整備、高齢者や障がい者等が安心して通行できる歩道整備、安全で快適な自転車の利用環境の創出など、人と環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

また、自動車交通の円滑化を図るため、都市計画道路等の幹線道路については、ＪＲ姫路駅周辺の鉄道高架を契機とした交通量の変化や交通渋滞等の状況、都市づくり全体との関連を踏まえながら、重点的かつ効率的な整備を推進します。

（２）公共交通

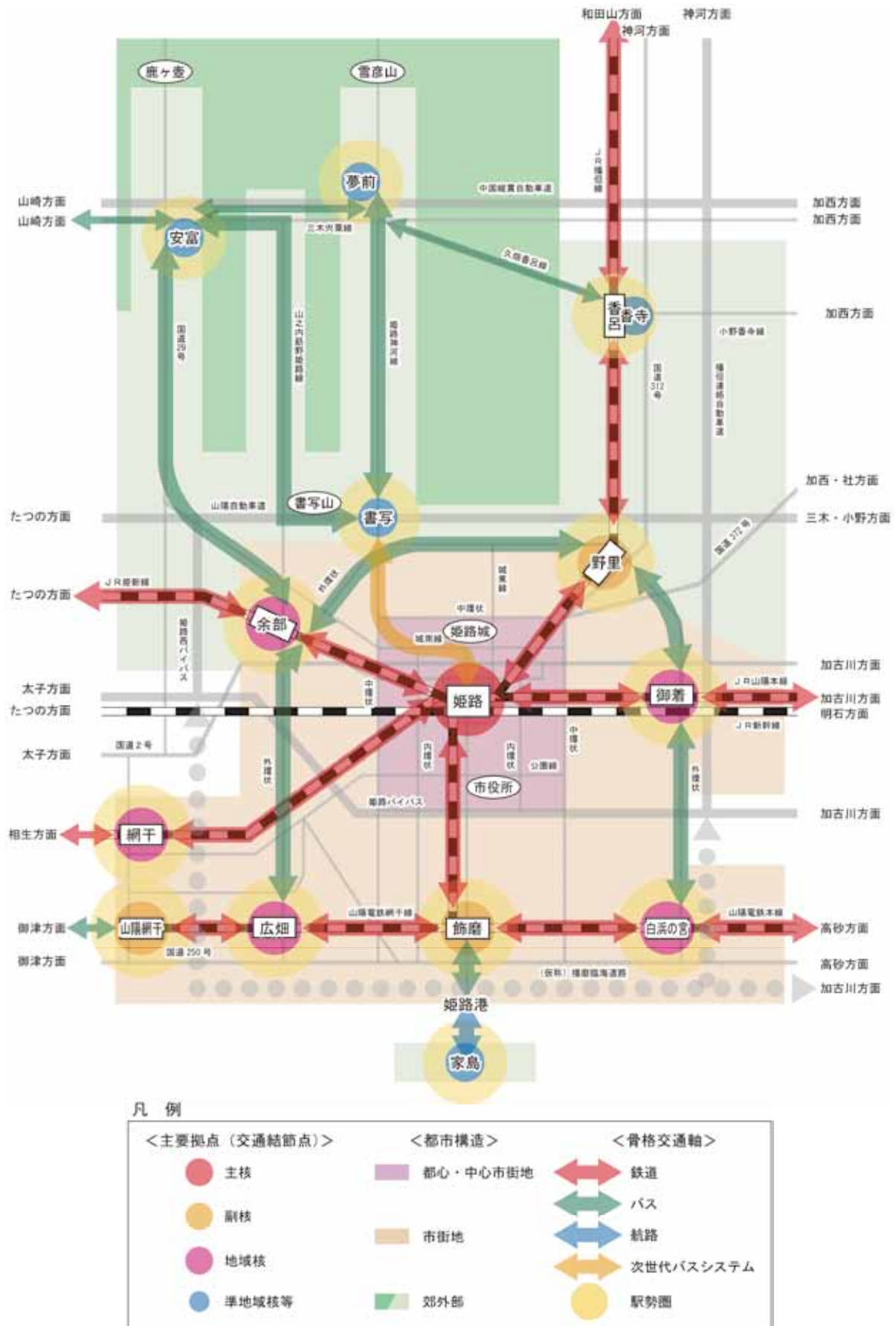
① 公共交通ネットワークの基本構成

地域生活圏における拠点地区と都心部及び地域生活圏間相互を結ぶ公共交通を骨格となる将来の公共交通ネットワークと定義します。

骨格となる将来の公共交通ネットワークは、放射状の鉄道・バス路線、姫路港と家島を結ぶ航路に加えて、環状のバス路線と乗換えしやすい交通結節点で構成します。

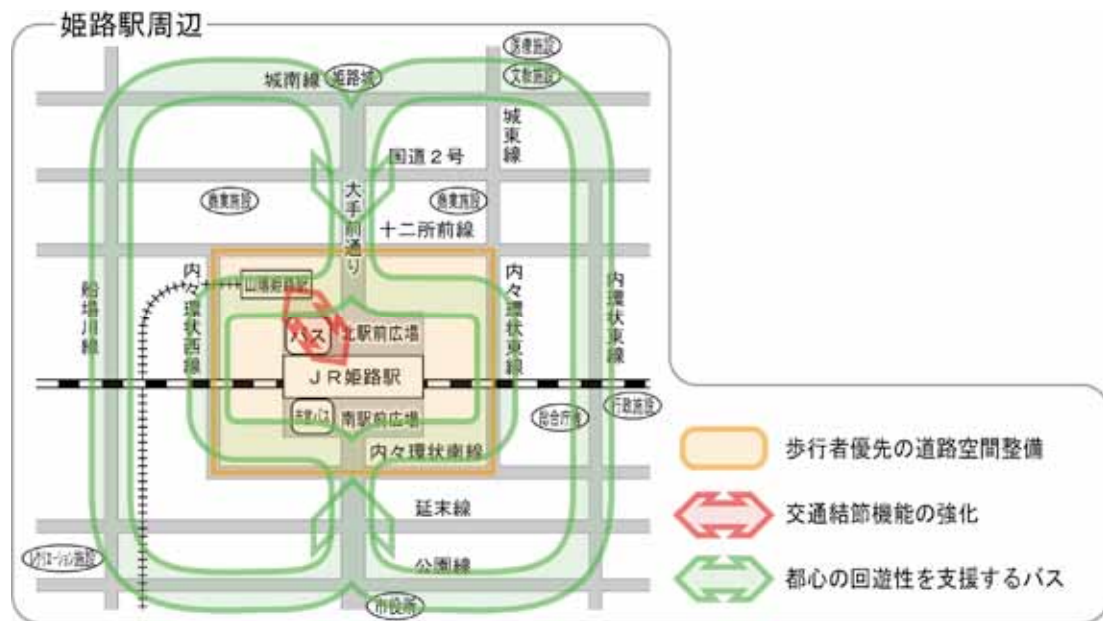
また、姫路駅周辺においては、過度の自動車の流入を抑制し、交通結節機能の強化や歩行者優先の道路空間の整備を進めるとともに、都心部の回遊性を向上させる公共交通の導入を図ります。

■ 骨格となる将来の公共交通ネットワーク



出典：公共交通を中心とした姫路市総合交通計画 基本計画編（平成 25 年 4 月）

■ 骨格となる将来の公共交通ネットワーク(姫路駅周辺)



出典：公共交通を中心とした姫路市総合交通計画 基本計画編（平成25年4月）

② 公共交通の利便性向上

ア 鉄道

- ・ 駅間距離の長いJR山陽本線の御着駅～姫路駅間及び姫路駅～英賀保駅間における新駅の設置を促進し、鉄道へのアクセス性の向上を図ります。
- ・ 山陽飾磨駅周辺地区において、幹線道路の整備等による交通環境の改善を図るとともに、駅舎の近代化や車両基地の移転等についても検討を進めます。
- ・ 山陽電鉄網干線については、現状のサービス水準の維持を図るため、沿線住民とともに活性化に取り組みます。
- ・ 駅施設のバリアフリー化を促進するなど総合的な利便性の向上を図るとともに、JR播但線やJR姫新線では、運行本数の増加や車両の増結等による輸送力の強化を促進します。
- ・ 多核連携型都市構造を推進するため、公共交通ネットワークの核となる市内の既存駅及び新駅周辺の整備を図ります。

イ バス

- ・ バス優先レーンの設置や公共車両優先システムの導入等による書写付近～姫路駅間の定時性、速達性を高めるなど、姫路駅を中心とする放射状路線の機能強化に加えて、山陽白浜の宮駅、JR御着駅・野里駅・余部駅、山陽広畑駅、(仮称)書写バスターミナル、文教・医療施設等への移動を円滑に行うため、外環状道路を中心とした環状バス路線の段階的な導入を促進します。
- ・ 安富・夢前・香寺地域の地域間連携を強化し、北部3町でJR播但線が活用できる環境を整えるため、これらの地域間を連絡するバス路線の導入を促進します。

- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、コミュニティバスの導入など生活交通の維持、確保に向けた取組を推進します。
- ・姫路駅周辺においては、都心の回遊を支援する城周辺観光ループバスの充実や都心循環バスの導入を促進します。

ウ 海上交通

- ・姫路港と家島を結ぶ海上交通については、現状のサービス水準を維持しつつ、陸上交通との連携強化を図ります。

③ 交通結節機能の強化

- ・交通結節点となる鉄道駅、地域事務所周辺、旅客船・バスターミナルでは、バスの乗り入れやパークアンドライド、サイクルアンドライドの導入等を進め、公共交通の乗換えや乗継ぎの利便性を高めます。
- ・公共交通機関が集中するＪＲ姫路駅の周辺においては、北駅前広場の整備に続いて南駅前広場の整備を推進し、バリアフリー化、駐車場や駐輪場の適正配置等による交通結節機能の強化を図ります。
- ・都心部に向かう放射状道路の混雑を緩和する効果が期待できるおおむね外環状道路以遠の鉄道駅や（仮称）書写バスターミナル、夢前・安富地域事務所において、パークアンドライドを重点的に推進します。

④ 海上輸送機能の強化

- ・姫路港の最寄りの鉄道駅となる山陽飾磨駅に路線バスを接続し、バスから鉄道への乗換えを促進することによって、港から姫路駅までの移動の速達性向上を図ります。
- ・姫路港広畑地区では、船舶の大型化やコンテナ化に対応できる公共岸壁の整備等を促進します。
- ・各埠頭を結ぶ臨港道路の整備による港湾交通の円滑化を図ります。

（３）道路

① 道路ネットワークの基本構成

本市のように周辺地域から自動車交通が多く集まり、広い市域で都市化が進行する地域では、都心部等へ向かう放射道路に集中する自動車交通や都心部を通過する自動車交通の分散を図るため、環状と放射状の道路を組み合わせた道路ネットワークの構築が効果的です。そのため、本市の幹線道路ネットワークは、内・中・外環状の3環状道路と10の放射道路からなる幹線道路網を骨格として構成します。

■ 幹線道路ネットワークの基本構成



② 幹線道路網の整備

- ・播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路網の早期実現を促進します。
- ・播磨臨海地域道路網の整備とあわせて、高規格な幹線道路による格子型道路網の形成を図るため、中国横断自動車道姫路鳥取線や国道29号姫路北バイパスの建設を促進します。
- ・地域生活圏間や都心部との交流、連携を促進する放射道路において、恒常的に発生している交通渋滞の解消を図るため、環状道路や放射道路等の整備を推進します。
- ・地域住民の利便性向上や観光の振興、災害発生時における緊急輸送路の代替ルートの確保等を図るため、中国縦貫自動車道におけるスマートインターチェンジの設置を促進するとともに、そのアクセス道路の整備を推進します。

③ 豊かな公共空間を生み出す道路整備

- ・幹線道路は都市においてネットワークを形成する公共空間であり、多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮しながら、植栽による緑化や地域の景観への配慮など、潤いや豊かさが実感できる道路空間の創出を図ります。
- ・ＪＲ姫路駅から世界文化遺産姫路城への魅力ある眺望を確保し、城と調和した風格あるまちなみを形成するため、大手前通りの再整備を図ります。

④ 高齢者や障がい者等が安心して通行できる歩道整備

- ・都市計画道路の整備にあわせて、有効幅員を確保した歩道等の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの取組として、高齢者をはじめすべての人が安全で活動しやすい歩道の整備を図ります。
- ・高齢者、障がい者等が日常的によく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等への移動経路となる駅前広場や歩道等のバリアフリー化を図ります。

⑤ 駐車対策

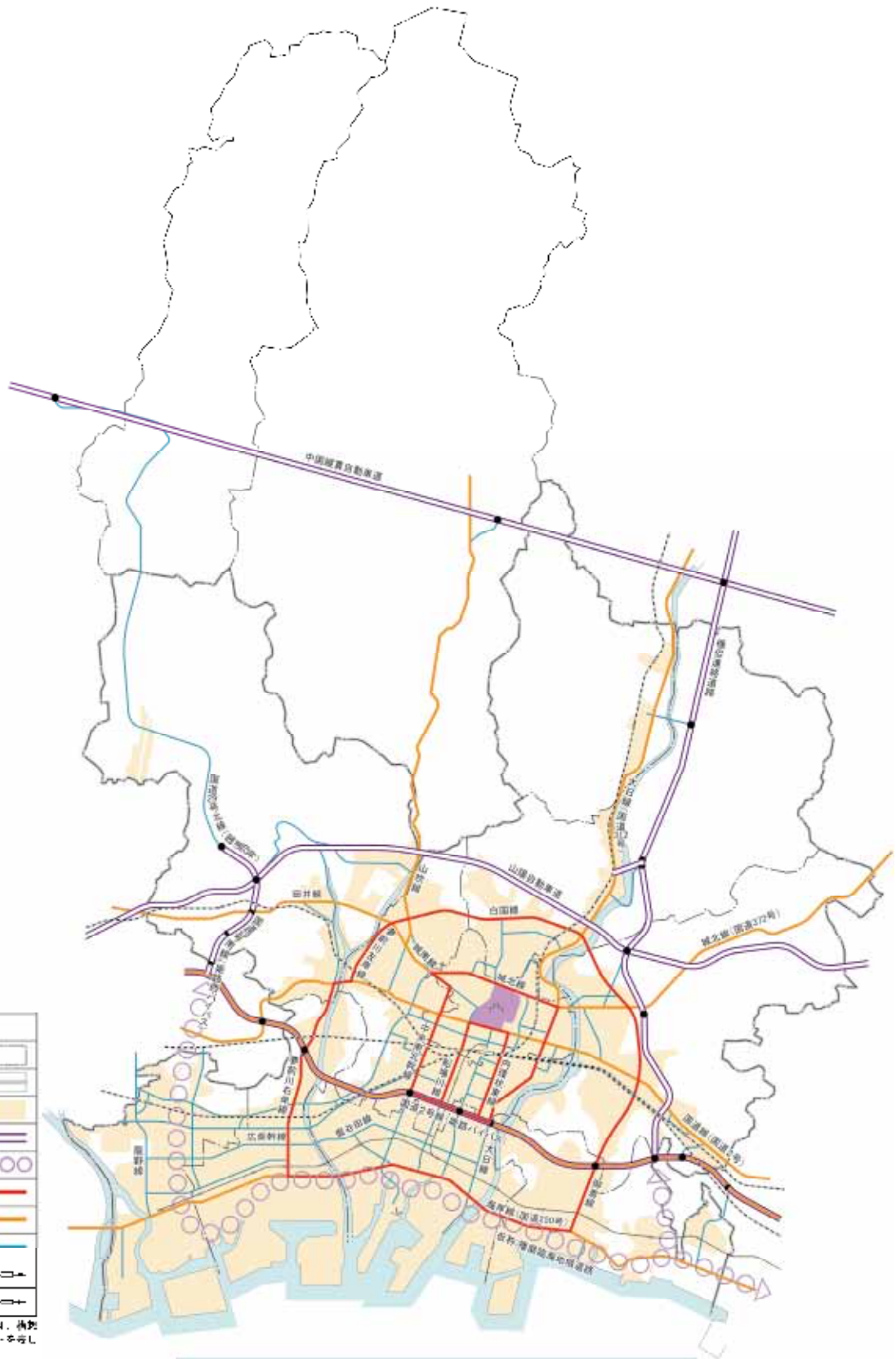
- ・本市が目指す公共交通中心の交通体系への転換、さらにＪＲ姫路駅周辺地区のまちづくりの進捗等を踏まえ、駐車場整備計画や都市計画駐車場など都心部における駐車対策の見直しに取り組みます。

⑥ 都市計画道路網の見直し

- ・本市の都市計画道路の整備率は約65％（平成26年3月31日現在）であり、長期未整備の道路が多く残っています。将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路の廃止を含めた都市計画道路網の見直しを行います。

凡 例	
地域ブロック	
都市計画区域	
市街化区域	
道 路	自動車専用道路
	自動車専用道路(構想)
	幹線道路(環状道路)
	幹線道路(放射道路)
	幹線道路(その他)
鉄 道	JR線
	山陽電鉄

- 注1 自動車専用道路については、将来
整備のため、暫時的にレーンを変更し
た上で対応する。
- 注2 幹線道路の整備は以下のとおりです。
① 環状道路、放射道路が
ネットワークを形成する道路
② 公共施設、商業施設、学校、
インターチェンジアクセス道路
③ 主要幹線道路に接しない道路、環状
幹線道路、山陽線沿線の開発に
対応しています。



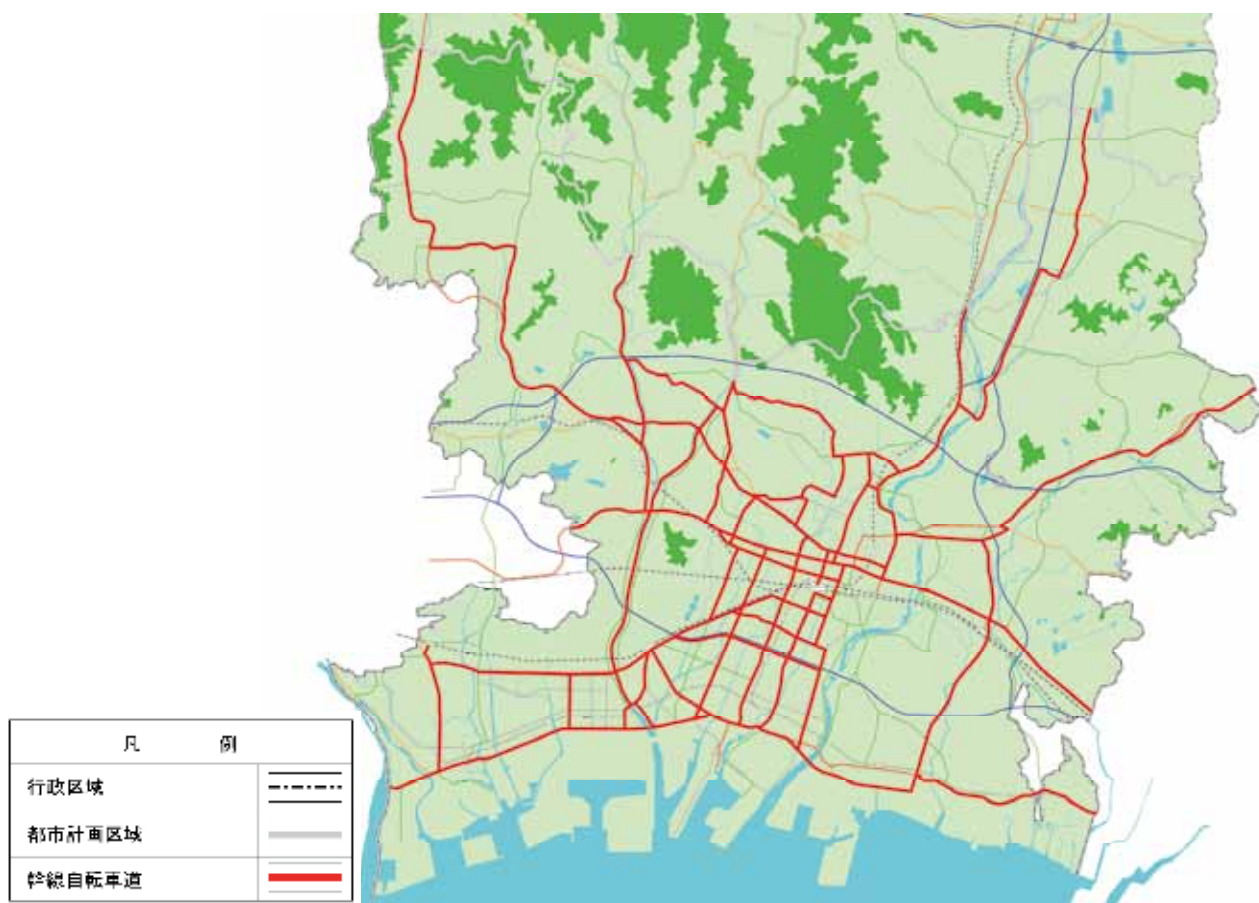
■ 幹線道路ネットワーク

（４）自転車利用環境

① 自転車ネットワークの形成

- ・環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間や駐輪場を確保することにより、自転車利用環境の改善を図ります。
- ・幹線自転車ネットワークを中心に、自転車レーンの整備や既存の自転車歩行者道の再整備など地域の特性に応じた自転車通行空間の整備を図ります。

■ 幹線自転車ネットワーク



出典：姫路市自転車利用環境整備計画（平成17年3月）

② 放置自転車対策

- ・収容台数が不足している鉄道駅を中心に駐輪場の整備を図ります。商業施設等に起因する放置自転車の多い都心部においては、駐輪場の付置義務制度を検討するなど、民間事業者と連携しながら駐輪スペースを確保するための取組を進めます。
- ・鉄道駅周辺等における自転車等の放置防止に関する啓発活動や放置自転車等の撤去を実施することにより、自転車利用のマナー向上を図ります。

③ コミュニティサイクルの導入

- ・中心市街地の活性化や回遊性の向上を図るため、公共交通で都心に訪れた際の二次的な交通手段として、姫路駅周辺におけるコミュニティサイクルの導入を検討します。

3 水と緑

(1) 基本的な考え方

本市には、世界文化遺産姫路城をはじめとする歴史的遺産が数多く残されています。また、市街地を包み込むように広がる山間・丘陵地域、市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川、瀬戸内海に浮かぶ家島諸島、自然海岸が残る小赤壁周辺、市街地周辺の田園地域、播磨風土記にも記されている市街地に点在する独立丘陵など特色ある自然に恵まれています。これらの緑は、歴史的遺産であるとともに姫路らしさの原質であり、訪れる人々を和ませ、市民の誇りともなっています。

緑は、都市環境の改善、災害時の防災、レクリエーション活動や憩いの場等として、市民生活を様々な形で支えています。近年、地球環境や生物多様性等に対しても市民や企業の関心が高まり、地球規模の問題から身近な緑に関するものまで緑の重要性がますます意識されるようになっていきます。今後は、市民、企業等と連携、協力しながら緑を守り、育て、新たな緑を創り出していくことが求められています。

本市では、「多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり」を目指した緑の将来像を定め、市民の共有財産である自然環境と歴史的遺産を保全して次世代へ継承するとともに、これらの資源を核として、多様な交流を育みながら緑豊かな都市環境の創造を図ります。

(2) 水と緑の配置（緑の将来像）

本市では、「多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり」を目指した緑の将来像を次のように定めます。

① ゾーン区分

ア 山のゾーン

- ・市街地ゾーンを取り囲む丘陵地から連なる自然に恵まれた森林を中心としており、特に、雪彦山山頂付近は雪彦峰山県立自然公園第1種特別地域に指定されるなど貴重な自然環境を有しています。水源かん養や土砂災害の防止など優れた環境保全機能を有していることから保全を基本とした取組を進めます。

イ 里のゾーン

- ・森林と農地が混在する区域で、里山林と農地が一体となった良好な田園環境が広がっていることから、森林が有する多面的機能を維持しつつ、人と自然との共生を図ることが重要であり、田園環境の保全や里山林の保全・活用を進めます。

ウ 街のゾーン

- ・保全を基調とした整備方針への転換や限られた財源の中、公園緑地の効率的な整備を進めるため、未整備となっている都市計画公園・緑地の見直しや身近なオープンスペ

ースの確保を進めます。

- ・市街地部では、市街化の進行等により新たな公園緑地等の確保が困難となっていることから、公共施設や民有地の緑化等により身近な緑の創出を進めます。

エ 臨海・産業ゾーン

- ・工場等の産業活動との調和を図りながら、敷地内緑化や敷地外の緑化施策への協力を進めます。
- ・長期末整備の緩衝緑地については、産業構造の変化や公害防止の役割を踏まえ計画の見直しを進めます。

オ 里と海のゾーン

- ・島しょ部の緑は、瀬戸内海国立公園として、特色ある浸食地形と一体となった貴重な自然景観を構成していることから、その保護、保全を進めます。

② 緑の要素

ア 緑のシンボルエリア

- ・世界文化遺産姫路城を中心とした周辺区域は、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、眺望景観の整備を図りながら、姫路公園全体として緑の保全、管理を進めます。

イ 核となる緑

- ・手柄山中央公園、朝日山公園、香寺総合公園等の総合公園を中心とした緑は、本市の緑の拠点であり、スポーツ又はレクリエーションの場として活用を進めます。
- ・桜山ダム周辺の自然観察の森等は、豊かな自然環境とのふれあいの場として活用を進めます。

ウ 丘陵等の主な緑

- ・市街地には八丈岩山等の独立丘陵の緑が点在しており、これらの独立丘陵を中心とした市街地内に残る貴重な緑の保全、活用を進めます。

エ 山と海のネットワーク軸

- ・山から海までの各ゾーンの緑をネットワークするもので、貴重なオープンスペースの場であるとともに多様な動植物の生息空間であり、地域の特性を考慮しつつ主要河川における水辺環境の保全を進めます。

オ 緑のネットワーク補完軸

- ・各ゾーンや山と海のネットワーク軸を補完し、緑のネットワークを形成するとともに人々の交流を促すものであり、主要な幹線道路における街路樹等の緑化を進めます。

この図は、宮崎市の緑のネットワークと緑のネットワーク補完軸を示しています。図は、山のゾーン、里のゾーン、街のゾーン、臨海・産業ゾーン、里と海のゾーンに分かれています。緑のネットワークは、主要な緑の軸と、緑のシンボルエリア、核となる緑、丘陵等の主な緑で構成されています。緑のネットワーク補完軸は、山と海のネットワーク軸と、緑のネットワーク補完軸で構成されています。

ゾーン区分

- 山のゾーン
- 里のゾーン
- 街のゾーン
- 臨海・産業ゾーン
- 里と海のゾーン

緑の要素

- 緑のシンボルエリア
- 核となる緑
- 丘陵等の主な緑
- 山と海のネットワーク軸
- 緑のネットワーク補完軸

（３）自然・田園環境

- ・雪彦山や明神山等の山々、家島諸島など地域固有の自然環境と、世界文化遺産姫路城、置塩城跡、書写山、増位山、広峰山、八丈岩山等の独立丘陵等の歴史的風土は、本市の大きな魅力であるため、各種法指定により開発を抑制するなど保全を図ります。
- ・環境問題への関心の高まりに伴い、企業が植林や里山林の保全等に参加できるよう、ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動を促進します。
- ・自然観察の森、伊勢自然の里・環境学習センターを拠点として、自然環境や生物多様性への意識の高揚を図るとともに、幅広く利用者の参加を促進することで都市部と山間部等との交流の拡大を進めます。
- ・市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川については、治水・利水機能を確保した上で、河畔林の育成やビオトープの保全等を促進します。

（４）公園・緑地

① シンボルや拠点となる公園・緑地の整備

- ・多様な市民ニーズに対応するため、世界文化遺産姫路城を中心とした本市のシンボルゾーンとして姫路公園、都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として手柄山中央公園の整備を図ります。世界文化遺産姫路城及びその周辺区域では、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づく緑の保全管理を進めます。
- ・市川、夢前川等の河川敷を利用した河川緑地や臨海部における公害の防止、緩和と市民の憩いの場として緩衝緑地の良好な維持を図ります。
- ・名古屋霊苑については、花と緑に包まれた市民の憩いの場として整備を図ります。



▲姫路公園

② 身近な公園・緑地の整備

- ・市民に身近な憩いと緑による潤いを与える地域交流の場、災害時における避難場所等を確保するため、市街化が進みつつある地域においては、公園整備の優先度を考慮しながら、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。既成市街地など、面的な緑を新たに増やすことが困難な地域においては、都市公園のみならずスポーツ広場やチビッコ広場等を含めた多様な整備手法により、地域での子育てにも寄与する身近な公園・緑地の確保を図ります。

③ 都市計画公園・緑地の見直しと既設公園の有効活用

- ・本市の都市計画公園・緑地の整備率は約46％（平成26年3月31日現在）であり、長期未整備の公園・緑地が多く残っています。将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地の廃止を含めた都市計画公園・緑地の見直しを行います。
- ・既設公園については、質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討

を進めます。また、老朽化が進む公園施設の効率的な更新や公園利用者の変化やニーズに合わせたリニューアル等を推進します。

（５）都市緑化

- ・兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、公共施設のほか民有地においても壁面緑化や屋上緑化等の建築物緑化、樹木の植栽や駐車場緑化等の敷地内緑化を促進します。
- ・緑のカーテンコンテストやひめじ花と緑のコンクール等の推進、地区計画や緑地協定等の普及啓発を図るなど、多様な手法による市街地における緑の創出を図ります。
- ・船場川や外堀川など市街地内の河川については、貴重な親水空間としての役割に留意した整備を促進するとともに、地域住民との協働による美化浄化活動を促進します。
- ・幹線道路においては、街路樹等の植栽や沿道の敷地内緑化による連続した緑の確保を図ります。街路樹等については、地域住民や事業者との協働による維持管理を推進するため、ひめじ街路樹アダプト制度の普及啓発を進め、活動への参加を促進します。



▲緑のカーテン

4 市街地整備

（１）基本的な考え方

本市は、姫路駅を中心に各種交通機関や商業・業務機能が集中し、播磨地域における社会経済活動の中心地として発展してきました。鉄道と道路とが平面で交差し、中心市街地が南北に分断されているという大きな問題は、鉄道高架事業の完了と環状道路網等の整備が進む中で解消されつつありますが、都心部や副核、地域核における相対的な商業・業務機能の低下や老朽化した建築物の増加が新たな都市問題として顕在化しています。

そのため、今後の市街地整備等に当たっては、既存の都市機能の集積と都市施設を生かした都心部における賑わいの創出と活力の増大、他の主要な鉄道駅周辺における交通施設の再整備や日常生活に必要な機能の充実、密集市街地における防災力の向上など、既成市街地の整備、改善を重点的に進めます。

さらに、地域住民、事業者の参加、協力を得ながら、地区計画制度や各種整備手法を活用し、地域の特性に応じた個性ある都市づくりを推進します。

（２）既成市街地

- ・ J R 姫路駅周辺地区においては、土地区画整理事業や関連道路事業等による面的で総合的な整備を推進するとともに、行政と民間の適切な役割分担の下、キャスティ 21 を推進することにより、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能の集積を図ります。
- ・ 都心部等においては、街なか居住による居住者の増加を図るため、居住環境や利便性の向上等を図るとともに、優良建築物等整備事業等により、老朽化した建築物等の円滑な建替え、改修の促進を検討し、良好な住宅等の供給を図ります。
- ・ 都市軸の形成を図るため、幹線道路の整備等による交通環境及び住環境の改善など、山陽飾磨駅周辺地区の整備を検討します。
- ・ 他の主要な鉄道駅周辺においても駅前広場やアクセス道路の整備、バリアフリー化等を推進し、地域の核となる交通結節機能の向上を図ります。また、J R 網干駅周辺においては、土地区画整理事業を推進します。
- ・ 施設の老朽化が進んでいる中央卸売市場については、適地への移転、建替えを推進するとともに、移転した場合においては、その跡地の利活用を検討します。
- ・ 計画的な道路整備が不十分なまま市街地が形成されている地区については、地区の特性に応じた多様で柔軟な整備手法を検討し、市街地環境の改善を図ります。
- ・ 密集市街地については、地域住民等の参画と協働によるまちづくりを推進し、安全な市街地環境への改善を図ります。
- ・ 臨海工業地においては、海・陸交通施設の充実と生産環境の整備により、既存企業の維持、振興と新規企業の立地促進を図ります。大規模工場の移転等が生じる場合には、その跡地の利活用を検討し、望ましい市街地環境への誘導を図ります。

(計画的な再開発が必要な市街地)

- ・土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災力の向上等の整備課題を抱えている一団の市街地を計画的な再開発が必要な市街地として位置付け、特に再開発を促進すべき地域を定めたうえで、特性に応じた整備を進めます。
- ・特に整備課題の集中が見られる地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の整備、改善を図ります。

▼計画的な再開発が必要な市街地

A-1 姫路駅北
A-2 駅北・西側
A-3 駅北・東側
A-4 姫路駅南
A-5 駅南・西側
A-6 駅南・東側
A-7 野里
A-8 広畑臨海部
A-9 山電網干周辺
A-10 広畑周辺
A-11 飾磨州辺
A-12 飾磨臨海部
A-13 妻庭・白浜周辺
A-14 大塩周辺
A-15 J R網干周辺
A-16 御着周辺
A-17 大津・勝原周辺

凡 例	
行政区域	-----
都市計画区域	=====
市街化区域	=====
計画的な再開発が必要な市街地	■■■■■



■ 計画的な再開発が必要な市街地

（密集市街地の改善）

- ・老朽木造家屋が密集した防災上の課題を有する密集市街地においては、地域住民等の参画と協働によるまちづくりを推進し、安全な市街地環境への改善を図ります。密集した町家等の町並み自体が地域の魅力となっている密集市街地については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等に配慮しながら、安全な市街地環境への改善を図ります。
- ・災害時の被害を最小限にするため、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報の公開を積極的に進めるとともに、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図ります。



（３）進行市街地

- ・既成市街地の周辺で公共施設の整備が十分でないにもかかわらず、市街化が進行している地域や休耕田を含む低未利用地が点在する地域においては、市街地の骨格となる道路、公園等の適正配置のもとに土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、計画的な市街地の形成を図ります。

（４）住環境

- ・街なか居住の促進に当たっては、住宅と商業施設等との適切な共存を誘導するとともに、世界文化遺産姫路城の周辺地区等では、歴史的景観との調和を図ります。
- ・低層・中低層住宅地については、高層マンション等の立地による住環境阻害要因への適切な対策を講じることにより、良好な居住環境の保全を図ります。
- ・土地区画整理事業等の面的整備が実施された住宅地など、敷地規模を有し、敷地内の緑が豊富で建築物の高さもそろっている住宅地については、地区計画制度、建築協定制、緑地協定制等を活用し、良好な居住環境の維持、保全を図ります。郊外に計画的に開発された住宅団地についても地区計画制度を活用し、現在の居住環境の維持、保全を図ります。
- ・新たな住宅開発においては、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、良好な住環境の形成と快適で安全なまちづくりを促進します。
- ・生活道路が未整備な住宅地においては生活道路の拡幅を支援するなど、地域住民との協働による住環境の改善を図ります。
- ・人口減少や高齢化の進展により更なる管理不全な空き家の増加が予想されるため、地域住民との連携による効果的な空き家対策の検討を行います。
- ・市営住宅については、計画的な建替えや耐震改修、長寿命化等より、安全で安心な住環境の形成を図るとともに、人口減少社会の到来を踏まえた適正な戸数管理を行います。

（良好な住宅市街地の整備）

- ・姫路駅周辺においては、駅前の商業・業務機能との調和を図りつつ、周辺環境を考慮した適正密度で職住の近接した良好な住宅市街地の形成を図ります。
- ・臨海部においては、住民の参画と協働によるまちづくりを推進し、中・低密度な住宅市街地の形成を図ります。
- ・内陸部では、地域の需要を慎重に見極めつつ、主として低密度で良好な市街地の形成を図ります。

5 生活環境

（１）基本的な考え方

下水道は、生活や経済活動により発生する汚水の適切な処理により、公衆衛生の向上と河川、海等の水質を保全するとともに、雨水の円滑な排除による浸水被害を防止する役割を果たしています。本市では、一部の土地区画整理事業区域等を除き処理場や污水管きよの整備は完了していますが、その一方で、施設の老朽化が進むとともに、耐震性能が低いと考えられる施設が多く存在しています。

そのため、今後の下水道整備については、持続可能な生活排水処理に向けた維持管理を重点的に推進するとともに、未整備区域の早期整備とあわせて、浸水被害の発生する区域の雨水排水対策に取り組みます。

また、地球規模に拡大した今日の環境問題に対応するため、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進し、廃棄物を適正に処理できる体制を確保するなど、社会全体で環境負荷を低減する循環型社会の形成を目指した取組を進めます。

（２）下水道・水道

① 汚水・雨水排水対策

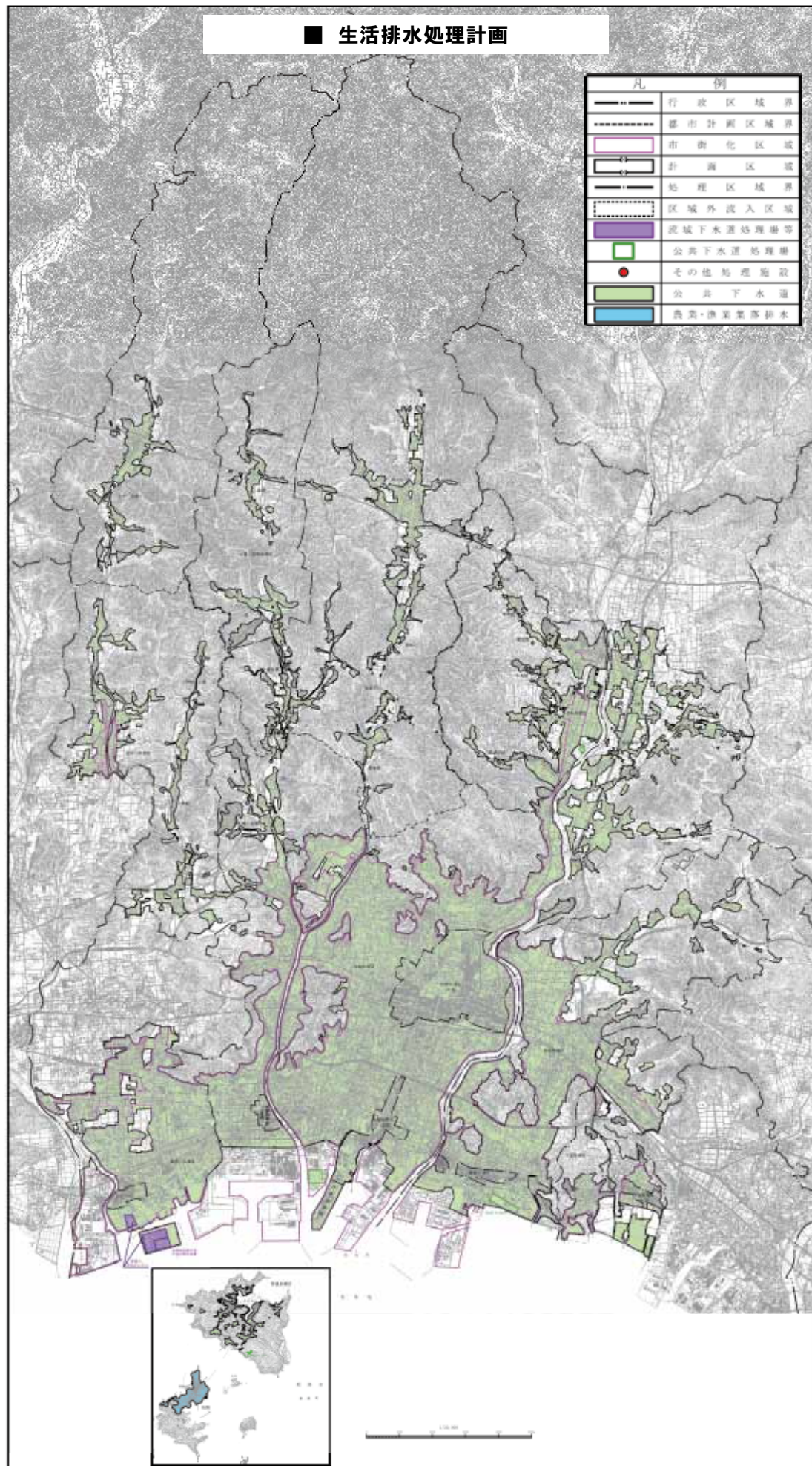
- ・土地区画整理事業等との整合を図りながら公共下水道の未整備区域の早期解消を図るとともに、老朽化した管きよや処理場等の長寿命化、計画的な更新を図ります。
- ・農業集落排水やコミュニティプラントについては、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図るため、各施設の趣旨を考慮した上で公共下水道への統合を進めます。
- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、浸水被害が発生している地区に重点を置いて、雨水幹線を順次整備するとともに、計画的に雨水ポンプや雨水調整池の整備を図ります。また、姫路駅周辺の旧市街地をはじめとする既存合流区域の雨天時の汚濁対策及び雨水排除能力の確保を目的とした合流式下水道の改善を図ります。

② 下水道施設や資源の有効利用

- ・下水道施設の計画見直しに伴い、未利用地等の有効利用を図ります。
- ・下水処理に伴い発生する汚泥の資源化や処理水の利用など、下水道資源の有効利用を図ります。

③ 水道施設の老朽化対策

- ・安定した水道水の供給を行うため、老朽管路の計画的な更新を行います。また、築後50年を超える老朽化した浄水場を中心として、現行の耐震基準に基づいていない拠点施設の耐震性を強化します。



（３）その他の供給処理施設

① ごみ処理施設等

- ・市民、事業者の協力を得て、家庭ごみ分別排出の徹底等によるごみの減量化と再資源化を促進するとともに、一般廃棄物の適正で安定的な処理能力を確保します。
- ・循環型社会の形成を目指した環境発信拠点として、エコパークあぼしの活用を図ります。
- ・ごみ処理施設については、既存施設の長寿命化等を図るとともに、災害対策、省エネルギー、創エネルギー等にも留意しつつ、後継施設の整備を図ります。
- ・し尿処理施設については、公共下水道の普及等による処理量の減少や施設の老朽化を踏まえ、生活環境と公衆衛生の保全に必要な処理体制を確保します。
- ・収集運搬、中間処理、最終処分の各過程における産業廃棄物の適正処理を促進するため、処理業者に対する立入検査、報告徴収など監督強化を図ります。
- ・産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」に基づき、関係住民等の意向を十分に反映させたものとします。

② 卸売市場

- ・施設の老朽化が進んでいる中央卸売市場については、適地への移転又は建替え等を推進し、流通施設の整備拡充等による生鮮食料品の安定供給を図ります。

（４）再生可能エネルギー

- ・低炭素社会の実現やエネルギー問題・電力不足への対応、地域経済の活性化等を目指し、日照に恵まれた本市の特性を生かした太陽光発電の普及促進を図ります。
- ・バイオマス等のその他再生可能エネルギーについても、関連する市の事業を進める中で、地域資源活用の観点から導入に向けた調査、研究等を進めます。



▲姫路市防災センターの太陽電池パネル

6 防災

（１）基本的な考え方

阪神・淡路大震災は、大都市直下型の大地震として未曾有の被害をもたらし、都市づくり上の問題点として、住宅構造の耐震力の不足、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の存在、避難空間の不足等が指摘されました。また、東日本大震災では、従前の想定をはるかに超える巨大な津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害の発生をもたらすなど、地震・津波対策のあり方に大きな課題を残しています。

その他、近年では、都市化の進展による保水・遊水機能の低下に加えて、局地的な集中豪雨が多発しているなど災害に対する都市のぜい弱性が顕在化しています。

本市においては、市民が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災等を教訓として改定された「姫路市地域防災計画」に基づき、防災拠点等の整備や建築物の耐震・不燃化等を進めるとともに、道路、公園、河川、上下水道等の都市施設は、防災面を考慮した整備を図ります。特に、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や山崎断層帯地震の大地震や、集中豪雨等による災害に対しては、災害時の被害を最小化する減災対策が重要となるため、減災の視点を取り入れた総合的な災害対策に取り組みます。

（２）防災拠点等

自然の山系や河川、道路及び公園・緑地を防災空間として捉え、これらを骨格とした「防災ブロック」の形成を図るとともに、広域災害に対処可能な「広域防災拠点」と市域の地域、コミュニティ単位の「防災拠点」とのネットワーク化を図り、体系的な整備を行います。

① 防災ブロックの形成

- ・幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより市街地を構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び市民の避難地の体系的な整備を図ります。

② 防災拠点の整備

ア 広域防災拠点

- ・広域的な救援、救護、復旧のための拠点として、手柄山中央公園を広域防災拠点として位置付け、姫路球場等における防災機能の充実を図ります。

イ 地域防災拠点

- ・情報収集・伝達機能を有する支所、出張所と各種応急対策活動を行うオープンスペースを１組として、防災ブロックの防災活動の拠点となる地域防災拠点を整備します。
- ・地域防災拠点は、広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市街地の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積場所、物資の備蓄・保

管場所としての役割を担います。

ウ コミュニティ防災拠点

- ・小学校区を基本とした生活圏において、圏内の中心となるコミュニティ防災拠点を小学校に整備します。
- ・コミュニティ防災拠点は、災害時には地区（小学校区）住民の避難及び防災活動の拠点として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点としての役割を担います。

エ 災害時帰宅困難者の対応施設

- ・JR姫路駅においては、災害時の帰宅困難者に対応するため、交通事業者との緊密な連携を図るとともに、帰宅困難者等の対応が可能な施設の確保を図ります。



▲姫路駅北駅前広場東側一般車乗降場
(帰宅困難者等の支援対策施設)

(3) 震災対策

① 建築物の耐震・不燃化

- ・庁舎、消防施設等の災害時の防災拠点となる施設や市民が多く集まる公共建築物等の耐震診断・改修等を推進するとともに、「姫路市耐震改修促進計画」に基づく耐震診断等により、民間既存建築物の耐震化を促進します。
- ・都市機能が集積する都心部等では、火災による被害の拡大を防ぐため、防火地域・準防火地域制度の活用により建築物の不燃化や防火性能の向上を促進します。

② 交通関係施設とライフラインの整備

- ・緊急輸送など災害時に活用できる道路施設の整備を図るとともに、震災のため陸上交通が渋滞等により麻痺した場合において、陸上交通の代替ルートを確保するため、ヘリコプター等の海や空からのアクセスを確保します。
- ・安全で良質な水道水の安定供給のため、主要浄水場や配水幹線など水道施設の耐震化を図るとともに、広域的な相互応援体制を確立します。下水道施設についても処理施設の耐震化等を図ります。

③ 宅地の耐震化

- ・大地震が発生した場合に大きな被害が生ずる恐れがある大規模盛土造成地を把握し、住民への情報提供等を図ります。

(4) 津波避難対策

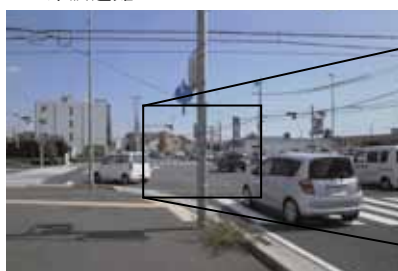
- ・近い将来発生が懸念される南海トラフ地震が発生した場合には、非常に広域で甚大な被害が想定されます。特に津波による大きな被害の発生が想定されるため、海岸堤防

や河川堤防等の津波防災施設の耐震点検や補強の促進、避難場所や避難路の計画的な整備等を図ります。

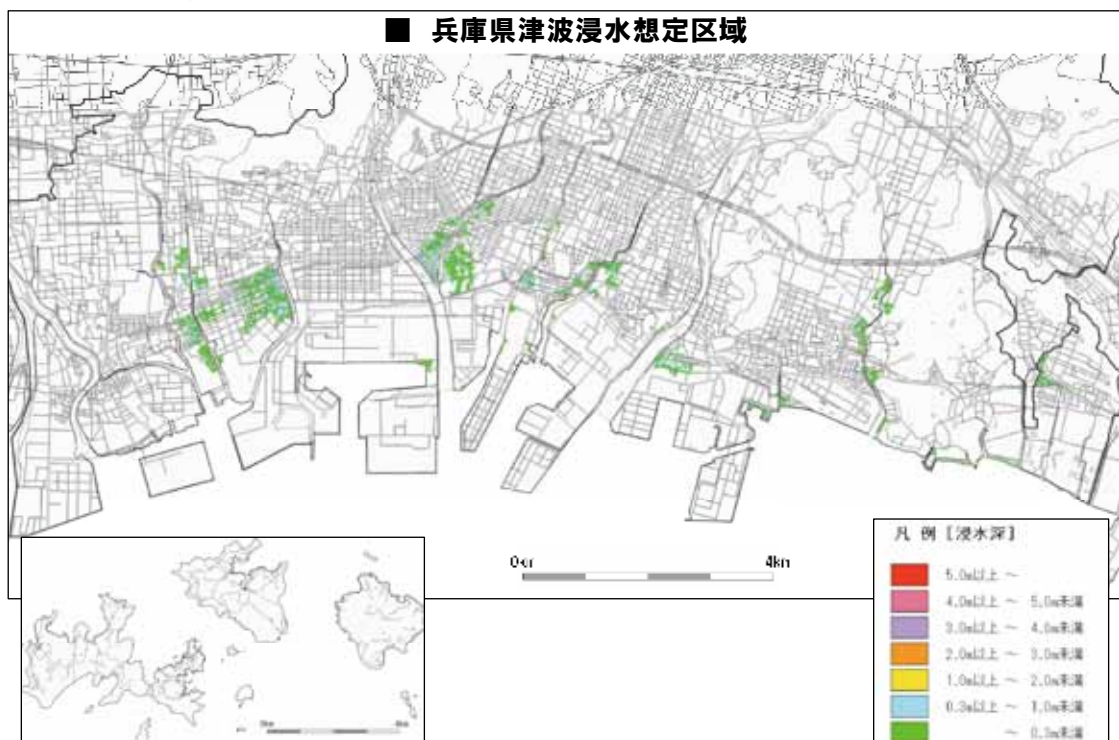
- ・兵庫県の南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーションによる津波浸水想定図に基づいた区域（最大クラスの津波が一定の条件下において発生した場合に想定される浸水の区域）を避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）に指定します。避難対象地区においては、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所の整備や安全な避難路の確保を図ります。
- ・津波接近時の安全対策として、災害時要援護者や救助活動に従事する者等が緊急的に一時避難するための津波避難ビルの確保を推進します。
- ・南海トラフ地震に対する地域住民等の防災意識の向上を図るとともに、津波警報等の迅速な伝達を行うため、ICTを活用した情報伝達手段の整備を検討します。



▲津波避難ビル



▲標高表示



（５）風水害対策

① 総合治水対策

- ・主要河川である一級河川及び二級河川については、自然が持つ保水・遊水機能の低下による浸水等の被害に対応するため、国や県に対し河川改修の促進を求めるとともに、一・二級河川のうち市が主体的に事業に取り組む河川については、都市基盤河川事業として、市街地の治水の向上と生態系や自然環境に配慮した整備を図ります。また、準用河川や普通河川については、安全で快適な市民生活を確保するため、浸水被害を軽減する拡幅改修や老朽化した護岸の改修等を推進するとともに、局地的な集中豪雨に対応するため、下水道事業と連携しながら雨水貯留施設や排水ポンプ場等の整備を図ります。
- ・河川・下水道対策にあわせて、流域の保水・遊水機能を確保する流域対策や浸水被害が発生した場合にもその被害軽減を図る減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を、関係機関や地域住民との連携を図りながら進めます。
- ・集中豪雨等による浸水被害時の減災対策として、自宅等から避難所に避難する「水平避難」すべき地域と、建築物の２階以上に避難する「垂直避難」で安全を確保できる地域を明確に示し、地域ごとの浸水状況を踏まえた避難方法の周知を図ります。
- ・一定規模以上の開発行為における調整池の設置を促進するとともに、市街化区域内農地の活用を図るなど、市街地における雨水貯留浸透機能の確保を図ります。
- ・地震や風水害に備えて老朽化したため池等の防災機能を高め、災害に強い農山漁村づくりを推進します。

② 土砂災害対策

- ・土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備とともに、山麓部については、土砂崩れ等の災害を未然に防止するため、森林の保全と自然環境の防災機能の強化を図ります。また、治山治水対策事業による災害被災現場の早期復旧、今後の被害拡大防止を図ります。
- ・砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等による土砂災害危険箇所の対策を促進します。



▲治山工事後の現場

（６）その他減災対策

- ・管理が放棄された老朽危険空き家の増加に対応するため、地域住民との連携による効果的な空き家対策を検討します。
- ・地域住民の自発的な連携意識に支えられたコミュニティ活動の活性化を図り、ハザードマップの作成や姫路市防災マップづくり事業等を通じて、地域や家庭における防災意識の向上を図ります。

7 景観

（１）基本的な考え方

本市の景観は、世界文化遺産姫路城に代表される歴史的景観、緑豊かな丘陵や播磨灘、姫路平野等の自然的景観、市街地等の都市的景観でおおむね構成されており、それぞれが姫路の個性を表現しています。これらの景観資源を生かし、より良好な個性ある景観を形成するためには、自然環境や歴史的遺産と都市機能が調和した姫路らしい都市景観の形成が求められます。

そのため本市では、昭和 62 年に「姫路市都市景観条例」を制定し、都市景観形成地区や都市景観重要建築物等の指定を行うとともに、都市景観形成市民団体の認定や都市景観賞の授与等の施策を総合的に展開してきました。

また、平成 19 年には、市内全域を景観計画区域に設定した景観計画を策定（平成 22 年・24 年改定）し、地域特性に応じた景観形成を推進するため、重点的に景観形成を図る区域として、都市景観形成地区に加えて歴史的町並み景観形成地区と風景形成地域を定めています。

今後とも、景観計画に基づく都市景観形成地区等において良好な景観形成を誘導し、景観に配慮した公共空間の整備を図るとともに、古きよきものと新しいものが調和した未来につながる、より姫路らしい都市景観の創出を図ります。

特に、姫路城周辺地区については、世界文化遺産にふさわしい景観形成を図るとともに、旧街道等の古道沿いに残る歴史的な町並みや建造物については、地域の魅力としての活用を図りながら良好な景観を保全、創出していきます。

また、地域住民の自主的な景観形成の取組を促すため、継続的に景観に対する意識の高揚を図ります。

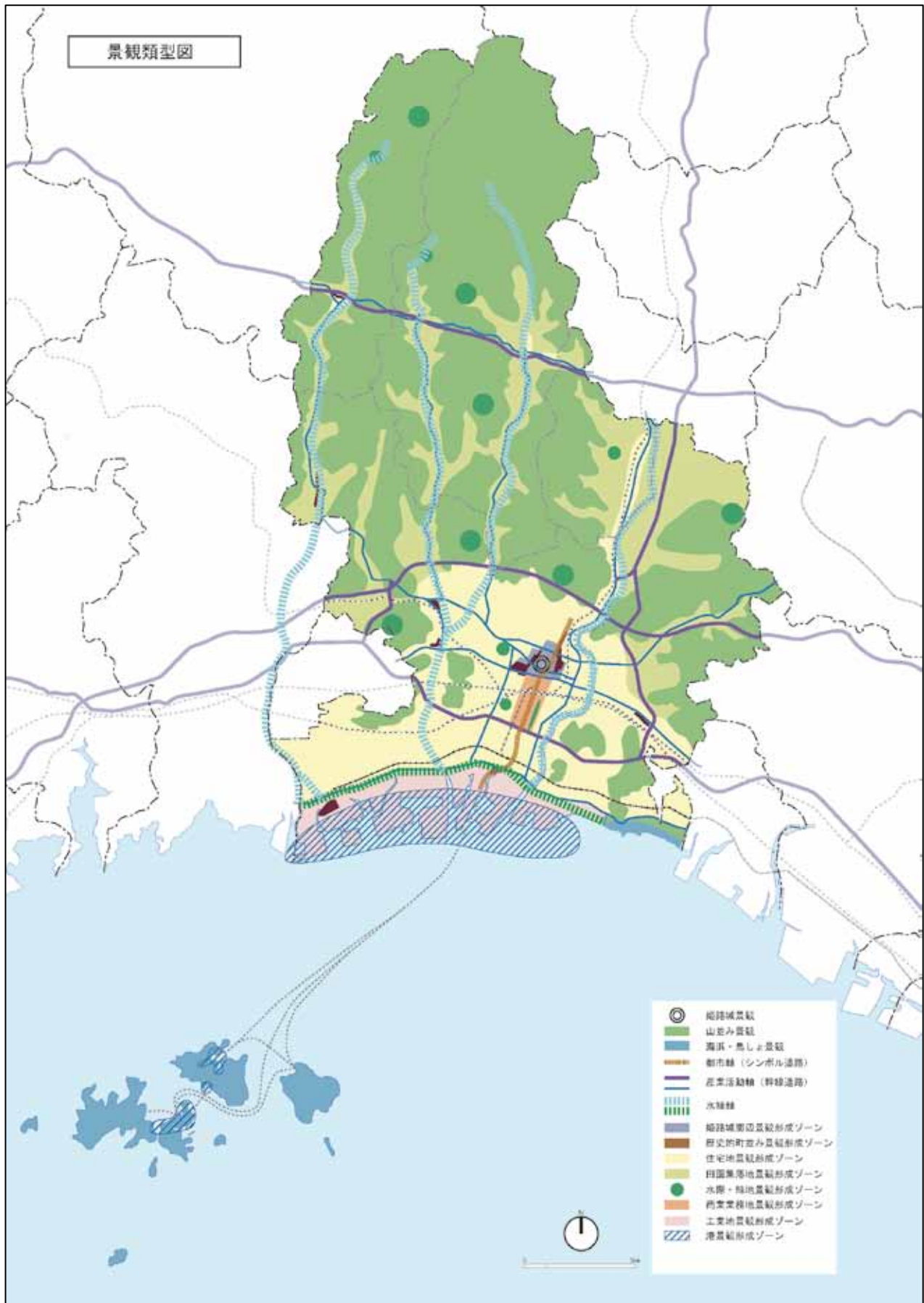
（２）景観構造と景観類型

景観は、市民が愛着と親しみを持つ景観、都心の商業業務地の景観、自然景観など、景観を構成する要素やそれを捉える視覚的広がり等により多様な展開をみせます。この多様な景観を市域全体で構造化することにより、景観特性が理解、把握しやすくなります。

本市の景観を景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観に構造化し、各景観構造について景観類型ごとの方針を定め、その実現を図ります。

■ 景観構造と景観類型

景観構造	景観類型	方針
景観核	都市景観核	・周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全、活用を図る。
	地域景観核	・個性的で魅力ある景観形成を進めるため、地域らしさを醸し出している景観資源の保全、活用を図る。
景観軸	都市軸 （シンボル道路）	・植栽による豊かな緑とデザインされた沿道建築物等により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔となる風格ある都市空間を創出する。 ・都市軸として、風格と調和の中にも、にぎわい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出する。
	産業活動軸 （幹線道路）	・沿道地区の性格や道路の機能に応じて、親しみ、うるおい、にぎわい、ゆとり、思いやりなどが感じられる、沿道と一体となった良好な道路景観の形成を図る。 ・道路植栽の整備を推進し、地域にふさわしい道路景観の形成を図る。
	水緑軸	・市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、自然とアメニティあふれる景観の形成を図る。 ・市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図る。 ・河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進める。
ゾーン景観	姫路城周辺景観形成ゾーン	・姫路城とそれを囲む区域の史跡を復元、修復するとともに、市民の余暇・文化活動拠点としての施設を充実させ、優れた景観の保全、育成を図る。 ・姫路城を核とした水と緑のうるおいある美しい景観の形成を図る。 ・周辺市街地では、多様な地区特性に応じた景観形成を図るとともに、姫路城と調和した風格ある景観の形成を図る。 ・都市イメージの向上に向けて、国内外からの観光・レクリエーション利用を促進する。
	歴史的町並み景観形成ゾーン	・姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図る。 ・歴史・文化的に価値のある建築物等について、保存や修復に努めるとともに、まちづくりの中での活用を図る。
	住宅地景観形成ゾーン	・既成市街地の住宅地では、宅地の細分化を防ぎ、緑を保全し、美しいまちなみを育成する。 ・周辺部の市街化途上にある住宅地では、周辺の田園や山並みなどとの調和に配慮しつつ、基盤の整ったゆとりとうるおいのある住宅地を形成する。 ・新規の住宅地では、まちなみに配慮した住環境整備を進め、魅力的な美しい景観の形成を図る。
	田園集落地景観形成ゾーン	・農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持、発揮する。 ・田園環境を生かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図る。
	水際・緑地景観形成ゾーン	・自然が豊かで憩いやレクリエーションの場となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備、維持管理を図る。
	商業業務地景観形成ゾーン	・都心の商業業務地では、都心機能やにぎわいの充実を図り、本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成を図る。 ・地域の商業業務地では、商業施設相互の調和を図るとともに、地域のまちづくり活動とも連携し、個性と親しみのある景観の形成を図る。
	工業地景観形成ゾーン	・工業の特徴や立地条件を生かし、秩序と活力ある工業地景観の形成を図る。 ・オープンスペースなどの緑化や環境美化を進め、工場と周辺環境の調和した景観の形成を図る。
	港景観形成ゾーン	・姫路港では、都市・産業活動を支える基盤として、活力ある港を整備するとともに、港や海に親しむ場や機会を創出し、海の玄関にふさわしい港景観の形成を図る。 ・家島の港では、島の暮らしや伝統を尊重しつつ、港と集落とが一体となったまとまりある景観の形成を図る。
眺望景観	姫路城景観	・姫路城の美しい眺望景観を保全、育成する。 ・姫路城をシンボルとした都市空間を創出する。
	山並み景観	・山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形作る山並み景観を保全、育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制、誘導を図る。
	海浜・島しょ景観	・自然海浜や島しょ部の瀬戸内らしい景観を保全、育成する。特に島しょ部では、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観を保全、育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・開発や施設整備にあたっては、海辺の自然環境と調和したものとする。



■ 景観類型

出典：姫路市都市景観形成基本計画（平成19年3月）

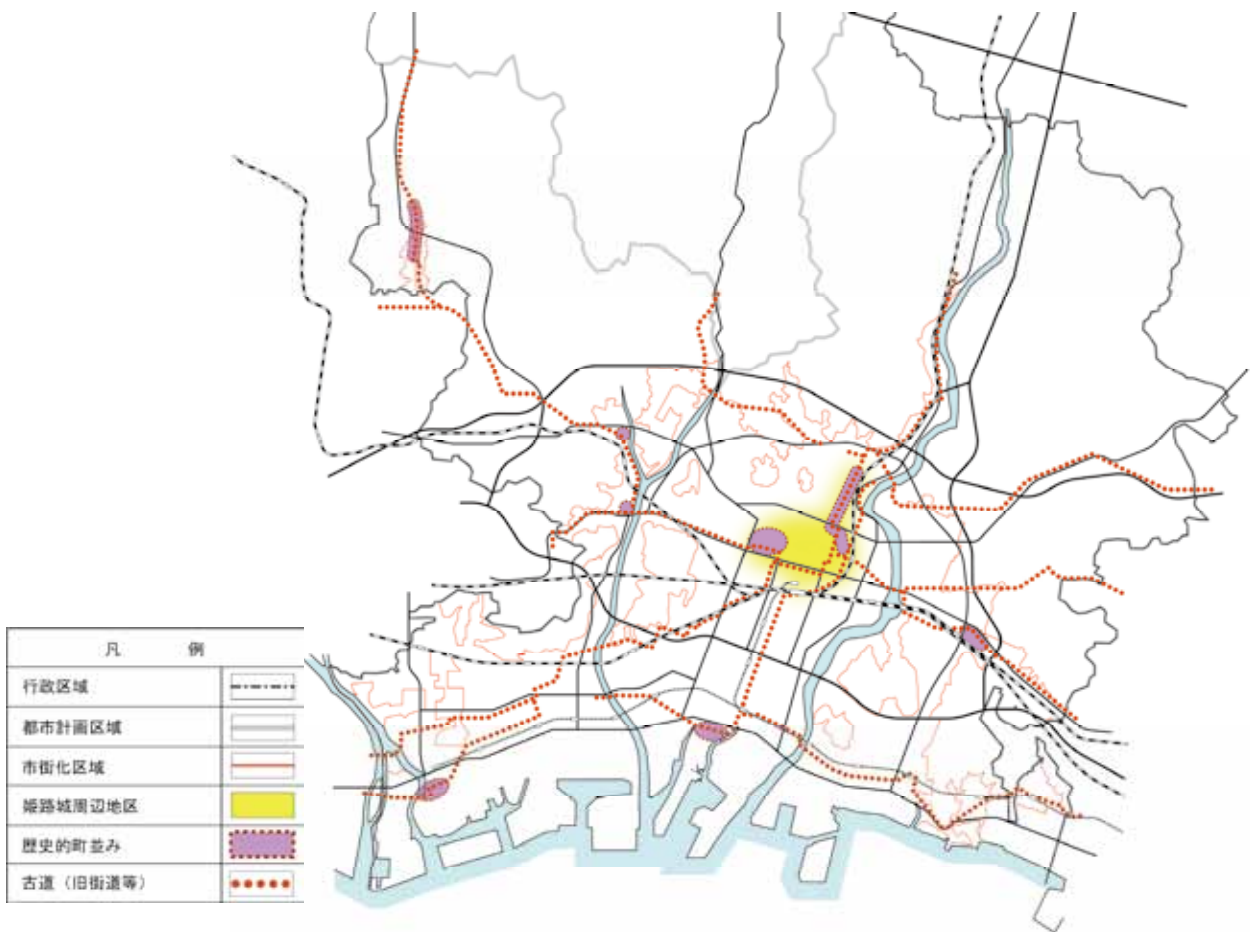
（３）景観形成

① 姫路城周辺地区の景観形成

- ・世界文化遺産姫路城を中心とする姫路城周辺地区を、重点的に景観形成を図る地区として位置付け、城と調和した風格ある景観の形成と城に配慮した眺望景観を保全するため、建築物等の適切な誘導とあわせて、良好な広告景観の形成を図ります。
- ・「歴史のみち」の整備を推進するとともに、城下町にふさわしい沿道景観の創出を図ります。
- ・ひめじ城下町再生プランとして、町家の利活用や町並みの形成など姫路城下町の再生を図ります。

② 歴史的な町並み景観の保全

- ・世界文化遺産姫路城の城下町のほか、陣屋町や街道筋に残る宿場町、港町など情趣ある歴史的な町並みを歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、良好な歴史的景観の保全、継承を図るとともに、景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定し、その保存を図ります。
- ・良好な景観形成に重要な歴史的建築物の保存、修景の支援や道路等の景観整備を図るとともに、地域の魅力やまちづくりへの活用を図ります。



■ 姫路城周辺地区と歴史的町並み

③ 魅力ある都市空間の創出

- ・都市景観形成地区等の指定により、区域内の建築行為等に対して景観形成基準に基づく助言、指導等を行うほか、区域外においても大規模建築物等の適切な誘導を図ります。
- ・都市景観形成地区等の重点的に景観形成を図る区域においては、「姫路市都市景観条例」に基づくデザイン事前協議制度により、専門家の意見を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。
- ・幹線道路の無電柱化を推進し、良好な都市景観やゆとりと潤いのある歩行者空間の形成を図ります。
- ・「姫路市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物の許可申請等に対する適切な指導、はり紙や立看板等の違反広告物の除却を行い、良好な広告景観の形成を図ります。
- ・公共サインガイドラインを踏まえ、外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識等、統一感があり、わかりやすい公共サインの整備を図ります。
- ・自然環境や省エネルギーにも配慮した効果的な照明により、昼間の景観とは違った光による魅力的な夜間景観の創出を図ります。

④ 市民参加による景観形成

- ・優れた都市景観の形成に寄与している建築物等を評価、奨励する取組やシンポジウム等のイベントの実施、景観資源を市民とともに発掘・共有する取組を推進するなど、景観に対する市民意識の醸成を図ります。
- ・地域の良好な景観形成に取り組んでいる市民団体等の活動を支援するなど、住民等による自主的な景観まちづくり活動を促進します。

第5章

地域の将来像〈地域別構想〉

第5章 地域の将来像〈地域別構想〉

1 地域区分の設定

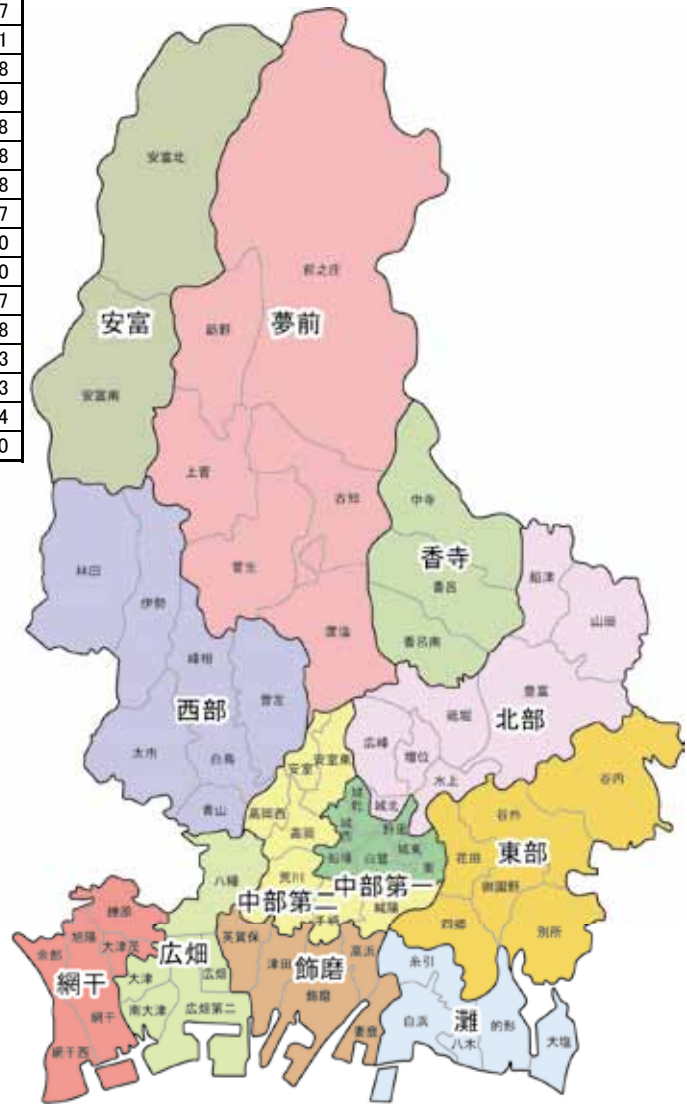
地域別構想は、全体構想を基本として市域を地域ごとに区分し、それぞれの地域づくりの基本的な方向を示すものです。面積、人口、土地利用等を勘案しながら、複数の小学校区のまとまりである地域ブロックを単位として、地域別構想を策定します。

また、地域ごとの将来像図に示している幹線道路や公園の整備など都市計画事業等の実施に当たっては、地域住民が中心となって掘り起こした地域資源の保護、保存、活用に配慮するなど、特色ある地域づくりを目指します。

地域ブロック	人口		面積	
	人	%	K m ²	%
中部第一	50,371	9.4	9	1.7
中部第二	86,199	16.1	22	4.1
網干	51,015	9.5	20	3.8
広畑	52,495	9.8	21	3.9
飾磨	63,382	11.8	20	3.8
灘	41,119	7.7	20	3.8
東部	40,417	7.5	47	8.8
北部	58,586	10.9	52	9.7
西部	42,408	7.9	64	12.0
香寺	19,115	3.6	32	6.0
都市計画区域	505,107	94.2	307	57.7
家島	5,987	1.1	20	3.8
夢前	19,812	3.7	146	27.3
安富	5,364	1.0	61	11.3
都市計画区域外	31,163	5.8	227	42.4
市全域	536,270	100.0	534	100.0

注1：人口は平成22年国勢調査

注2：校区は平成24年3月31日現在



■ 地域区分の設定

2 中部第一ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

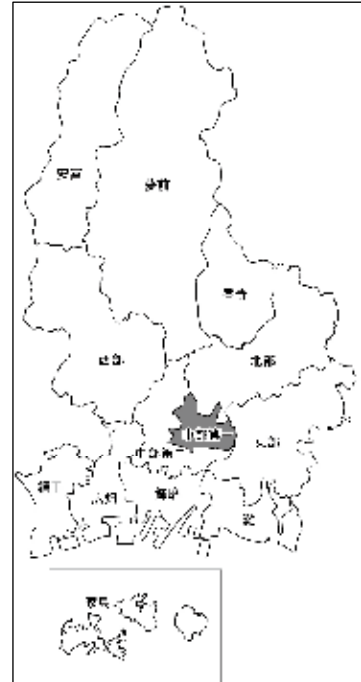
中部第一ブロックは、白鷺・野里・城東・東・船場・城西・城乾校区からなる地域です。

本市の中心に位置する中部ブロックのうち、世界文化遺産姫路城の旧城下町を中心とする地域であり、明治22年市制施行当初の市域におおむね該当します。

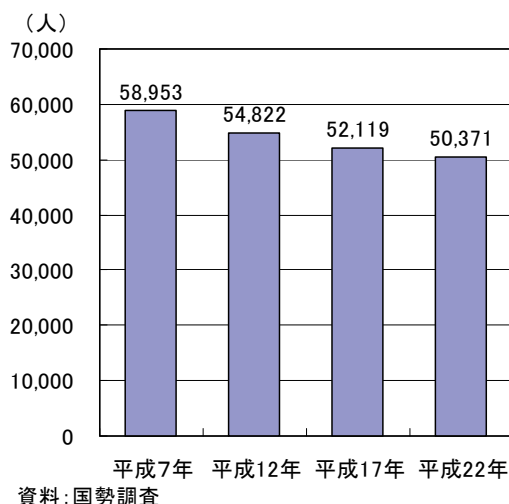
旧城下町を中心に古くから商業地が発展し、社寺等の歴史文化の香りを残した商業地として、また、播磨地域の中心商業地として育ってきました。

本地域における当面の課題として、世界文化遺産姫路城の保全と継承、鉄道高架事業により発生する広大な貨物ヤード跡地等を活用したにぎわいの創出、JR姫路駅を中心とする南北市街地の一体化の促進、居住人口の回復等があげられます。

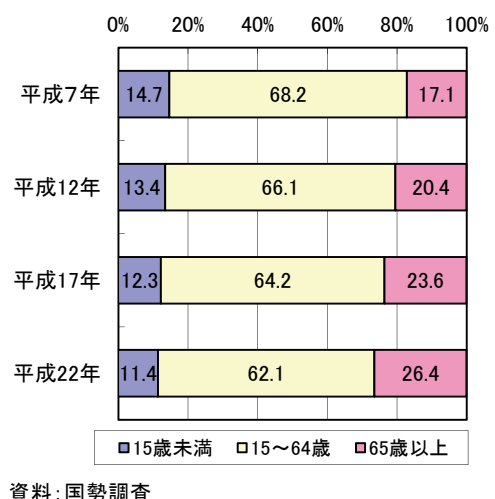
現在、JR姫路駅周辺地区では、都心部まちづくりの指針である「姫路市都心部まちづくり構想」に基づき、姫路駅周辺土地区画整理事業や関連道路事業、施設整備を総合的に行うキャストィ 21を進めています。



■ 人口の推移



■ 年齢3区分別人口の推移



② 地域づくりのテーマ

歴史を育み、賑わいと感動あふれる中心商業都市

③ 地域づくりの目標

◇ 世界文化遺産姫路城など歴史的資源を生かした国際観光都市づくり

世界文化遺産姫路城の保全と継承に力を注ぐとともに、都心部に集積する歴史的・文化的資源の活用による都心の魅力を高め、国際観光都市の構築を目指します。

◇ 感動と楽しさあふれる回遊性の高い都心づくり

高度な商業集積や多彩なイベントの展開を図るとともに、地域の特性を生かしつつ回遊性の高い都心の形成を目指します。

◇ 播磨の中核都市として魅力と活力ある都心づくり

文化、教育、交流、情報サービスなど高次都市機能の集積と基盤整備を進め、あわせて都心居住を促進し、播磨の中核都市にふさわしい魅力と活力ある都心の形成を目指します。



キャッスルガーデン



ＪＲ姫路駅北駅前広場から見た大手前通り

（２）地域づくりの方針

① 拠点等

ア 主核（商業核）

- ・主核は、本市の交流や流通、ビジネスの拠点のみならず、播磨地域の社会、経済活動の核となるもので、内環状道路（国道２号線、国道線、内環状東線、船場川線）に囲まれた区域を位置付けます。
- ・本地域にあたる駅北地区は、主に商業核としての性格を持つ拠点として位置付け、既存の商業・業務機能に加え、多彩なイベントの開催等により、楽しく賑わいのある都心の形成を図ります。また、城下町姫路のイメージの再現や世界文化遺産姫路城へのプロムナードとしての役割を強化し、都心回遊の拡大を図ります。
- ・鉄道高架事業や土地区画整理事業、関連道路整備事業等とあわせて、キャスティ21の推進により商業、情報通信、文化、交通交流等の高次都市機能を集積し、21世紀の播磨の発展の核としてふさわしい魅力と活力ある都心の形成を図ります。

イ 歴史文化ゾーン

- ・世界文化遺産姫路城とその周辺地区を位置付けます。
- ・世界文化遺産姫路城の保全と継承に力を注ぐとともに、城と調和した景観の形成を図ります。また、世界文化遺産姫路城の周辺地区では、文化シンボルゾーンとして既存文化施設等の充実と活用を図り、より魅力的で親しめる空間の整備を推進します。

ウ 都心回遊軸

- ・ＪＲ姫路駅を起点として、北は大手前通り周辺から世界文化遺産姫路城の周辺に伸びる動線、南は駅南大路周辺から市役所周辺へ伸びる動線、東西へは環状道路の整備等による回遊動線を都心回遊軸として位置付けます。ＪＲ姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を促進し、主核の中心性の充実を図るため、人々の動きを誘導する賑わいのある回遊空間の形成を図ります。
- ・都心回遊を支援するバスルートの充実や自転車利用の促進を図ります。

エ 歴史街道軸

- ・西国街道、銀の馬車道、野里街道等の古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いの歴史的町並みを保全するとともに、世界文化遺産姫路城をはじめ、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・ＪＲ姫路駅周辺の内環状道路に囲まれた区域を拠点商業業務地とし、その周辺に商業業務地を位置付けます。都心部にふさわしい商業、文化、交流、コンベンション等の高次都市機能の集積を図るとともに、魅力ある個店づくりや特色ある商業・業務街区の形成を進め、地域住民や来街者の回遊の拡大を促進します。特に、キャッスルガー

デンを含めた J R 姫路駅北駅前広場の整備に引き続き、キャスティ21に基づきコアゾーンやイベントゾーンの整備を推進します。

- ・世界文化遺産姫路城から J R 野里駅に至る城東線や野里街道沿道は、歩行者を中心とした沿道型の商業業務地として位置付けます。

（街なか居住の促進）

- ・街なか居住による居住者の増加を図るため、居住環境や利便性の向上等を図るとともに、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、老朽化した建築物等の円滑な建替え、改修の促進を検討し、良好な住宅等の供給を図ります。

イ 工業系

- ・城東町、東郷町、千代田町等の既存の内陸工業地では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。

ウ 住宅系

- ・国道線（国道2号）と J R 山陽新幹線に挟まれた複合住宅地では、軽工業あるいは商業施設等との調和のとれた住宅地の形成を図ります。
- ・専用住宅地及び一般住宅地では、世界文化遺産姫路城への眺望や周辺の独立丘陵との調和に配慮しながら、中低層住宅地として良好な住環境の形成を図ります。

エ 保全系

- ・世界文化遺産姫路城がある姫山や八丈岩山等の市街地に近接する独立丘陵は、良好な都市環境や都市景観の形成はもとより、歴史的にも重要な緑として保全を図ります。

③ 都市施設

ア 交通施設

ア) 公共交通

- ・姫路駅周辺においては、バスや自家用自動車等との交通結節機能を強化するため、J R 姫路駅南駅前広場の整備を推進するとともに、安全な歩行者動線の確保と通過交通の抑制を図ります。
- ・J R 山陽本線の御着駅～姫路駅間において新駅の設置を促進し、鉄道へのアクセス性の向上を図ります。また、新駅の設置にあわせて、駅前広場やアクセス道路の整備を推進します。
- ・都心循環バスの導入検討を進めるとともに、案内誘導や情報提供の充実を図ることにより、都心回遊を支援します。
- ・書写付近～姫路駅間の路線バスについては、バス優先レーンの設置や公共車両優先システムの導入等により定時性、速達性を高めます。

イ) 道路

- ・内環状道路、中環状道路（国道2号線、城北線、大日線、中央南北幹線）等を骨格と

した幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路については、廃止を含めた見直しを行います。

- ・ J R 姫路駅を中心とする南北交通の円滑化と南北市街地の一体化を図るため、中環状道路、内環状道路、内々環状道路の整備を推進します。
- ・ J R 姫路駅から世界文化遺産姫路城への魅力ある眺望を確保し、城と調和した風格あるまちなみを形成するため、大手前通りの再整備を図ります。
- ・ 姫路駅やその周辺地区において、あらゆる訪問者に対する総合的なバリアフリー化を推進します。

ウ) 駐車場

- ・ 本市が目指す公共交通中心の交通体系への転換、さらに J R 姫路駅周辺地区のまちづくりの進捗等を踏まえ、駐車場整備計画や都市計画駐車場など都心部における駐車対策の見直しに取り組みます。

エ) 自転車利用環境

- ・ 環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、大手前通りや環状道路等の広幅員道路において、自転車歩行者道への自転車通行位置の明示等を行い、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間の確保を図ります。

イ 公園・緑地

- ・ 世界文化遺産姫路城及びその周辺の区域では、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、緑の保全管理を進めるとともに、姫路公園にふさわしい施設整備の検討を進めます。
- ・ 将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。

ウ 下水道・河川

- ・ 老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図るとともに、姫路駅周辺地区や姫路駅南西地区の土地区画整理地内では、事業の進展にあわせて未整備区域の解消を図ります。
- ・ 都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、管きよの流下能力の向上、雨水排水施設の整備など浸水対策を進めます。
- ・ 世界文化遺産姫路城の外堀であった外堀川については、外濠公園北側及び西側の環境整備に引き続き、国道線以北において城と調和した歴史を感じさせる親水空間の創出等を検討します。
- ・ 市街地内の河川については、地域住民との協働による美化浄化活動を促進します。

④ 防災

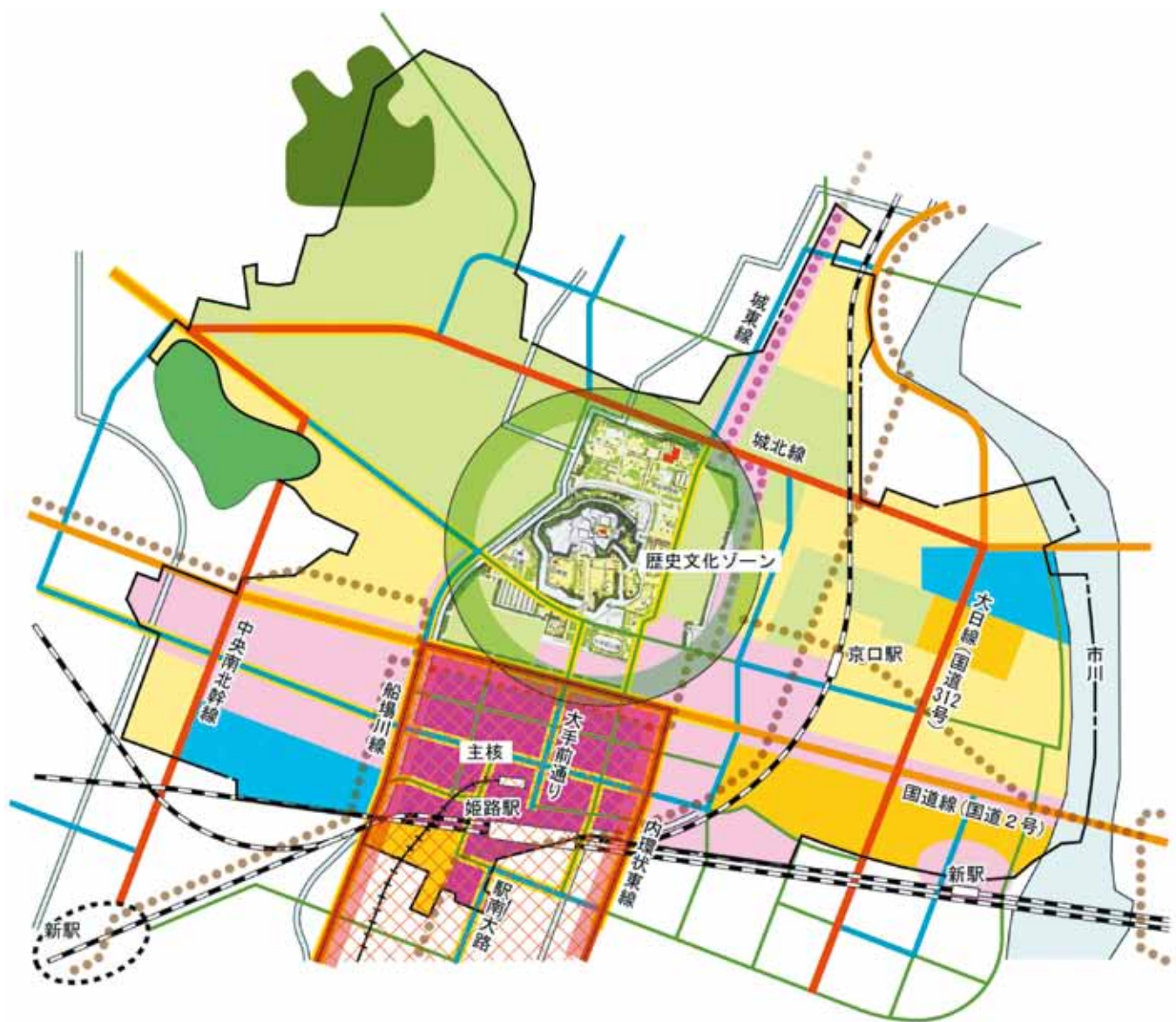
- ・ 地域防災拠点として中央支所、姫路公園を配置するとともに、各小学校をコミュニテ

ィ防災拠点として配置します。

- ・JR姫路駅においては、災害時の帰宅困難者に対応するため、交通事業者との緊密な連携を図るとともに、帰宅困難者等の対応が可能な施設の確保を図ります。
- ・市街地における面的な不燃化、難燃化を促進するため、防火地域・準防火地域制度の活用を図ります。
- ・姫路城南地区、本町白鷺町周辺、野里街道周辺及び柿山伏・龍野町・西新町周辺においては、老朽化した木造家屋が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼危険度が高いため、都市計画道路の整備や生活道路の拡幅とともに、地域住民との連携により建築物の建替え、耐震・不燃化を促進するなど、安全な市街地環境への改善を図ります。

⑤ 景観

- ・世界文化遺産姫路城は、姫路らしい景観を形成する上で極めて重要な役割を担っているため、世界文化遺産姫路城とそれを囲む史跡を復元、修復するとともに、城を核とした水と緑のうるおいある美しい景観の形成を図ります。
- ・世界文化遺産姫路城を中心とする姫路城周辺地区において、歴史的建築物の保全と活用を図るとともに、姫路城と調和した風格ある景観形成と姫路城に配慮した眺望景観の保全を図ります。
- ・野里街道、西国街道沿いに残る歴史的な町並みの保全、継承を図るとともに、景観形成上重要な建造物については、まちづくりの中での活用を図ります。
- ・「歴史のみち」の整備を推進するとともに、大手前通りの再整備を図るなど城下町にふさわしい道路景観の創出を図ります。
- ・景福寺山や市川の豊かな自然景観を保全するとともに、住民参加による身近なまちづくりの取組を促進し、地区の特性に配慮した美しい街なみの創出等を図ります。



凡		例		
土地利 用		都 市 施 設		
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路	主要公園・緑地・墓園
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸	一級・二級河川
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線	水辺
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄	自転車レーン等整備路線

■ 中部第一ブロックの将来像

3 中部第二ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

中部第二ブロックは、城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西校区からなる地域です。

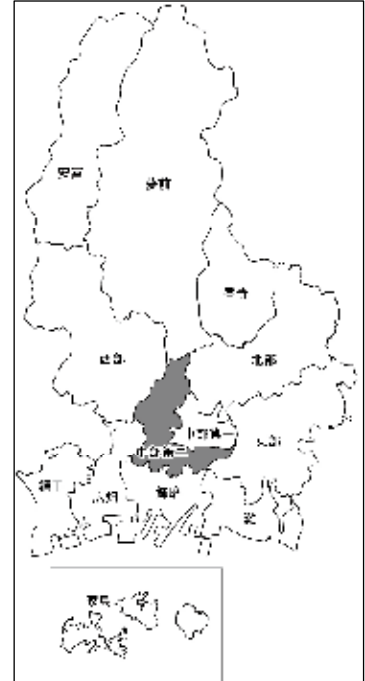
本市の中心に位置する地域であり、ほとんどが市街地地域となっています。

本地域はJR線により南北に分断され、南側の区域では市街化が遅れていましたが、昭和35年の駅南土地区画整理事業の着手に始まる地域内各所での土地区画整理事業により、JR姫路駅南部の市街地発展のための仕掛けづくりが始まりました。

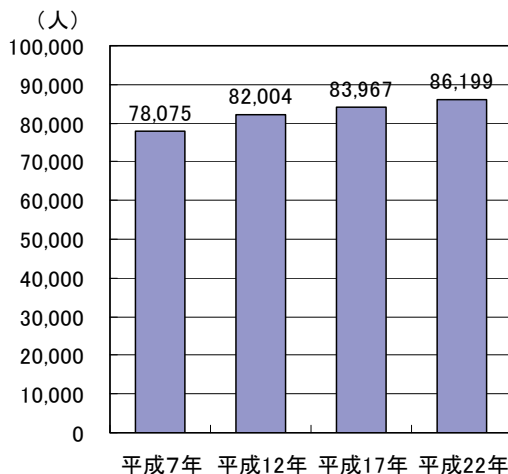
駅南土地区画整理事業に続き、昭和43年からの中部土地区画整理事業により、姫路市の骨格となる駅南大路が開通したほか、昭和55年には市庁舎が移転され、また組合施行による土地区画整理事業により、機能的な市街地の整備が進められてきました。

現在、JR姫路駅周辺地区において進めてきた鉄道高架事業が完了し、土地区画整理事業や関連道路事業による環状道路網等の整備が進む中で、南北市街地の分断が解消されつつあります。

内環状道路（国道2号線、国道線、内環状東線、船場川線）に囲まれた主核については、中心市街地と臨海市街地を結ぶ都市軸を形成するゾーンとして、今後とも都市機能の充実、魅力の向上等が必要となっています。

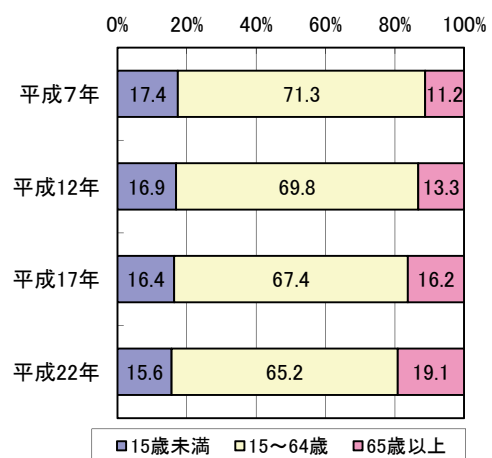


■ 人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

② 地域づくりのテーマ

人々が集い賑わいのある生活便利都市

③ 地域づくりの目標

◇ 都心部と臨海部を連携する魅力的な都市軸づくり

行政サービスの集積地や商業業務地としての機能的で高度な土地利用を図るとともに、シンボルロードである駅南大路を骨格として、地域内の様々な資源を連続、連携させた賑わいと魅力ある都市軸の形成を目指します。

◇ 多様なライフスタイルに対応する利便性に優れた生活空間づくり

都心部に集積された都市施設を活用し、幅広い世代が、それぞれのライフスタイルに応じて多様な住まい方を選択できるよう、利便性に優れた生活空間の形成を目指します。

◇ 緑豊かでゆとりと潤いのある住宅市街地づくり

播磨風土記に記された八丈岩山等の丘陵周辺の住宅地を中心に、道路や公園等の都市施設が整い、緑豊かでゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。



区画整理により整備された駅南大路



手柄山中央公園

(2) 地域づくりの方針

① 拠点等

ア 主核（業務核）

- ・主核は、本市の交流や流通、ビジネスの拠点のみならず、播磨地域の社会、経済活動の核となるもので、内環状道路に囲まれた区域を位置付けます。
- ・本地域にあたる駅南地区は、主に業務核としての性格を持つ拠点として位置付け、中部第一ブロックにあたる駅北地区の商業核と一体となった商業業務地を形成するとともに、駅南大路、運河公園等で魅力ある都市景観の形成を図ります。

イ 行政サービスゾーン

- ・市役所周辺及び国、県の行政機関が集積した地区を位置付けます。
- ・駅北地区の商業核と南部副核の山陽飾磨駅周辺地区とのほぼ中間に位置し、都市軸に沿った人の流れの中間地点として、各種行政サービスをはじめとする様々な業務機能等を備えた、人々が集い憩いの場となる魅力的な空間づくりを進めます。

ウ 広域防災拠点

- ・手柄山中央公園を位置付けます。
- ・大規模災害時における広域的な救援・救護・復旧活動等のための拠点として、被災地外からの人員、物資を集結、搬送するための設備や緊急情報の通信施設等の整備を図ります。

エ 歴史街道軸

- ・本地域には、世界文化遺産姫路城を中心に東西に延びる西国街道、都市軸を南北に縦断する飾磨街道等が通っています。これらの古道を歴史街道軸として位置付け、亀山本徳寺、荒川神社、高岳神社等の史跡など、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・駅南大路沿道では、都心部にふさわしい高度な土地利用を促進し、金融機関、事務所等の業務施設の集積を図ります。また、ＪＲ御着駅～姫路駅間及びＪＲ姫路駅～英賀保駅間での新駅の設置にあわせ、駅前にふさわしい土地利用を誘導します。
- ・国道線（国道２号）沿道の商業業務地では、広域交通の利便性を生かした沿道施設等を誘導します。

イ 工業系

- ・西延末等の既存の内陸工業地では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。

ウ 住宅系

- ・姫路駅南西地区及び阿保地区での土地区画整理事業を推進するとともに、これらの地区では、適切な土地利用の誘導を通じて職住近接型の複合住宅地の形成を図ります。
- ・一般住宅地及び専用住宅地では、道路等の基盤整備及び適切な土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地の形成を図ります。また、八丈岩山等の丘陵の麓に位置する住宅地では、自然環境と調和した低層住宅地の形成を図ります。
- ・英賀保駅周辺土地区画整理事業を推進し、都市施設が整った低層住宅地の形成を図ります。

エ 保全系

- ・八丈岩山や蛤山等の市街地に近接する独立丘陵は、良好な都市環境や都市景観の形成はもとより、歴史的にも重要な緑として保全を図ります。

③ 都市施設

ア 交通施設

ア) 公共交通

- ・姫路駅周辺においては、南駅前広場の再整備、駐車場や駐輪場の適正配置等による交通結節機能の強化を図ります。
- ・駅間距離の長いＪＲ山陽本線の御着駅～姫路駅間及び姫路駅～英賀保駅間において新駅の設置を促進し、鉄道へのアクセス性の向上を図ります。また、新駅の設置にあわせて、駅前広場やアクセス道路の整備を推進します。
- ・書写付近～姫路駅間の路線バスについては、バス優先レーンの設置や公共車両優先システムの導入等により定時性、速達性を高めます。また、運行本数の多いバス路線の停留所付近にサイクルアンドライド用駐輪場を整備し、利便性の向上を図ります。

イ) 道路

- ・内環状道路、中環状道路（国道２号線、城北線、大日線、中央南北幹線）及び外環状道路（白国線、夢前川左岸線など）等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。
- ・ＪＲ姫路駅を中心とする南北交通の円滑化と南北市街地の一体化を図るため、中環状道路、内環状道路、さらには内々環状道路の整備を推進します。

ウ) 自転車利用環境

- ・環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、延末線における自転車レーンの整備を推進するとともに、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間の確保を図ります。

イ 公園・緑地

- ・手柄山中央公園については、都心近郊にある緑とスポーツの拠点として利用環境の向

- 上を図るとともに、広域防災拠点として防災機能の向上を図ります。また、文化センターの機能移転を踏まえ、手柄山中央公園のあり方と施設の再配置の検討を行います。
- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。また、英賀保駅周辺地区や阿保地区の土地区画整理事業の進展にあわせて、身近に利用できる都市公園の整備を推進します。

ウ 下水道・河川

- ・老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図るとともに、英賀保駅周辺地区や阿保地区等の土地区画整理地内では、事業の進展にあわせて未整備区域の解消を図ります。
- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、大井川の改修促進とあわせて、計画的な浸水対策を進めます。また、都市計画施設である船場川の改修を促進します。

エ その他

- ・施設の老朽化が進んでいる中央卸売市場については、適地への移転又は建替え等を推進し、流通施設の整備拡充等による生鮮食料品の安定供給を図ります。

④ 防災

- ・手柄山中央公園については、都心近郊にある緑とスポーツの拠点として利用環境の向上を図るとともに、広域防災拠点として防災機能の向上を図ります。
- ・防災中枢拠点として姫路市防災センターと市役所を、地域防災拠点として高丘中学校、安室中学校、運河公園を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・市街地における面的な不燃化、難燃化を促進するため、防火地域・準防火地域制度の活用を図ります。
- ・延焼の防止に効果のある主要な道路、河川等の整備や緑地の保全、宅地の生垣化を促進します。

⑤ 景観

- ・J R 姫路駅や市役所周辺、都市景観形成地区である駅南大路沿道を中心に、姫路の南玄関にふさわしい緑豊かな都市空間の創出を図ります。また、駅南大路沿道の商業・業務施設、運河公園、飾磨街道沿いの歴史文化遺産など、様々な資源が連続、連携した魅力的な都市軸の形成を図ります。



凡		例		
土 地 利 用		都 市 施 設		
 拠点商業業務地	 一般住宅地	 自動車専用道路	 補助幹線道路	 主要公園・緑地・墓園
 商業業務地	 専用住宅地	 幹線道路（環状）	 歴史街道軸	 一級・二級河川
 工業地	 農地・集落地	 幹線道路（放射）	 J R 線	 水辺
 複合住宅地	 山地・丘陵	 幹線道路（その他）	 山陽電鉄	 自転車レーン等整備路線

■ 中部第二ブロックの将来像

4 網干ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

網干ブロックは、大津茂・網干・旭陽・勝原・余部・網干西校区からなる地域です。

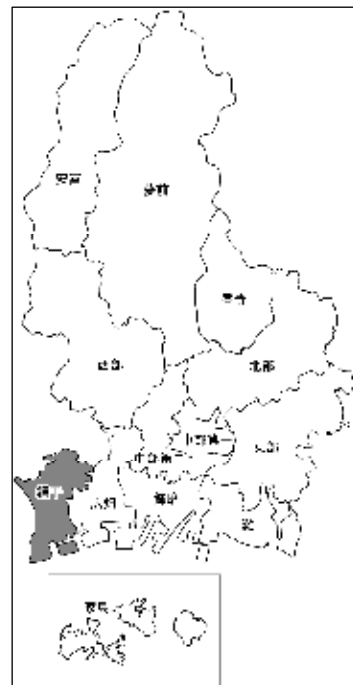
本地域は、海側の臨海産業地域と内陸側の市街地地域に大きく区分されます。地域中央部には農業振興地域が指定され、豊かな農地が広がっています。

網干は播磨風土記にも登場する長い歴史を持つまちで、また、中世から近世にかけては、揖保川、瀬戸内海という恵まれた水運による物流の拠点として栄えてきました。

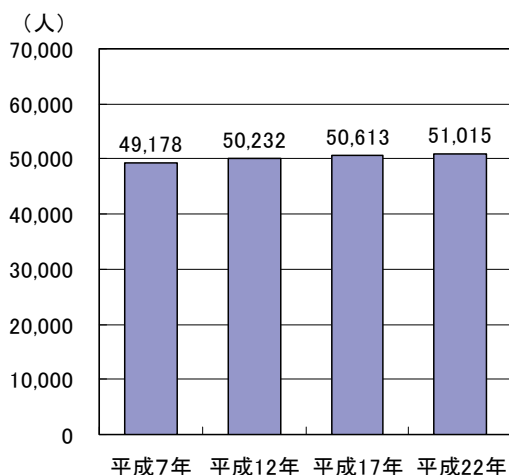
明治から昭和初期にかけては龍野電気鉄道（播州水力電気鉄道）が網干港駅を起点に地域の南北を通っていましたが、現在は、地域を東西に結ぶ山陽電鉄網干線やJ R山陽本線が通っています。

揖保川やその河口に広がる海辺の景観、朝日山等の豊かな自然環境に加え、伝統的な町家が残る興浜界隈の町並みや大覚寺、異人館等の文化財、「津の宮の提灯祭り」で知られる魚吹八幡神社など、これらの自然環境や歴史文化遺産は地域の魅力となっています。

平成20年3月には勝原区熊見でJ Rはりま勝原駅が開業し、周辺の大津区大津町では、広大な企業社宅跡地において段階的な市街地整備が進められています。

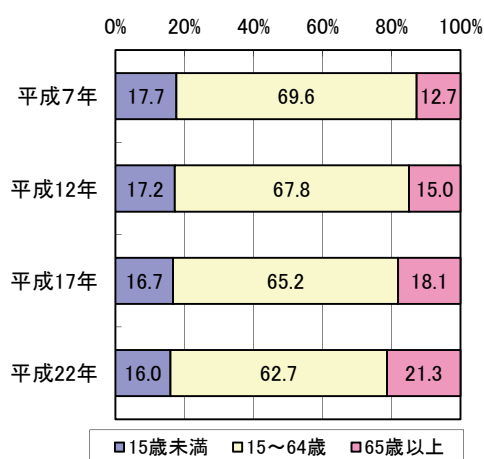


■ 人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

② 地域づくりのテーマ

海辺の景観と駅前の顔を持つ生活都市

③ 地域づくりの目標

◇ 利便性の高い魅力的な駅前の拠点づくり

山陽網干駅やＪＲ網干駅・はりま勝原駅における駅周辺開発等を促進し、利便性の高い魅力的な駅前拠点の形成を目指します。

◇ 海辺のまちなみや田園環境と調和した生活環境づくり

水運による物流の拠点であった歴史を伝えるまちなみ、津の宮の提灯祭りなど地域固有の伝統、文化を育みながら、市街地内に残る田園環境と調和した生活環境の創出を目指します。

◇ 快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり

歩行者のための安全な道路空間の確保や身近な自然とふれあえる緑豊かな都市空間の創出など、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。



山陽網干駅と市立図書館



地区計画による緑豊かなまちづくり（あやみの）

(2) 地域づくりの方針

① 拠点等

ア 副核（西部副核）

- ・山陽網干駅周辺地区を位置付けます。
- ・商業機能の維持、充実と交通結節機能の向上を図り、西部副核にふさわしい行政機能、商業・文化・住機能を備えた拠点の形成を図ります。

イ 地域核

- ・J R 網干駅周辺地区を位置付けます。
- ・駅北側における土地区画整理事業を推進し、市西部の玄関口として、交通結節機能の強化と土地の高度利用による商業機能等の充実を図り、地域住民の日常生活における利便性を高めていきます。

ウ 歴史街道軸

- ・本地域には、興浜界限の歴史的な町並みや文化財など様々な歴史文化遺産があります。浜街道や室津道の古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いの歴史的町並みを保全するとともに、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・山陽網干駅周辺を拠点商業業務地、J R 網干駅・はりま勝原駅周辺を商業業務地とし、公共交通の利便性等にも配慮しながら、商業施設や生活利便施設を誘導します。

イ 工業系

- ・余部区下余部等の既存の内陸工業地では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。
- ・臨海工業地は、日本有数の化学系企業が集積する地域であり、今後も都市活力の源となる工業地の維持発展を図るとともに、快適な生活環境を支えるための供給処理施設用地等として利用を図ります。また、姫路港浜田地区では、遊休化した水面貯木場の埋立てを促進し、新規企業立地等のための産業用地として位置付けます。
- ・生活環境影響調査を実施し、周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について支障がないと認められる廃棄物処理施設等については、その土地利用を図ります。

ウ 住宅系

- ・網干区福井や網干区大江島の複合住宅地では、地場産業の育成と軽工業あるいは商業施設等との調和のとれた住宅地の形成を図ります。
- ・一般住宅地では、適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地の形成を図ります。

- ・低層住宅を中心としながら、朝日山等の丘陵や田園環境と調和した緑豊かな専用住宅地の形成を図ります。また、垣内津市場地区での土地区画整理事業を推進し、都市施設が整った中低層住宅地の形成を図ります。

エ 保全系

- ・朝日山等の市街地に近接する独立丘陵は、良好な都市環境や都市景観の形成はもとより、歴史的にも重要な緑として保全を図ります。
- ・地域中央部に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備や集落の環境整備を図りつつ、市街地内の貴重な空間として保全、活用します。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・JR網干駅については、土地区画整理事業にあわせて、駅北側で駅前広場の整備等を推進し、公共交通への乗換えや乗継ぎの利便性を高めるとともに、バリアフリー化を促進します。
- ・山陽電鉄網干線については、現状のサービス水準の維持を図るため、沿線住民とともに活性化に取り組みます。

イ) 道路

- ・播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路網の早期実現を促進します。
- ・放射道路を構成する海岸線（国道250号）並びに龍野線、広畑幹線及び宮田線等からなる幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。

ウ) 自転車利用環境

- ・環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、山崎線における自転車レーンの整備を推進するなど、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間の確保を図ります。

イ 公園・緑地

- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。また、垣内津市場土地区画整理事業の進展にあわせて、身近に利用できる都市公園の整備を推進します。

ウ 下水道・河川

- ・福井前処理場など老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図ります。
- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、

計画的な雨水排水施設等の整備を図ります。

- ・平成25年7月に策定された「揖保川水系河川整備計画」に基づき、整備費用と得られる効果、影響を考慮した計画的な整備を促進します。

エ その他

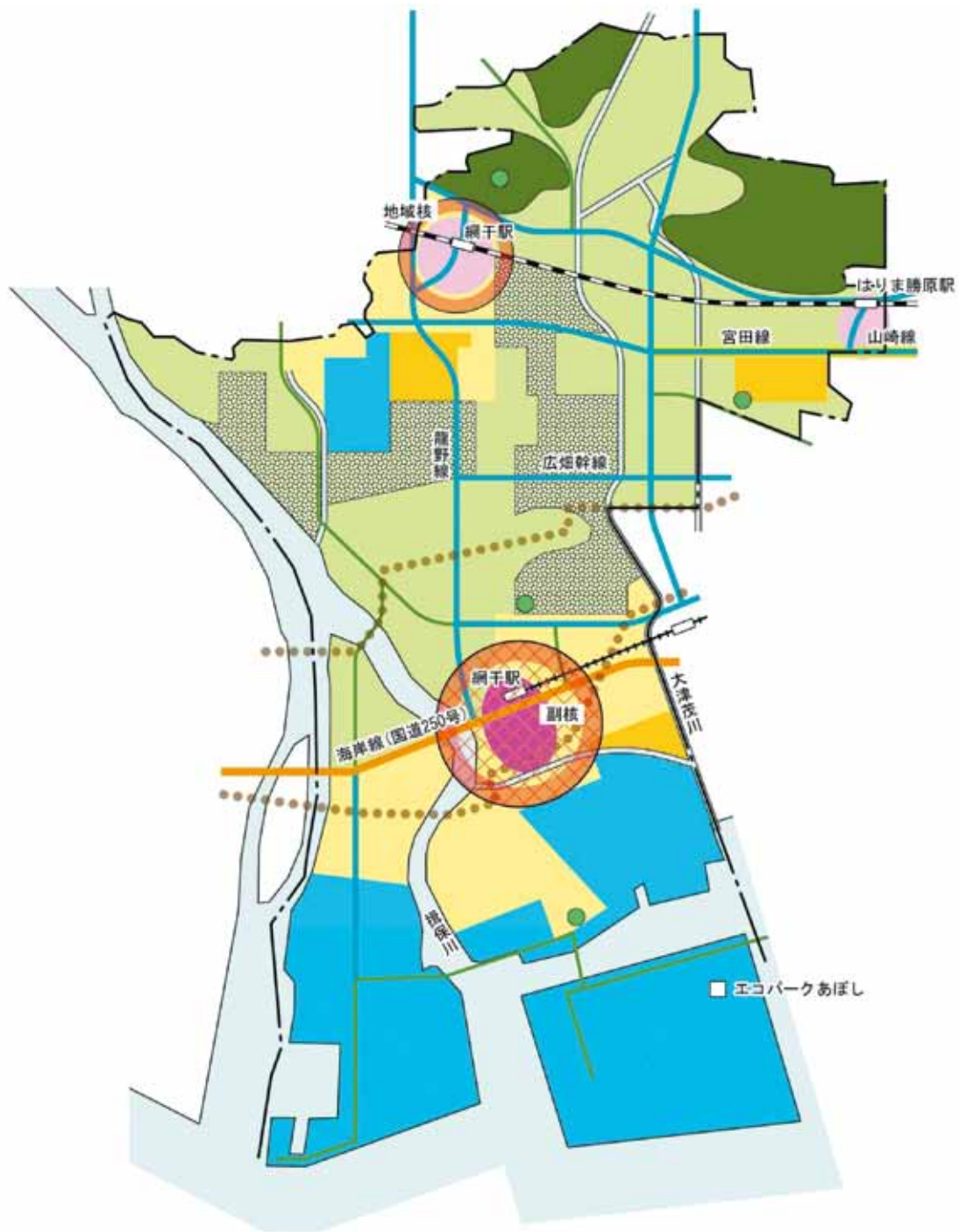
- ・ごみ焼却の余熱を利用して市民の健康づくりをサポートする「網干健康増進センター『リフレ・チョーサ』」及び楽しみながら地球問題やごみ問題を学べる「網干環境学習センター」を併設するエコパークあぼしの効果的な利用増進を図ります。

④ 防災

- ・地域防災拠点として網干支所、朝日中学校、網干南公園、大津団地第二公園を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・避難対象地区では、南海トラフ地震が発生した場合に津波による浸水被害が想定されるため、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所や避難路の確保を図ります。
- ・津波接近時の安全対策として、災害時要援護者や救助活動に従事する者等が緊急的に一時避難するための津波避難ビルの確保を推進します。

⑤ 景観

- ・浜街道が通る興浜界限の歴史的町並みを、歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、港町の歴史的景観の保全、継承を図ります。
- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。
- ・地域北端の朝日山については、豊かな自然や歴史等を生かしながら、より魅力的で親しまれる空間となるよう適切な維持管理と利用環境の向上を図ります。



凡		例		
土 地 利 用		都 市 施 設		
 拠点商業業務地	 一般住宅地	 自動車専用道路	 補助幹線道路	 主要公園・緑地・墓園
 商業業務地	 専用住宅地	 幹線道路（環状）	 歴史街道軸	 一級・二級河川
 工業地	 農地・集落地	 幹線道路（放射）	 J R 線	 水辺
 複合住宅地	 山地・丘陵	 幹線道路（その他）	 山陽電鉄	 自転車レーン等整備路線

■ 網干ブロックの将来像

5 広畑ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

広畑ブロックは、広畑・広畑第二・八幡・大津・南大津校区からなる地域です。

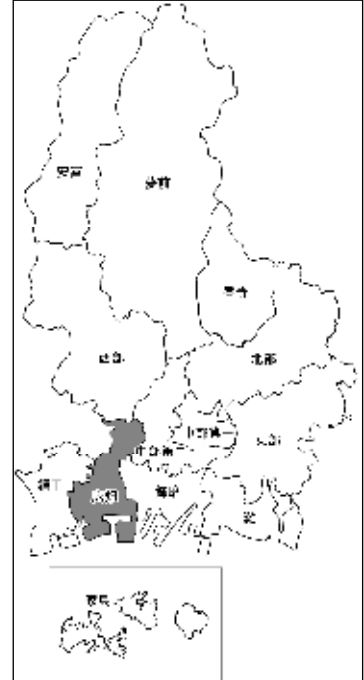
本地域は、昭和初期に建設された製鉄所と共に発展してきた街で、東西に設けられた緩衝緑地により、海側の臨海産業地域と内陸側の市街地地域に大きく区分されます。

製鉄所の操業に伴い市街化が進み、おおむね土地区画整理事業と連動した住宅地が形成されてきました。

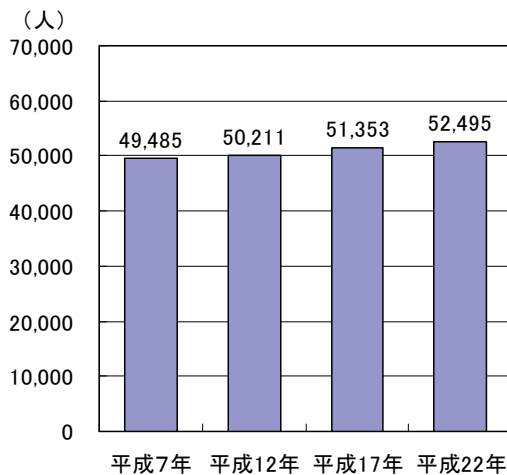
市街地地域の大部分で土地区画整理事業が完了していることから、道路等の都市施設が整った市街地が形成されています。しかし近年では、社会経済情勢の変化により企業関連の土地利用転換や更新が行われています。

臨海部では、「ひょうごエコタウン構想」の主要事業である廃タイヤガス化施設が整備されるなど、循環型社会の構築を先導するモデル地域として発展してきました。

また、近年においては、三次救急医療を担う製鉄記念広畑病院姫路救命救急センターが開設され、救急医療体制の充実が図られています。

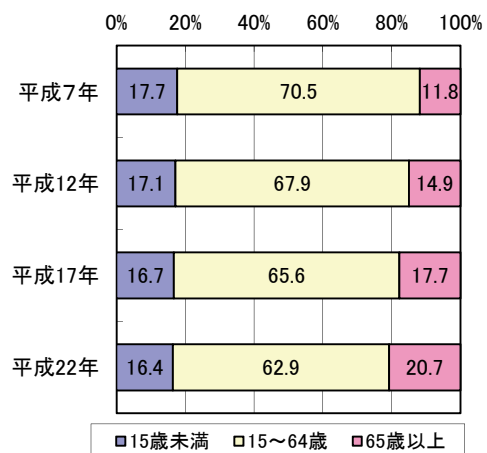


■ 人口の推移



資料:国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査

② 地域づくりのテーマ

新しい魅力をつくる生活都市

③ 地域づくりの目標

◇ 循環型社会を先導する産業空間づくり

広畑の発展を支えてきた既存の産業基盤・物流基盤を最大限に活用しながら、循環型社会の構築を先導する産業の振興を目指します。

◇ 新しい魅力を備えた生活環境づくり

道路、公園等の都市施設の整備に加え、住宅、商業、行政、文化、医療、福祉等の多様な用途が集積し、より身近なところで日常生活が出来るような、新しい魅力を備えた生活環境の創出を目指します。

◇ 快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり

歩行者のための安全な道路空間の確保や身近な自然とふれあえる緑豊かな都市空間の創出など、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。



製鉄記念広畑病院姫路救命救急センター



夢前川の川まつり

(2) 地域づくりの方針

① 拠点等

ア 地域核

- ・山陽広畑駅周辺地区を位置付けます。
- ・地域の拠点として、商業・業務機能の充実を図るとともに、行政・文化・医療・福祉施設等の集積と有機的な連携を図ります。

イ 歴史街道軸

- ・本地域を通る浜街道や室津道の古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いを中心に散在する歴史文化遺産を保存、活用するとともに、住民が快適な環境の中を安全に歩き、日々の生活にゆとりを感じることができる歩行者軸の形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・山陽夢前川駅・広畑駅・天満駅・平松駅周辺を商業業務地とし、公共交通の利便性等にも配慮しながら、商業施設や生活利便施設を誘導します。

イ 工業系

- ・緩衝緑地以南の臨海工業地では、姫路港広畑地区において、環境・リサイクル産業の集積を図ります。
- ・生活環境影響調査を実施し、周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について支障がないと認められる廃棄物処理施設等については、その土地利用を図ります。

ウ 住宅系

- ・商業地及びその周辺の複合住宅地では、鉄道駅周辺の利便性を生かした中高層住宅地の形成を図ります。
- ・中低層住宅地として良好な住環境を備えた専用住宅地の形成を図るとともに、京見山等の丘陵の麓に位置する住宅地では、自然環境と調和した緑豊かな低層住宅地の形成を図ります。
- ・山陽電鉄の南側の複合住宅地では、適切な土地利用を通じて良好な市街地の形成を図ります。

エ 保全系

- ・京見山等の市街地を取り囲む丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・山陽広畑駅については、外環状道路を中心とした環状バスの段階的な導入を踏まえて、駅舎の近代化や駅前広場の整備等を検討します。
- ・山陽電鉄網干線については、現状のサービス水準の維持を図るため、沿線住民とともに活性化に取り組みます。

イ) 道路

- ・播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路網の早期実現を促進します。
- ・環状放射道路を構成する夢前川右岸線、国道2号線（姫路バイパス）及び海岸線（国道250号）並びに広畑幹線等からなる幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。

ウ) 自転車利用環境

- ・環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、山崎線における自転車レーンの整備を推進するなど、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間の確保を図ります。

イ 公園・緑地

- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。また、身近に利用できる都市公園の整備を推進します。

ウ 下水道・河川

- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、計画的な雨水排水施設等の整備を図ります。
- ・二級河川である夢前川については、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修や適切な維持管理を促進します。

④ 防災

- ・地域防災拠点として広畑支所、広畑中学校を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・避難対象地区では、南海トラフ地震が発生した場合に津波による浸水被害が想定されるため、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所や避難路の確保を図ります。
- ・津波接近時の安全対策として、災害時要援護者や救助活動に従事する者等が緊急的に

一時避難するための津波避難ビルの確保を推進します。

- ・ 広畑区本町周辺においては、老朽化した木造家屋が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼危険度が高いため、都市計画道路の整備や生活道路の拡幅とともに、地域住民との連携により建築物の建替え、耐震・不燃化を促進するなど、安全な市街地環境への改善を図ります。

⑤ 景観

- ・ さくらの名所ともなっている夢前川については、桜並木の保全や水辺環境の適切な維持管理により、魅力ある都市景観の形成を図るとともに、サイクリングロードや散策路、川まつりの場等として活用を図ります。
- ・ 景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。



凡 例			
土 地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺
			自転車レーン等整備路線

■ 広畑ブロックの将来像

6 飾磨ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

飾磨ブロックは、飾磨・津田・英賀保・高浜・妻鹿校区からなる地域です。

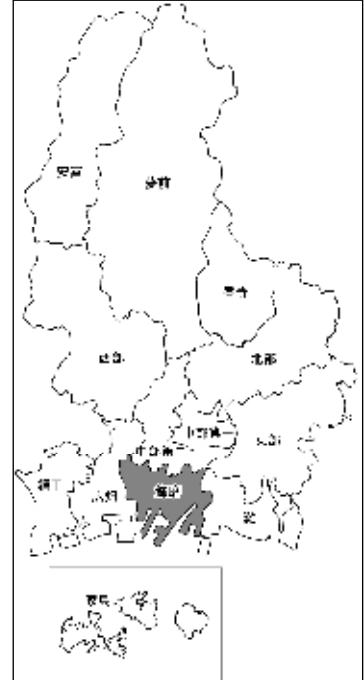
網干から大塩へと繋がる臨海都市街地の東西軸と、野里から姫路駅前を経て飾磨港へと至る都市軸である南北軸の結節点に位置しています。

本地域は、東西に設けられた緩衝緑地により大きく区分され、海側は鉄鋼を中心とした臨海産業地域、内陸側は市街地地域となっています。

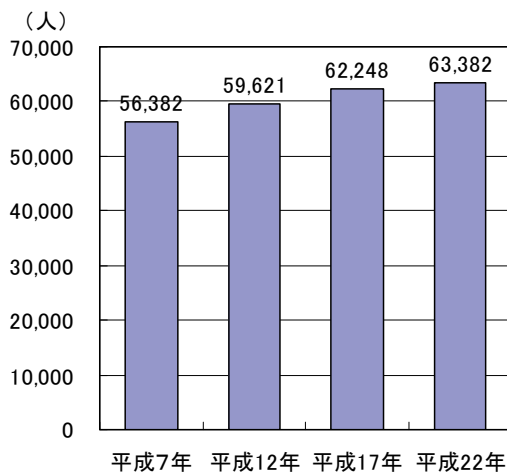
市街地地域では、浜街道沿いに点在する旧集落を中心に、住・商・工が近接した職住複合の市街地が形成され、その周辺部では、おおむね土地区画整理事業と連動した住宅地が形成されてきました。

野田川の河口に開けた旧飾磨港（姫路港飾磨地区）は、かつて飾磨津と呼ばれ、江戸時代は姫路城下の外港として重要な位置を占めていました。また、明治初期の産業道路であった銀の馬車道の発着点でもありました。

戦後の工業化とあわせた港湾施設の整備により、物流機能の強化が進んでいます。また、旅客船ターミナルや家島群島及び小豆島を結ぶ定期船があり、本地域は「海の玄関口」としての役割を果たしています。

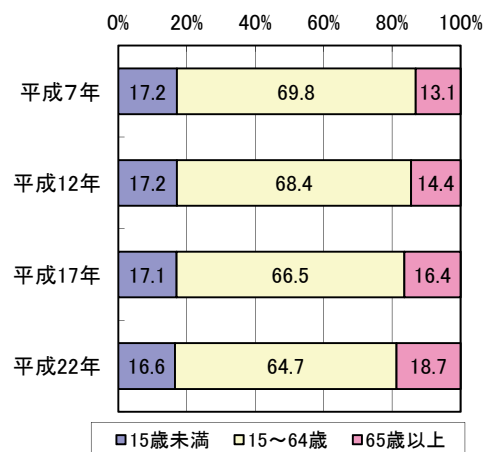


■ 人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

② 地域づくりのテーマ

住・商・工が調和した住みよい親港都市

③ 地域づくりの目標

◇ 歴史的な魅力を備えた生活環境づくり

歴史的な港まちとしての側面と、古くから人口の集積と道路等の都市施設が整い、住・商・工のバランスがとれた生活密着型のまちとしての側面を融合し、歴史的な魅力を備え、より身近なところで日常生活が出来るような生活環境の創出を目指します。

◇ 海の玄関口にふさわしい生活と産業が交流する南部副核づくり

姫路市の海の玄関口にふさわしい生活と産業が交流する南部副核を形成するとともに、南部副核及び親港拠点と地域内外の連携を強化する骨格道路網の形成を目指します。

◇ 快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり

歩行者のための安全な道路空間の確保や身近な自然とふれあえる緑豊かな都市空間の創出など、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。



旅客船ターミナルと臨港公園（姫路港飾磨地区）



南部副核（飾磨支所）

（２）地域づくりの方針

① 拠点等

ア 副核（南部副核）

- ・山陽飾磨駅周辺地区を位置付けます。
- ・地域の拠点として、交通結節機能の向上や商業機能の充実、居住環境の改善を図るとともに、港町の歴史的景観を生かした魅力的な都市空間の保全、創出を図ります。また、主核を補完する行政機能、商業・業務機能、市民活動の場を備えた拠点の形成を図ります。

（交通環境の改善）

- ・山陽飾磨駅周辺地区では、踏切での慢性的な交通渋滞が発生し、地域住民の生活や交流活動、経済活動等に支障をきたしているため、幹線道路（飾磨幹線、鹿谷田線）等の整備による交通環境の改善を図ります。

イ 親港拠点

- ・姫路港飾磨地区を位置付けます。
- ・地域の資源を生かした観光・交流ネットワークの形成を図るため、ポートセールスの取組強化等を促進します。

ウ 歴史街道軸

- ・本地域には、城趾等の遺跡・史跡、港町の情趣ある町並みなど多様な歴史文化遺産があります。浜街道や飾磨街道等の古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いの歴史的町並みを保全するとともに、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・山陽飾磨駅周辺を拠点商業業務地、ＪＲ英賀保駅、山陽妻鹿駅・西飾磨駅周辺を商業業務地として位置付けます。公共交通の利便性等にも配慮しながら、商業施設や生活利便施設を誘導します。また、都市軸を形成する飾磨幹線についても、沿道型の商業業務地として位置付けます。

イ 工業系

- ・緩衝緑地以南の臨海部では、都市活力の源となる工業地の形成を図ります。大規模事業所跡地は既存工場等の移転用地や新たな企業立地のための産業用地として位置付けます。
- ・生活環境影響調査を実施し、周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について支障がないと認められる廃棄物処理施設等については、その土地利用を図ります。

ウ 住宅系

- ・海岸線（国道250号）沿道や地域中央を南北に連絡する宮線沿道等の複合住宅地では、住・商・工をともに許容した土地利用を図ります。
- ・一般住宅地では、適切な土地利用の誘導を通じて良好な市街地の形成を図ります。
- ・J R 英賀保駅周辺地区土地地区画整理事業を推進し、都市施設が整った低層住宅地の形成を図ります。

エ 保全系

- ・甲山等の市街地に近接する丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

③ 都市施設

ア 交通施設

ア) 公共交通

- ・山陽飾磨駅では、駅北側の駅前広場から改札口が利用しにくく、バスや自家用車等からの乗換え利便性が低いといった利用上の課題に対して、改善策を検討します。また、姫路港と山陽飾磨駅とを公共交通で連絡し、アクセス性の向上を図ります。
- ・山陽妻鹿駅における駅前広場の整備に引き続き、交通結節機能の強化を図ります。
- ・英賀保駅南北の移動円滑化及び北側からの利用環境改善を目的として駅の橋上化を促進します。

イ) 道路

- ・播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路網の早期実現を促進します。
- ・外環状道路を構成する海岸線（国道250号）並びに大日線及び中央南北幹線等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。
- ・J R 英賀保駅周辺のバリアフリー化を推進します。

イ 公園・緑地

- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。また、英賀保駅周辺地区土地地区画整理事業の進展にあわせて、身近に利用できる都市公園の整備を推進します。

ウ 下水道・河川

- ・中部処理場など老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図るとともに、英賀保駅周辺地区の土地地区画整理地内では、事業の進展にあわせて未整備区域の解消を図ります。

- ・二級河川である市川、船場川、水尾川、夢前川、野田川については、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修や適切な維持管理を促進します。

④ 防災

- ・地域防災拠点として飾磨支所、高浜総合公園、飾磨中部中学校、津田公園を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・避難対象地区では、南海トラフ地震が発生した場合に津波による浸水被害が想定されるため、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所や避難路の確保を図ります。
- ・飾磨区御幸周辺及び飾磨区大浜周辺においては、老朽化した木造家屋が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼危険度が高いため、生活道路の拡幅とともに、地域住民との連携により建築物の建替え、耐震・不燃化を促進するなど、安全な市街地環境への改善を図ります。
- ・津波接近時の安全対策として、災害時要援護者や救助活動に従事する者等が緊急的に一時避難するための津波避難ビルの確保を推進します。

⑤ 景観

- ・山陽飾磨駅以南に残る歴史的町並みを、歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、港町等の歴史的景観の保全、継承を図ります。
- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。



凡		例		
土 地 利 用		都 市 施 設		
 拠点商業業務地	 一般住宅地	 自動車専用道路	 補助幹線道路	 主要公園・緑地・墓園
 商業業務地	 専用住宅地	 幹線道路（環状）	 歴史街道軸	 一級・二級河川
 工業地	 農地・集落地	 幹線道路（放射）	 J R 線	 水辺
 複合住宅地	 山地・丘陵	 幹線道路（その他）	 山陽電鉄	 自転車レーン等整備路線

■ 飾磨ブロックの将来像

7 灘ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

灘ブロックは、白浜・八木・糸引・的形・大塩校区からなる地域です。

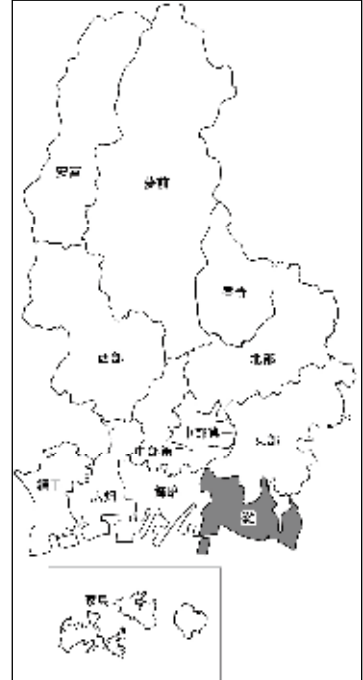
本市の臨海部のほとんどは、播磨臨海工業地帯を形成するために埋め立てられましたが、本地域には唯一、埋め立てられずに自然海岸が残っています。

また、内陸側の市街地地域は、高坪山の山並みにより西側の灘地区と東側の大的地区に大きく区分され、灘地区の海側は臨海産業地域になっています。

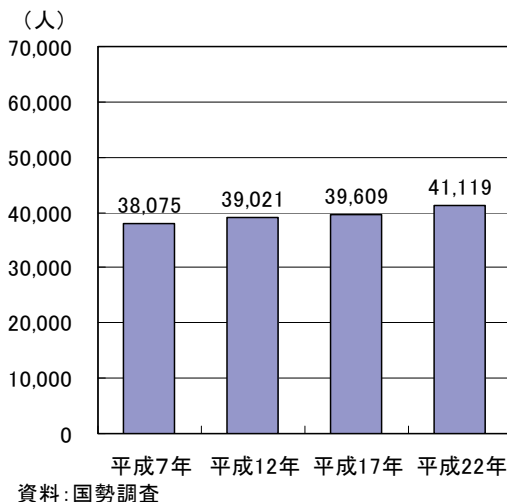
古くから海との関係が深い地域であり、奈良時代の僧行基が開いたとされる摂播五泊（摂津から播磨にかけての五つの湊）のひとつ「韓泊」は、現在の的形辺りと伝えられています。また、白浜から大塩にかけての臨海部は、播磨で最初に製塩が行われた地域として昭和46年の廃田まで製塩が続けられました。

灘地区は早くから地場産業が発展した地域でもあり、江戸中期の和釘の製造が始まりとされています。現在でも鎖・ナット製造等の地場産業が行われる職住近接の複合住宅地が形成され、臨海部では塩田廃止後の土地区画整理事業により工業団地が造成されています。

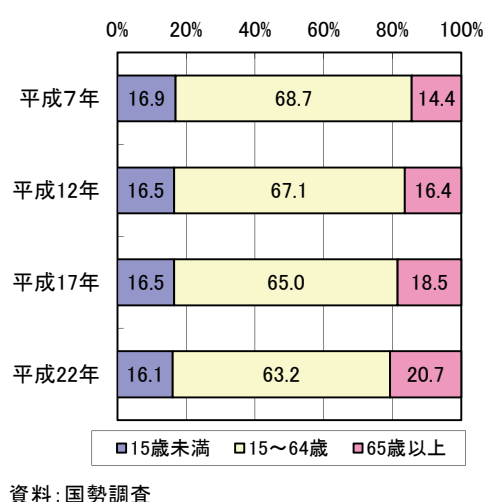
旧灘七か村の総鎮守である松原八幡神社の秋の例大祭は「灘のけんか祭」として海外にも名を知られ、大塩天満宮の「獅子舞」等を含め、本地域は伝統に育まれたコミュニティが連綿と引き継がれた地域といえます。



■ 人口の推移



■ 年齢3区分別人口の推移



② 地域づくりのテーマ

地場産業とまつりに育まれた海洋文化都市

③ 地域づくりの目標

◇ **高規格な幹線道路網の整備を契機とした交通ネットワークづくり**

播磨臨海地域道路網、海岸線（国道 250 号）等の東西幹線道路を中心とした物流の効率化、災害時の緊急輸送や広域緊急医療の充実等に資する交通ネットワークの形成を目指します。

◇ **地場産業に育まれた伝統ある複合住宅地づくり**

地場産業による職住近接の生活像と地域固有の伝統、文化に育まれ、熟成されたコミュニティを後世へと引き継ぐため、伝統ある複合住宅地の形成を目指します。

◇ **快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり**

歩行者のための安全な道路空間の確保や身近な自然とふれあえる緑豊かな都市空間の創出など、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。



灘のけんか祭



自然海岸（小赤壁）

（２）地域づくりの方針

① 拠点等

ア 地域核

- ・山陽白浜の宮駅周辺地区を位置付けます。
- ・地域の拠点として、交通結節機能の向上を図るとともに、商業施設や行政施設の集積を図り、地域住民の日常生活における利便性を高めていきます。

イ 塩田跡地ゾーン

- ・塩田跡地の利用については、広大な土地を生かして民間による太陽光発電が進められていますが、今後は、播磨臨海地域道路網や鉄道施設の移転の進捗状況等を踏まえ、地域特性にも配慮した土地利用を誘導します。

ウ 歴史街道軸

- ・本地域には、かつての海岸付近の旧集落を縫うかたちで東西に繋がる浜街道が通っています。この古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いを中心に散在する歴史文化遺産を保存、活用し、地域の魅力と活力の向上を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・山陽大塩駅・的形駅・白浜の宮駅周辺を商業業務地とし、公共交通の利便性等にも配慮しながら、商業施設や生活利便施設を誘導します。

イ 工業系

- ・八家川より西側の海岸線（国道250号）以南の臨海部では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。また、それらは内陸部での地場産業の集積地としての機能をあわせ持ちます。
- ・生活環境影響調査を実施し、周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について支障がないと認められる廃棄物処理施設等については、その土地利用を図ります。
- ・妻鹿漁港においては、引き続き水産物の生産・流通・加工施設等の集積を図るとともに、海産物直売など地域住民との交流を促進します。

ウ 住宅系

- ・山陽電鉄と海岸線（国道250号）に挟まれた複合住宅地では、地場産業に培われてきたコミュニティを大切にしながら、住宅と工場が共存した職住近接型の住宅地を育成します。
- ・一般住宅地及び専用住宅地では、適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

エ 保全系

- ・小赤壁等の自然海岸及び高坪山や仁寿山等の市街地を取り囲む丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・鉄道駅の利便性の向上を図るため、山陽白浜の宮駅については、駅前広場の整備を推進します。
- ・高等教育機関のスクールバスが発着している山陽大塩駅についても駅前広場やホームの改善等を検討し、公共交通の乗換えや乗継ぎの利便性を高めます。

イ) 道路

- ・播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路網の早期実現を促進します。
- ・環状放射道路を構成する海岸線（国道250号）や御着線を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。
- ・山陽白浜の宮駅など高齢者、障がい者等が日常的によく利用する施設のバリアフリー化とあわせて、周辺道路の改良を図ります。

イ 公園・緑地

- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。
- ・市民のスポーツに関するニーズが高まる中、今後策定されるスポーツ推進計画とも整合を図りながら、必要に応じスポーツ需要を満たす広場の整備を図ります。

ウ 下水道・河川

- ・大塩処理場、東部処理場など老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図ります。
- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による洪水被害の軽減を図るため、二級河川である八家川の河川改修を促進します。

④ 防災

- ・地域防災拠点として白浜支所、灘中学校、大的中学校を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・避難対象地区では、南海トラフ地震が発生した場合に津波による浸水被害が想定されるため、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所や避難路の確保を図ります。

- ・津波接近時の安全対策として、災害時要援護者や救助活動に従事する者等が緊急的に一時避難するための津波避難ビルの確保を推進します。

⑤ 景観

- ・浜街道沿いの歴史的遺産を保全するとともに、奇石巨岩が至る所に姿を見せ、絶景の自然美をもつ景勝地である小赤壁等の自然海岸、御旅山については、豊かな自然環境と美しい眺望景観を保全しつつ、自然観察や散策、休息等の諸活動が行える場として活用を図ります。
- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。



凡		例	
土 地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
		主要公園・緑地・墓園	一級・二級河川
			水辺

■ 灘ブロックの将来像

8 東部ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

東部ブロックは、花田・四郷・御国野・別所・谷外・谷内校区からなる地域です。

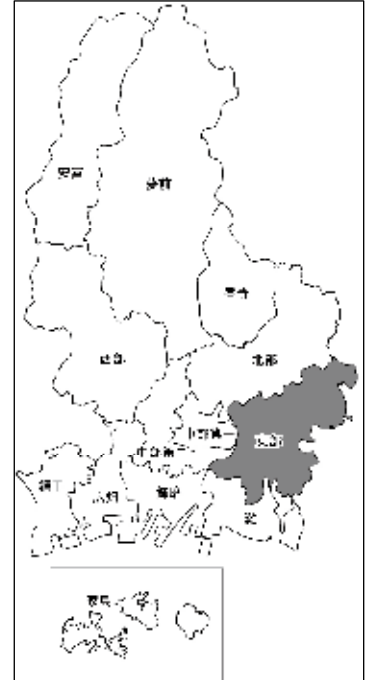
市川を挟み中心市街地と隣接する位置にあり、姫路市街地の外郭をなす緑の山並みに接するとともに、農業振興地域の指定がある豊かな農用地など、水と緑豊かな住宅地を形成しています。

地域は大きく分けて市川左岸から国道線（国道2号）沿いにかけての市街地地域、巡礼街道に沿った北側谷筋の丘陵・田園地域に大きく区分されます。

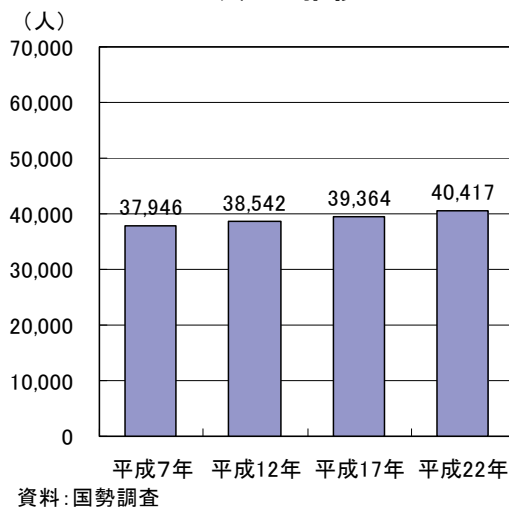
奈良時代には播磨国分寺が置かれ、室町時代の御着城跡や古墳時代の壇場山古墳群など史跡も多く、播磨の政治、文化の中心地として古くから栄えた地域といえます。

地域東端の別所地区では、貨物基地の移転を契機として、平成3年に着手した土地区画整理事業が完了し、平成17年にはJRひめじ別所駅が開業するなど、計画的な都市施設の整備が行われていますが、全体的には面的な市街地整備が進んでいません。一部で都市計画道路が整備されているものの、狭小道路や住工混在による住環境の改善が課題となっている地区があります。

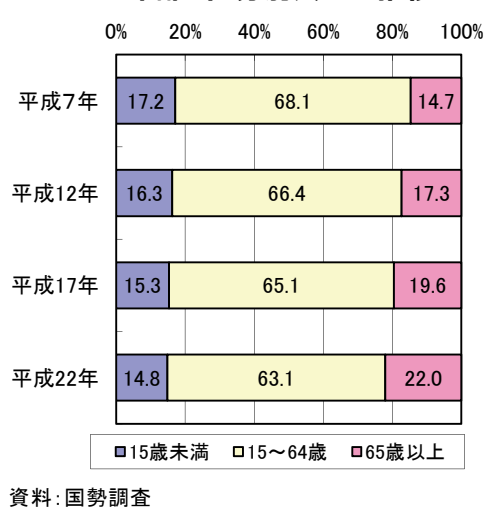
市域東部の玄関口として、山陽自動車道の姫路東インターチェンジや播但連絡道路の花田インターチェンジ等が設置されています。花田インターチェンジ周辺では、交通の利便性を生かした流通業務施設の立地がみられます。



■ 人口の推移



■ 年齢3区分別人口の推移



② 地域づくりのテーマ

風土記のさと・水と緑に囲まれた緑住都市

③ 地域づくりの目標

◇ 水と緑と歴史のネットワークづくり

市街地の外郭を縁取る山並みや農地等の自然空間と、播磨の中心地として栄えた数々の歴史文化遺産を活用し、地域活性化の仕掛けとなる水と緑と歴史のネットワークの形成を目指します。

◇ 姫路市の東玄関口にふさわしい拠点づくり

J R ひめじ別所駅における駅周辺開発等を促進し、本市の東玄関口にふさわしい拠点の形成を目指します。

◇ 緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり

都心に近いにも関わらず身近に自然を感じられる地域の特性を生かし、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。



J R ひめじ別所駅



市埋蔵文化財センター（まい姫）

（２）地域づくりの方針

① 拠点等

ア 地域核

- ・ J R 御着駅周辺地区を位置付けます。
- ・ 地域の拠点として、交通結節機能の向上を図るとともに、商業施設や行政施設の集積を図り、地域住民の日常生活における利便性を高めていきます。

イ 歴史街道軸

- ・ 西国街道や巡礼道等の古道を歴史街道軸として位置付け、歴史的町並みや史跡等の歴史文化遺産のほか、鉄道駅や学校等の施設を結ぶことにより、自然と歴史に触れることができる安全で快適な歩行者ネットワークを形成します。

② 土地利用

ア 商業系

- ・ J R ひめじ別所駅・御着駅周辺を商業業務地とし、公共交通の利便性等の向上とあわせて、商業施設や生活利便施設を誘導します。また、国道線（国道 2 号）沿道等についても、広域交通の利便性を生かした沿道型の商業業務地として位置付けます。

イ 工業系

- ・ 姫路工業団地及び周辺の内陸工業地では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。

（インターチェンジ・ランプ周辺）

- ・ 姫路東インターチェンジ・花田インターチェンジ周辺や別所ランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制しながら、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導します。

ウ 流通業務系

- ・ J R ひめじ別所駅の南側や花田インターチェンジ・別所ランプ周辺では、交通利便性を生かした流通業務系の土地利用を誘導します。

エ 住宅系

- ・ 別所地区の複合住宅地では、住機能と流通業務機能とが調和した緑豊かな住宅地の形成を図ります。また、地場産業が集積する職住近接型の複合住宅地では、工場跡地等における住宅の立地が散見されますが、引き続き工場と住宅との混在を許容する住宅地の形成を図ります。
- ・ 一般住宅地及び専用住宅地では、適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

オ 保全系

- ・仁寿山等の市街地を取り囲む丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。
- ・天川及び明田川の流域に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備や集落の環境整備を図りつつ、集落景観等を創出する緑として保全、活用します。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・J R 御着駅については、外環状道路網を中心とした環状バスの段階的な導入を踏まえて、駅前広場の整備等を検討します。また、御着駅へのアクセス道路整備や通行規制の見直しによるアクセス性の向上を目指します。

イ) 道路

- ・環状放射道路を構成する御着線、国道線（国道2号）及び城北線（国道372号）等からなる幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。

イ 公園・緑地

- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。また、身近に利用できる都市公園の整備を推進します。

ウ 下水道・河川

- ・四郷前処理場、高木前処理場など老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図ります。また、農業集落排水の公共下水道への統合を進め、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図ります。
- ・二級河川である市川については、河川整備計画に基づき、氾濫時に大きな被害が予想される河口から生野橋までの区間の改修及び適切な維持管理を促進します。

④ 防災

- ・地域防災拠点として東出張所、飾東出張所、球技スポーツセンターを配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

⑤ 景観

- ・旧集落を東西に繋ぐ西国街道沿道の歴史的町並みを、歴史的町並み景観形成ゾーンと

して位置付け、宿場町の歴史的景観を保全、継承を図ります。

- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。
- ・ふるさと歴史の広場として整備されている播磨国分寺跡については、播磨の中心地であった歴史を偲ばせる空間として保全を図ります。



凡		例		
土 地 利 用		都 市 施 設		
 拠点商業業務地	 一般住宅地	 自動車専用道路	 補助幹線道路	 主要公園・緑地・墓園
 商業業務地	 専用住宅地	 幹線道路（環状）	 歴史街道軸	 一級・二級河川
 工業地	 農地・集落地	 幹線道路（放射）	 J R 線	 水辺
 複合住宅地	 山地・丘陵	 幹線道路（その他）	 山陽電鉄	

■ 東部ブロックの将来像

9 北部ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

北部ブロックは、城北・広峰・水上・砥堀・増位・豊富・山田・船津校区からなる地域です。

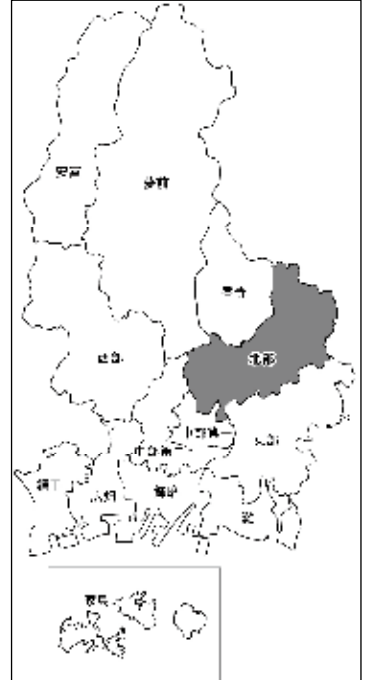
西播丘陵県立自然公園や播磨中部丘陵県立自然公園に囲まれた地域であり、ほとんどが丘陵・田園地域となっています。

地域の中央を市川が貫流し、市川西側には、J R 野里駅周辺を中心に中部ブロックから連なる市街地が形成されています。また、旧野里街道や明治初期の主要な産業道路であった馬車道が通っていた大日線（国道 312 号）沿いに市街地、集落が形成されています。市川東側の平野部には、田園風景が広がる集落が形成されています。

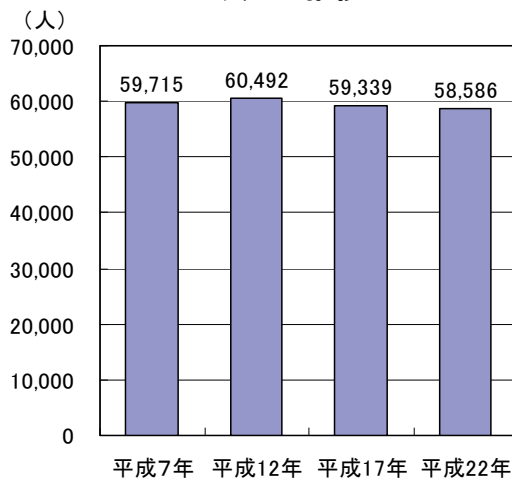
この一帯は播磨風土記に蔭山の里、多駝里と記され、古くから人々の生活が営まれてきた本地域では、古社、古寺、遺跡等の文化財が数多く点在しています。

城北公園の北側には陸上自衛隊姫路駐屯地と小・中学校が立地した街区が形成されています。

大日線（国道 312 号）と並行して J R 播但線が通り、J R 野里駅・砥堀駅・仁豊野駅が設置されています。また、市域北部の玄関口として、播但連絡道路に砥堀ランプ、豊富ランプ、船津ランプが設置され、豊富ランプ周辺では豊富団地（サバービア豊富）が整備されています。

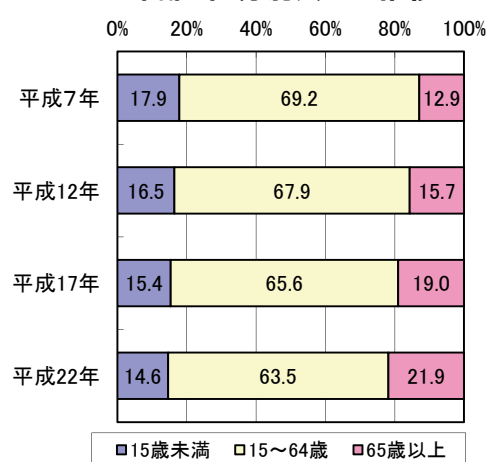


■ 人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

② 地域づくりのテーマ

歴史と自然に満ちた山麓都市

③ 地域づくりの目標

◇ 賑わいのある北部副核と地域活性化を牽引する拠点づくり

賑わいのある北部副核の形成やランプ周辺の土地利用の誘導を図り、豊かな自然に恵まれたゆとりある環境の中で、働き、住み、憩うことのできる地域づくりを目指します。

◇ 豊かな自然や田園環境を生かしたレクリエーション空間づくり

増位山や広嶺山等の豊かな自然環境、市川東側に広がる田園環境、さらには地域に点在する歴史文化遺産の保全、活用により、多様なレクリエーション空間の形成を目指します。

◇ 緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり

市街地を取り囲む丘陵周辺に開発された住宅地を中心に、道路や公園等の都市施設が整い、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。



J R野里駅と花の北市民広場



神谷ダム周辺

（２）地域づくりの方針

① 拠点等

ア 地域核（北部副核）

- ・ J R 野里駅周辺地区を位置付けます。
- ・ 地域の中心となる商業機能を維持するとともに、行政施設やコミュニティの育成に資する文化・交流施設等を確保することにより、行政機能、商業機能、市民活動の場を備えた拠点の形成を図ります。

イ 歴史街道軸

- ・ 本地域に点在する古社、古寺、遺跡等の歴史的遺産を散策、回遊できる銀の馬車道や野里街道等の古道については、豊かな自然環境の中を楽しく歩くことができ、余暇時間の快適で健康的な過ごし方に寄与できる歴史街道軸として位置付けます。

② 土地利用

ア 商業系

- ・ J R 野里駅周辺を拠点商業業務地とし、公共交通の利便性等にも配慮しながら、商業施設や生活利便施設を誘導するとともに、歩行者を中心とした沿道型の商業業務地として城東線や野里街道沿道を位置付けます。また、大日線（国道312号）についても、広域交通の利便性を生かした沿道施設を計画的に誘導していくための軸として位置付けます。

イ 工業系

- ・ 豊富団地（サバービア豊富）や豊富町豊富、J R 仁豊野駅北側等の既存の内陸工業地では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。

（ランプ周辺）

- ・ 豊富ランプ・砥堀ランプ・船津ランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制しながら、ランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導します。

ウ 住宅系

- ・ 市川沿いの複合住宅地及び一般住宅地では、地場産業の育成と軽工業あるいは商業施設等との調和のとれた住宅地の形成を図ります。
- ・ 専用住宅地では、中低層住宅を中心とした良好な市街地の形成を図るとともに、山麓部の開発地では、自然環境と調和した低層住宅地の形成を図ります。特に、市街化調整区域に点在する住宅団地では、地区計画制度の活用により、現在の住環境の維持、保全を図ります。

エ 保全系

- ・増位山や広嶺山等の市街地を取り囲む丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。
- ・増位山や広嶺山については、地域を代表する自然環境や増位山随願寺、広峯神社等の歴史文化遺産に触れることができる拠点として、貴重な自然環境や歴史的風土を損なわない範囲での利用環境の向上を図ります。
- ・市川東側に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備や集落地の環境整備を図りつつ、集落景観等を創出する緑として保全、活用します。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、コミュニティバスの導入など生活交通の維持、確保に向けた取組を推進します。

イ) 道路

- ・環状放射道路を構成する大日線（国道312号）、城北線及び白国線等からなる幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。

ウ) 自転車利用環境

- ・環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、J R野里駅前で自転車レーンの整備を推進するなど、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間の確保を図ります。

イ 公園・緑地

- ・姫路セントラルパークについては、周囲の自然環境を保全しながら、地域住民のみならず広域圏の人々に親しまれる施設として活用します。
- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。

ウ 下水道・河川

- ・高木川西前処理場など老朽化した下水道施設の長寿命化、計画的な更新を図ります。また、農業集落排水の公共下水道への統合を進め、改築更新費用及び維持管理費の節減を図ります。
- ・二級河川である市川については、河川整備計画に基づき、氾濫時に大きな被害が予想される河口から生野橋までの区間の改修及び適切な維持管理を促進します。
- ・二級河川である船場川については、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修や適切な維持管理を促進します。また、流下能力向上対策として姫路競馬場において洪水

調節施設の整備を促進し、洪水被害の軽減を図ります。

④ 防災

- ・地域防災拠点として北出張所、船山出張所、城北公園、豊富球場を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

⑤ 景観

- ・増位山や広嶺山、神谷ダム周辺の豊かな水と緑が織りなす自然景観を保全するとともに、市街地を望む眺望点や身近に自然とふれあえる場として活用します。
- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。



凡 例			
土 地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺
			自転車レーン等整備路線

■ 北部ブロックの将来像

10 西部ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

西部ブロックは、曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山校区からなる地域です。

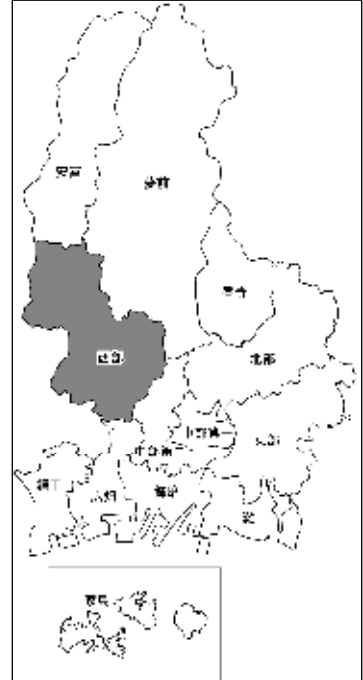
本地域は、西播丘陵県立自然公園に指定されている書写山等の山地・丘陵や、夢前川等に囲まれた丘陵・田園地域となっています。

地域内は南北に連なる丘陵でいくつかに分かれ、菅生川、大津茂川、林田川のそれぞれの流域には、田園風景の広がる市街地、集落が形成されています。

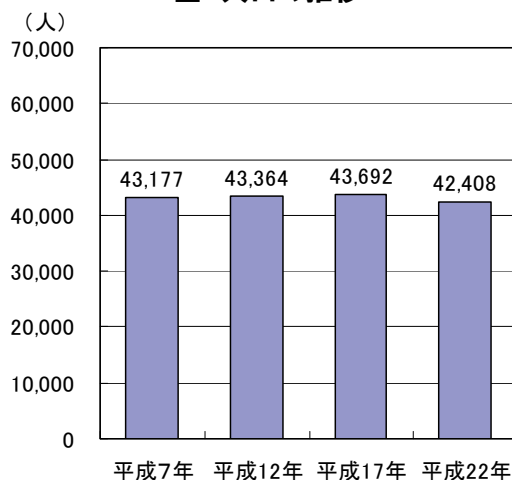
因幡街道が通る交通の要衝で林田藩の陣屋町として栄えた林田地区や、西国街道（山陽道）や因幡街道の要衝であった青山・飾西地区では、陣屋町や宿場町としての歴史的な町並みが残っています。

現在は、広域交通を受け持つ山陽自動車道や国道29号南線（姫路西バイパス）が通り、姫路西インターチェンジ等が設置されています。また、地域を南北に連絡する国道29号や、地域を東西に連絡するJR姫新線が通り、JR余部駅・太市駅が設置されています。

書写山や桜山貯水池等の豊かな自然環境、陣屋町や宿場町の歴史的な町並みに加え、書写山円教寺等の地域に点在する文化財など、これらの自然環境や歴史文化遺産が地域の魅力となっています。

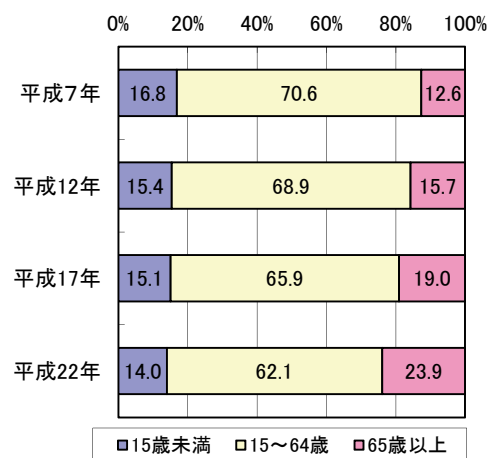


■ 人口の推移



資料:国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査

② 地域づくりのテーマ

豊かな自然と歴史にふれあえる緑住都市

③ 地域づくりの目標

◇ **利便性の高い交通拠点づくり**

J R余部駅・太市駅を中心として、公共交通機関の連携強化や地域の実情に応じた土地利用を誘導し、日常生活の利便性を高める交通拠点の形成を目指します。

◇ **豊かな自然や田園環境を生かしたレクリエーション空間づくり**

書写山や桜山貯水池等の豊かな自然環境、菅生川・大津茂川・林田川流域に広がる田園環境、さらには地域に点在する歴史文化遺産の保全、活用により、多様なレクリエーション空間の形成を目指します。

◇ **緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり**

市街地を取り囲む丘陵周辺に開発された住宅地を中心に、道路や公園等の都市施設が整い、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。



書写山円教寺



林田町六九谷の歴史的町並み

(2) 地域づくりの方針

① 拠点等

ア 地域核

- ・ J R 余部駅周辺地区を位置付けます。
- ・ 地域の拠点として、交通結節機能の向上を図るとともに、幹線道路の沿道地区を含めて、商業施設の充実を図り、地域住民の日常生活における利便性を高めていきます。

イ 歴史街道軸

- ・ 本地域には、書写山円教寺、林田藩陣屋跡等の史跡、林田の陣屋町や青山の宿場町など様々な歴史文化遺産があります。これらを地域資源として総合的に保存、活用していくため、西国街道や因幡街道等の古道を歴史街道軸として位置付け、街道沿いの歴史的町並みを保全するとともに、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・ J R 余部駅周辺の商業業務地では、夢前川と J R 姫新線に挟まれている地形的要因から、幹線道路沿道を含めた範囲で近隣商業施設や生活利便施設を誘導します。

イ 工業系

(インターチェンジ・ランプ周辺)

- ・ 姫路西インターチェンジ周辺や太市・相野出屋敷・下伊勢ランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制しながら、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導します。

ウ 住宅系

- ・ 商業業務地周辺の複合住宅地では、軽工業等との調和のとれた住宅地の形成を図ります。
- ・ 林田地区においては、田園環境との調和を図りつつ、生活利便機能や交流機能を備えた住宅地の形成を図り、ゆとりある暮らしやコミュニティの育成を図ります。
- ・ 青山地区等の山麓部に開発された専用住宅地では、緑豊かで閑静な住宅地として、低層住宅を主体とした良好な住環境の保全を図ります。また、市街化調整区域に点在する住宅団地では、地区計画制度の活用により、現在の住環境の維持、保全を図ります。

(鉄道駅周辺)

- ・ J R 太市駅周辺地区において無秩序な土地利用を整序、抑制しながら、駅周辺の特性や実情に応じた適正な土地利用を誘導します。

エ 保全系

- ・書写山等の市街地を取り囲む丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。
- ・書写山については、地域を代表する自然環境や書写山円教寺等の歴史文化遺産に触れることができる拠点として、貴重な自然環境や歴史的風土を損なわない範囲での利用環境の向上を図ります。
- ・菅生川、大津茂川、林田川の流域に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備や集落の環境整備を図りつつ、集落景観等を創出する緑として保全、活用します。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・JR余部駅・太市駅においては、都心部に向かう放射状道路の混雑を緩和し、地域内交通の円滑化を図るため、パークアンドライドを推進します。
- ・書写付近～姫路駅間の路線バスについては、バス優先レーンの設置や公共車両優先システムの導入等により定時性、速達性を高めます。また、（仮称）書写バスターミナルにパークアンドライド用駐輪場を整備し、利便性の向上を図ります。
- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、コミュニティバスの導入など生活交通の維持、確保に向けた取組を推進します。

イ) 道路

- ・放射道路を構成する国道線（国道2号）及び田井線並びに国道29号北線（国道29号）等の放射道路を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。

イ 公園・緑地

- ・自然観察の森、宿泊型児童館（星の子館）、姫路科学館（アトムの館）、県立こども館等と一体となった、子ども達の豊かな感性と創造力を育むレクリエーションの拠点として桜山公園の適正な維持管理と利用環境の向上を図ります。
- ・伊勢自然の里・環境学習センターでは、幅広い世代が楽しめる環境学習施設として、多様な生き物が生息できる環境を守り育てていくための取組を進めます。
- ・将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地については、廃止を含めた見直しを行います。

ウ 下水道・河川

- ・農業集落排水の公共下水道への統合を進め、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図ります。

- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、計画的な雨水排水施設等の整備を図ります。

④ 防災

- ・地域防災拠点として西出張所、林田出張所、書写中学校、林田中学校を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

⑤ 景観

- ・林田地区や青山地区等の古道沿いの歴史的町並みを、歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、陣屋町や宿場町のたたずまいを残す歴史的景観の保全、継承を図ります。
- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。



凡		例	
土 地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺

■ 西部ブロックの将来像

11 香寺ブロック

(1) 地域づくりの目標

① 地域の概況

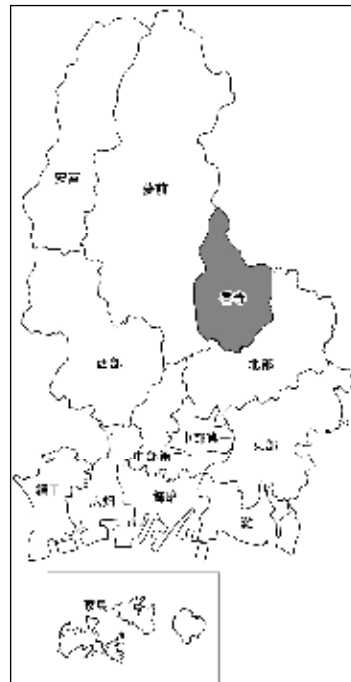
香寺ブロックは、中寺・香呂・香呂南校区からなる地域です。

西播丘陵が広がる丘陵・田園地域であり、地域東部を市川が貫流しています。また、市川に並行してJ R播但線と国道312号が通っています。

播磨工業地帯の後背地としての宅地化が進み、J R播但線と国道312号の沿線には食品関係等の事業所が立地するなど、農村地域から様相が変わりつつあります。

兵庫県集落地域整備基本方針の中で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境を形成すべき地域と位置付けられている土師地区では、平成22年度に土地区画整理事業が完了しています。

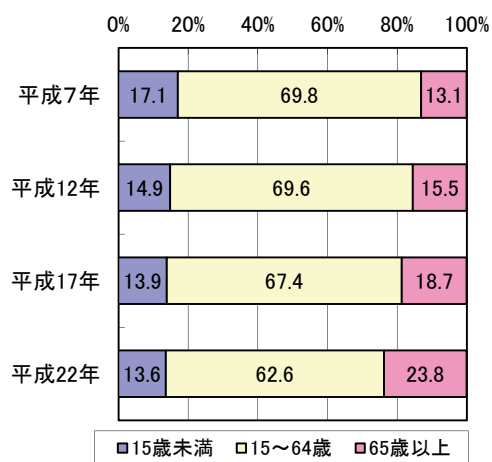
歴史的に古くからひらけた本地域には、由緒ある寺院、神社、史跡が散在しているとともに、日本玩具博物館、香寺民俗資料館等の文化・観光施設が立地しています。



■ 人口の推移



■ 年齢3区分別人口の推移



② 地域づくりのテーマ

交流を育む田園文化都市

③ 地域づくりの目標

◇ 住環境の向上を目指す田園文化都市づくり

自然に恵まれた水田地帯の維持、保全を図るとともに、子どもや高齢者にとって住みよい、文化的な生活環境の形成を目指します。

◇ 利便性の高い交通拠点づくり

J R香呂駅・溝口駅の駅前広場等の整備により結節機能の強化を図り、日常生活の利便性を高める交通拠点の形成を目指します。

◇ 緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり

市街地を取り囲む丘陵周辺に開発された住宅地を中心に、道路や公園等の都市施設が整い、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。



日本玩具博物館



八徳山八葉寺

(2) 地域づくりの方針

① 拠点等

ア 地域核（準地域核）

- ・香寺事務所周辺地区を位置付けます。
- ・地域の拠点として、交通結節機能の向上を図るとともに、幹線道路の沿道地区を含めて、商業施設の充実を図り、地域住民の日常生活における利便性を高めていきます。

イ 歴史街道軸

- ・本地域には、播磨六山として名高い八徳山八葉寺など様々な歴史文化遺産があります。これらを地域資源として総合的に保存、活用していくとともに、生野道を歴史街道軸として位置付け、地域に散在する歴史文化遺産を散策、回遊できる歴史・文化ネットワークの形成を図ります。

② 土地利用

ア 商業系

- ・J R 香呂駅周辺を商業業務地とし、公共交通の利便性等にも配慮しながら、商業施設や生活利便施設を誘導します。

イ 工業系

- ・香寺町南部の既存の内陸工業地では、引き続き工業地としての土地利用を図ります。

ウ 住宅系

- ・香寺町溝口の複合住宅地では、軽工業等との調和のとれた住宅地の形成を図ります。
- ・一般住宅地及び専用住宅地では、適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地の形成を図ります。
- ・市街化調整区域の専用住宅地について、土師地区や岩部地区においては集落地区計画に基づく新規住宅等の適正な立地を誘導するとともに、点在する住宅団地では地区計画制度を活用し、現在の住環境の維持、保全を図ります。

エ 保全系

- ・地域西側及び北側に広がる丘陵は、良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。
- ・市川の流域に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備や集落の環境整備を図りつつ、集落景観等を創出する緑として保全、活用します。

③ 都市施設

ア 交通

ア) 公共交通

- ・J R 香呂駅・溝口駅については、駅前広場の整備やアクセス道路等の整備を推進し、

公共交通への乗換えや乗継ぎの利便性の向上を図るとともに、バリアフリー化を促進します。

- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の維持、確保に向けた取組を推進します。

イ) 道路

- ・放射道路を構成する川手線を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。また、将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路について、廃止を含めた見直しを行います。

イ 公園・緑地

- ・既設公園については、質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討を進めます。

ウ 下水道・河川

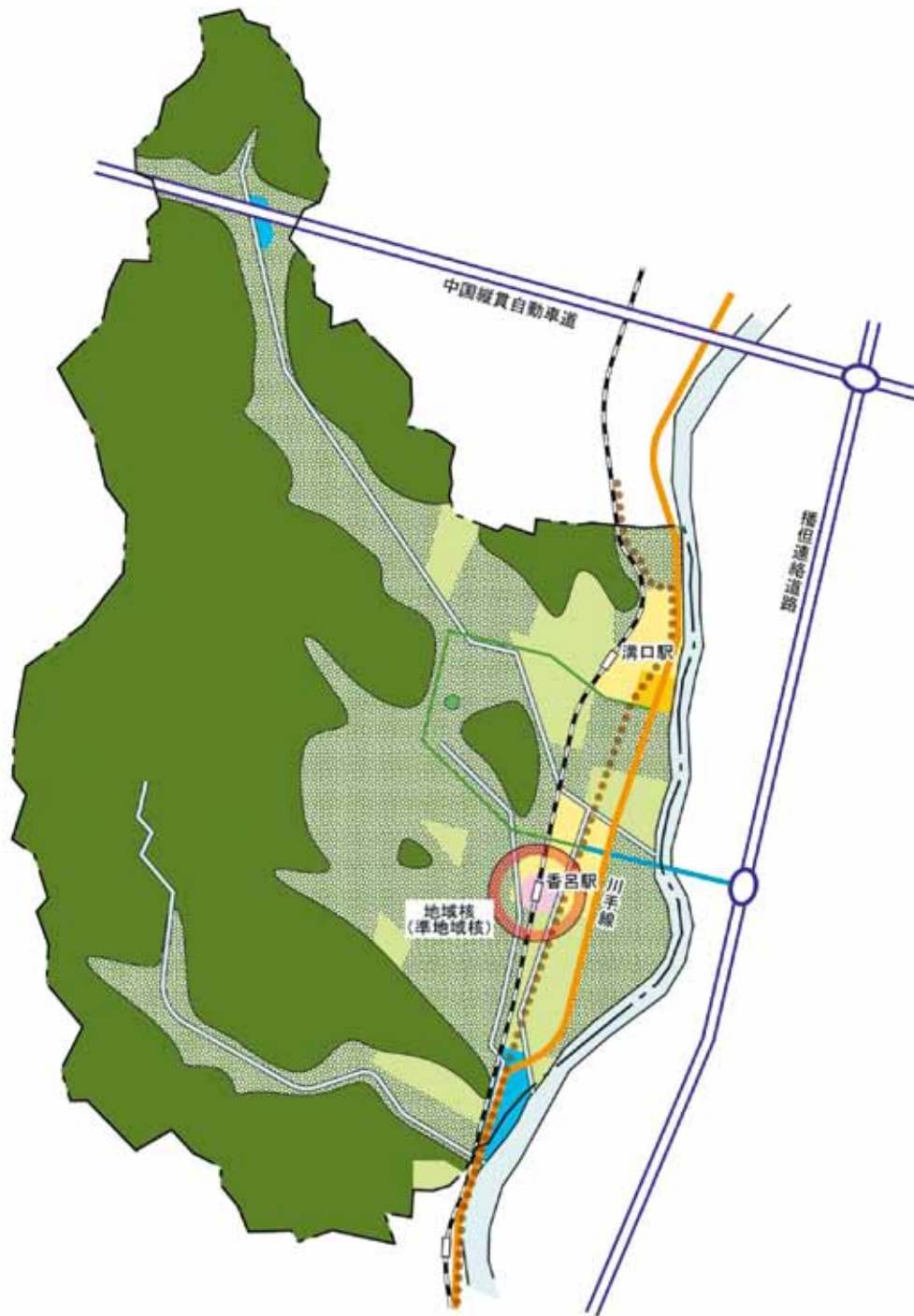
- ・農業集落排水の公共下水道への統合を進め、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図ります。
- ・二級河川である市川については、河川整備計画に基づき、周辺環境に配慮し、適切な維持管理を促進します。

④ 防災

- ・地域防災拠点として香寺事務所、香寺総合公園スポーツセンター、香寺中学校、香寺温水プールを配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

⑤ 景観

- ・景観形成上重要な建造物については、その保存、修復を図るとともに、まちづくりの中での活用を図ります。



凡 例		都 市 施 設	
土 地 利 用			
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺

■ 香寺ブロックの将来像

12 都市計画区域外

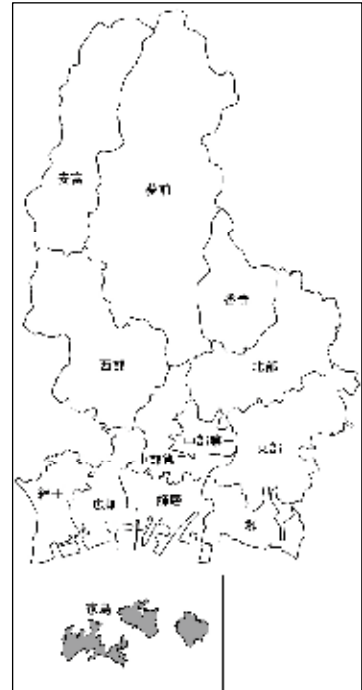
(1) 家島ブロック

① 地域の概況

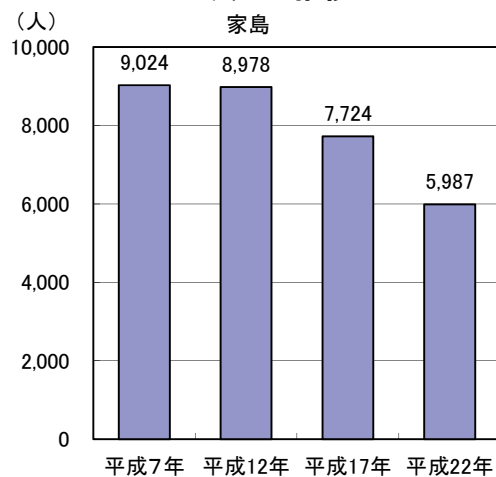
家島ブロックは、家島・坊勢校区からなる地域です。

瀬戸内海に位置する大小40余りの島々で構成されており、石材業や海運業、漁業を基幹産業として発達してきました。なかでも石材業と海運業は戦後、中京・京浜地区の工業地帯や空港の整備の際の埋立造成に、石材の提供とその海上輸送にあたり、大きな役割を果たしてきました。また、水産物の水揚量は県内第一位のシェアを占めています。

家島諸島の島々は、京阪神近郊のロケーションでは屈指と言える風光明媚な地域で、伝統文化を継承している家島神社の夏祭り、坊勢恵美酒神社の秋祭り、頂上石、住民手づくりのボランティアから始まった「ぼうぜペーロンフェスタ」等は、都市と漁村との賑やかな交流行事に育っています。

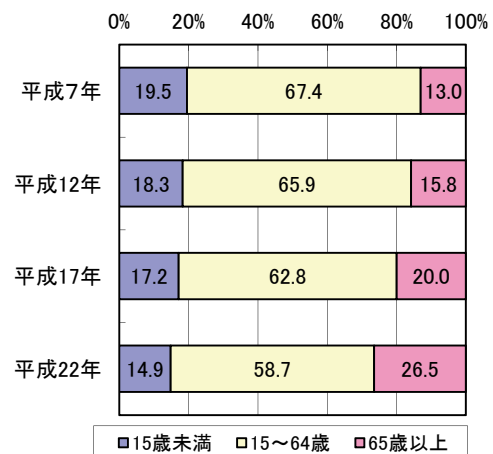


■ 人口の推移



資料:国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査

② 地域づくりの目標

- ◇ 利便性の高い海上交通ネットワークの形成
- ◇ 瀬戸内海の多島美を生かした「海業(うみぎょう)」振興の交流の場づくり
- ◇ 地場産業を生かした地域の活性化



坊勢ペーロンフェスタ



家島

③ 地域づくりの方針

ア 拠点等

- ・家島事務所周辺地区を地域核（準地域核）として位置付けます。

イ 土地利用

- ・山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度の活用により豊かな自然環境の適正な保全、管理を図るとともに、国立公園に指定されている自然景観を生かした観光・レクリエーション地としての活用を図ります。

ウ 都市施設

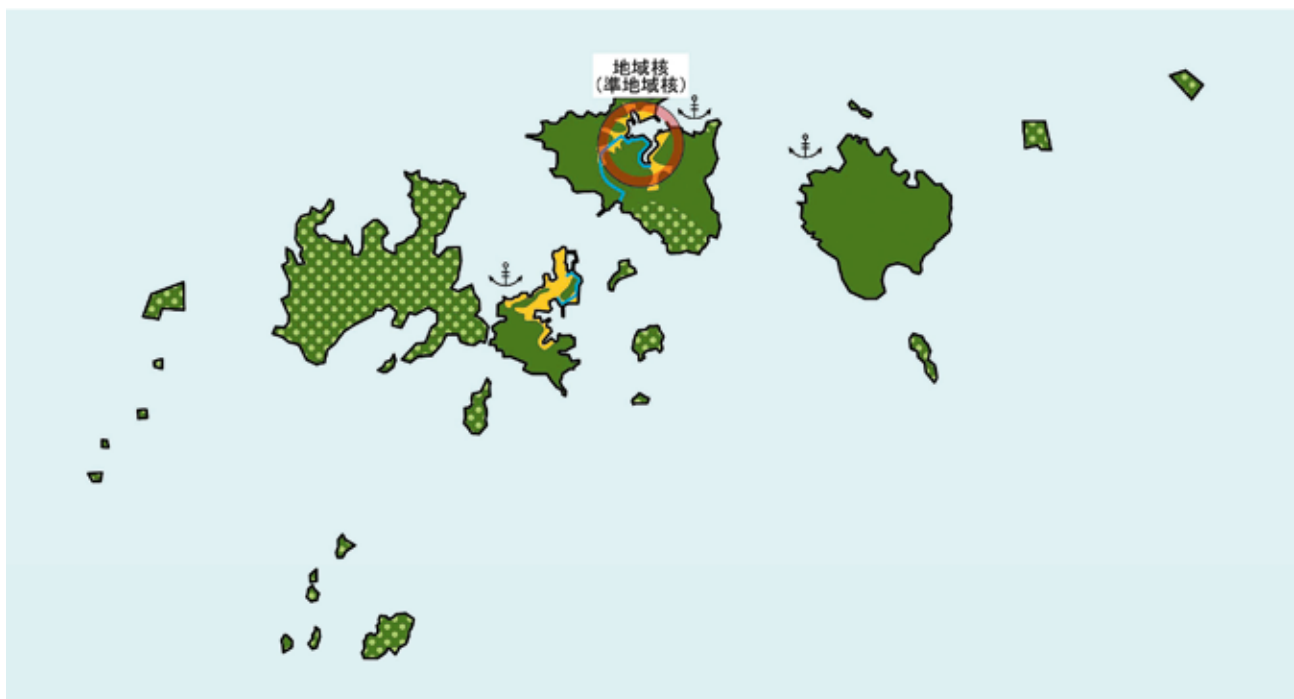
- ・姫路港と家島を結ぶ海上交通については、現状のサービス水準を維持しつつ、陸上交通との連携強化を図ります。
- ・地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の確保に向けた取組を進めます。

エ 防災

- ・地域防災拠点として家島事務所、家島中学校、家島高等学校を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- ・南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所や避難路の確保を図ります。

オ 景観

- ・島の暮らしや伝統を尊重しつつ、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観の保全、育成を図ります。



凡		例		
土 地 利 用		都 市 施 設 等		
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路	主要公園・緑地・墓園
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸	瀬戸内海国立公園
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線	一級・二級河川
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄	水辺

■ 家島ブロックの将来像

(2) 夢前ブロック

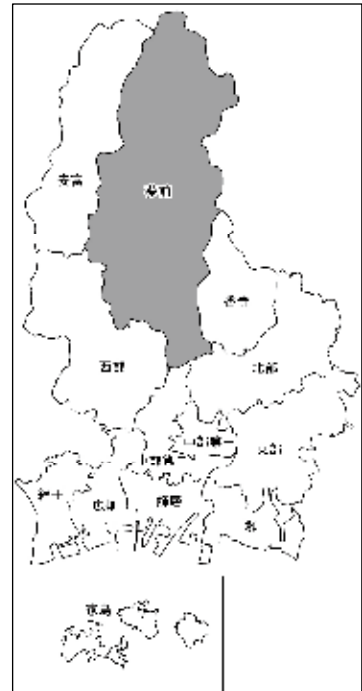
① 地域の概況

夢前ブロックは、置塩・古知・前之庄・苅野・上菅・菅生校区からなる地域です。

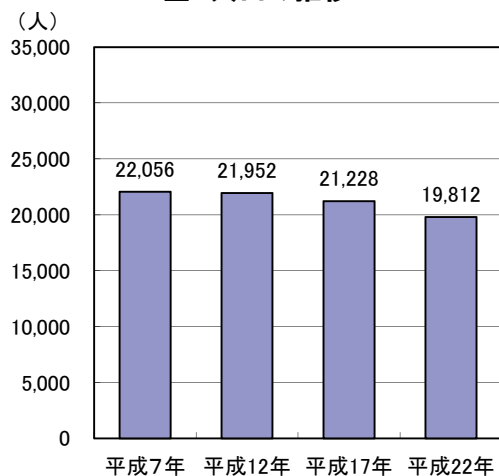
中国山地の山々が連なる森林丘陵・田園地域であり、雪彦山麓を源とする夢前川、菅生川が流れています。

播磨工業地帯の後背地として、都市近郊型農村としての基盤づくりを進めており、養鶏をはじめ、酒米の振興やひょうご安心ブランド認証制度を生かした安全安心の農作物生産、資源活用型観光農業への移行、山林資源の活用、優良企業の誘致による商工業の活性化等に力を注いでいます。

雪彦峰山県立自然公園に含まれる名峰雪彦山、播磨富士と呼ばれる明神山、古くから開けた塩田温泉など風光明媚な観光資源に恵まれているほか、多くの重要文化財を所蔵する弥勒寺、国指定史跡の置塩城跡等の貴重な歴史的文化遺産を数多く有しています。

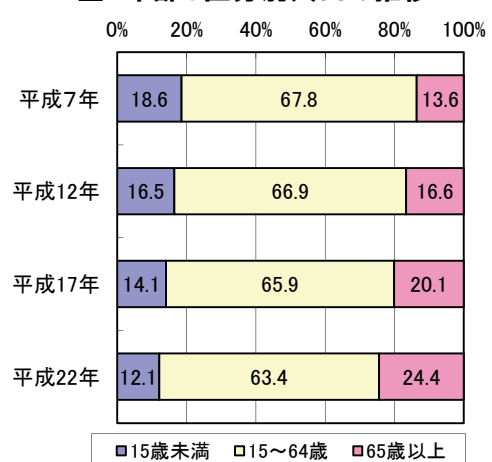


■ 人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

② 地域づくりの目標

- ◇ 利便性の高い交通ネットワークの形成
- ◇ 緑と調和した住環境の形成
- ◇ 豊かな自然と温泉など恵まれた地域特性の活用



雪彦山



夢前川（新庄の桜）

③ 地域づくりの方針

ア 拠点等

- ・夢前事務所周辺地区を地域核（準地域核）として位置付けます。

イ 土地利用

- ・兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」による環境形成区域の区分に基づき、「まちの区域」等においては、人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を図ります。
- ・山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度の活用により豊かな自然環境の適正な保全、管理を図るとともに、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地としての活用を図ります。
- ・夢前川や菅生川の流域に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備による農用地としての土地利用を促進します。

ウ 都市施設

- ・安富地域や香寺地域との連携を強化し、ＪＲ播但線が活用できる環境を整えるため、これらの地域間を連絡するバス路線の導入を促進します。
- ・夢前事務所周辺では、バスの乗り入れやパークアンドライドの導入等を進め、公共交通の乗換えや乗継ぎの利便性を高めます。
- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の維持、確保に向けた取組を進めます。
- ・地域住民の利便性向上や観光の振興、災害発生時における緊急輸送路の代替ルートの確保等を図るため、中国縦貫自動車道におけるスマートインターチェンジの設置を促進するとともに、そのアクセス道路の整備を推進します。
- ・コミュニティプラントの公共下水道への統合を進め、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図ります。
- ・二級河川である夢前川については、河川整備計画等に基づき、周辺環境に配慮し、適切な維持管理を促進します。

エ 防災

- ・地域防災拠点として夢前事務所、鹿谷中学校、夢前高等学校を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。

オ 景観

- ・雪彦山や明神山等の自然景観や、置塩城跡等の優れた歴史的風土の保全を図ります。



凡 例			
土 地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺

■ 夢前ブロックの将来像

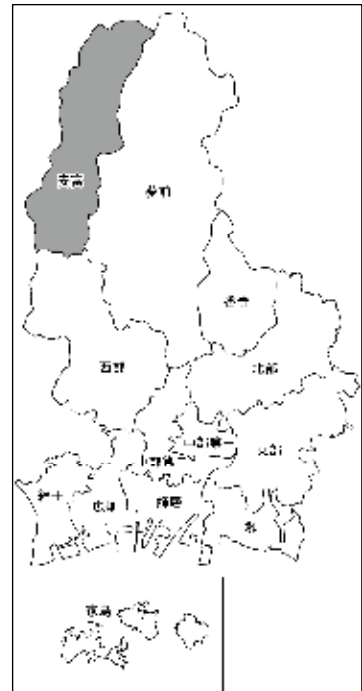
（3）安富ブロック

① 地域の概況

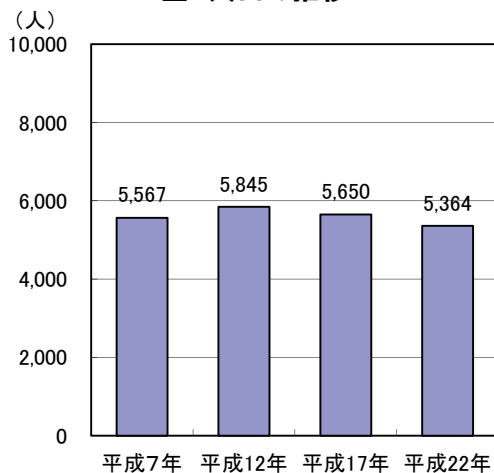
安富ブロックは、安富南・安富北校区からなる地域です。

中国山地の山々が連なる森林丘陵・田園地域となっており、地域中央部を林田川が流れています。また、地域の東西を中国縦貫自動車道が通り、地域南部を国道29号が南北に通っています。

地域内には重要文化財である古井家住宅をはじめ、塩野六角古墳、名勝鹿ヶ壺のほか、自然に恵まれた天然記念物、名所旧跡が多数あります。グリーンステーション鹿ヶ壺一帯にはコテージ、キャンプ場、遊歩道等が整備され、水と緑が織りなす自然美が連なったレクリエーションゾーンが形成されています。

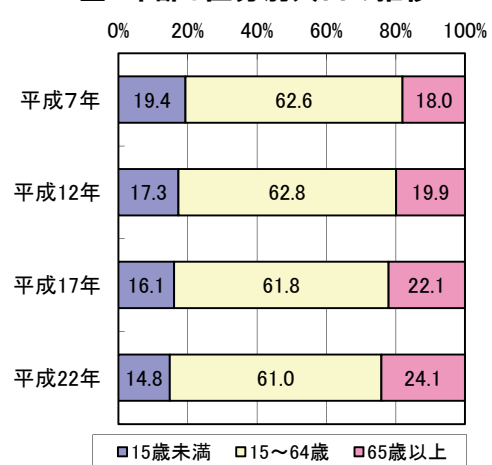


■ 人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

② 地域づくりの目標

- ◇ 利便性の高い交通ネットワークの形成
- ◇ 緑と調和した住環境の形成
- ◇ 森林、丘陵部の豊かな自然環境の活用



古井家住宅（千年家）



名勝鹿ヶ壺

③ 地域づくりの方針

ア 拠点等

- ・安富事務所周辺地区を地域核（準地域核）として位置付けます。

イ 土地利用

- ・兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」による環境形成区域の区分に基づき、「まちの区域」等においては、人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を図るとともに、安志北の台地区においては地区整備計画により、現在の住環境の維持、保全を図ります。
- ・山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度の活用により豊かな自然環境の適正な保全、管理を図るとともに、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地としての活用を図ります。
- ・林田川の流域に広がる農地については、農業振興地域に指定されており、農業基盤整備による農用地としての土地利用を促進します。

ウ 都市施設

- ・夢前地域や香寺地域との連携を強化し、JR播但線が活用できる環境を整えるため、これらの地域間を連絡するバス路線の導入を促進します。
- ・安富事務所周辺では、バスの乗り入れやパークアンドライドの導入等を進め、公共交通の乗換えや乗継ぎの利便性を高めます。
- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の維持、確保に向けた取組を進めます。
- ・コミュニティプラントの公共下水道への統合を進め、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図ります。

エ 防災

- ・地域防災拠点として安富事務所、安富中学校、安富スポーツセンター、コミュニティ防災公園を配置するとともに、各小学校をコミュニティ防災拠点として配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。

オ 景観

- ・雪彦山や鹿ヶ壺等の水と緑が織りなす自然景観の保全を図るとともに、自然とふれあえる場として活用します。



凡 例			
土 地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	歴史街道軸
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	山陽電鉄
		主要公園・緑地・墓園	一級・二級河川
			水辺

■ 安富ブロックの将来像

第6章

実現化方策

第6章 実現化方策

（１）市民との協働によるまちづくり

本マスタープランで定めた将来像については、土地の使い方や建築物の建て方についてのルールといった土地利用規制をはじめ、道路、公園、下水道等の施設整備、土地区画整理事業等の面的な市街地整備の実施によって、その実現を目指すことを基本としています。

また、これら事業の実施に当たっては、市民の皆様のご理解ご協力が必要となります。

そのため、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布等を通じて本マスタープランの周知を図るとともに、ワークショップ開催など市民の取組を支援し、まちづくりへの理解と関心を高めていきます。

（２）土地利用の規制と誘導

大勢の人が生活している都市においては、土地の使い方や建築物の建て方についてのルールを定めて、それをお互いが守っていくことが重要になります。そのため、本市では現在、計画的に都市づくりを進めていくため、都市計画法に基づく土地の使い方や建築物の建て方についてのルールを設けています。

都市計画法に基づいて定める都市づくりルールの手法としては、代表的なものとして開発許可制度、地域地区制度、地区計画制度があります。本マスタープランで定めた将来像の実現に向けては、これらの規制誘導手法を適正に運用し、都市づくりルールの策定又は変更を行うことになります。

（３）都市計画施設の適切な見直しと重点的な整備

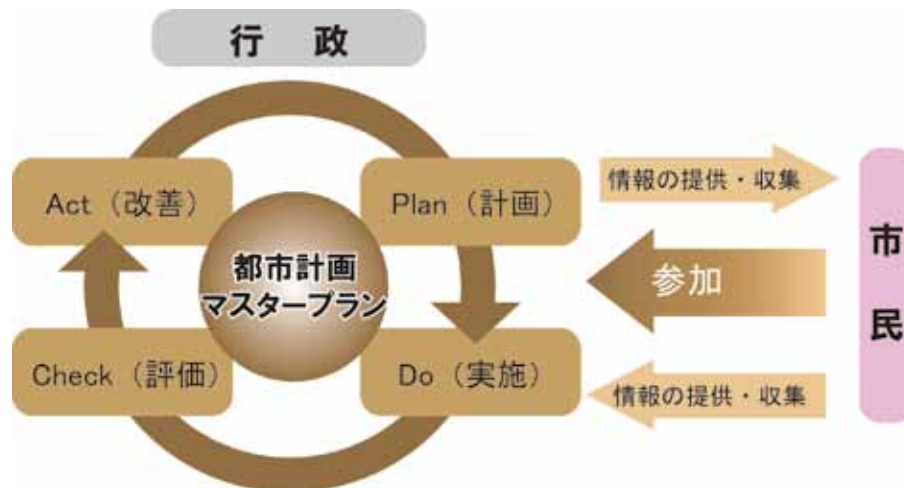
人口減少社会の到来等の社会経済情勢の変化を踏まえると、本マスタープランで位置付けた幹線道路や公園・緑地の中には、その必要性に変化が生じているものも存在すると考えられます。そのため、都市計画決定されてから長期未整備の幹線道路や公園・緑地については、必要性や実現性を詳細に検証し、整備計画の廃止を含めた適切な見直しを図ります。

また、限られた財源の中で、選択と集中による効率的、効果的な都市施設の整備を進めるため、引き続き整備すべき重要度の高い都市計画道路や都市計画公園・緑地については、整備時期等を明らかにした整備プログラムに基づき、計画的、重点的な整備を図るとともに、既存の都市施設については、その有効活用に向けた戦略的な維持管理・更新を図ります。

（４）都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは中長期的な展望に立って定めた基本方針であるため、「姫路市総合計画」や「中播都市計画区域マスタープラン」の見直しや社会経済情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、適宜情勢に応じた必要な見直しを行います。

また、都市計画基礎調査をもとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、都市の現状や変化の様子などを的確に把握し、5年ごとに進行管理を行うとともに、概ね10年ごとに見直しの検証を行います。



■ マスタープランの評価と見直し

用語解説



アメニティ

住み心地のよさ、生活環境の快適さのこと。
(→P93 掲載)

イベントゾーン

鉄道高架事業や姫路駅周辺土地区画整理事業により J R 姫路駅の東部に新たに生み出された広大な街区。「姫路市都心部まちづくり構想」において、“交流と創造のうらおいひろば”と位置付けられている。
(→P103 掲載)

揖保川水系河川整備計画

河川法に基づき、環境に配慮し、地域の実状に応じた河川整備を推進するため、20～30 年後の河川整備に関する目標を明確にして、河川の工事及び維持の両面にわたり具体的な内容を定めた計画。
(→P117 掲載)

運動公園

市民全般の主として運動の用に供することを目的とする都市公園。本市には城北公園がある。
(→P29 掲載)

エコパークあぼし

本市の一般廃棄物等を処理するために、網干に整備したごみ処理施設の総称。ごみ焼却施設、再資源化施設、網干環境学習センター、余熱を利用した健康増進センターを有する。
(→P87、117 掲載)

オープンスペース

公園・緑地、街路、河川、民有地の空地部分等の建築物に覆われていない空間の総称。
(→P73、77、88、93 掲載)



街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。市民に最も身近な公園。
(→P29 掲載)

管きよ

地下水路のことを幅広く指す言葉。
(→P85、104 掲載)

環境の保全と創造に関する条例

ゆとりと潤いある美しい環境の創造やヒートアイランド現象の緩和等を目的とした条例。市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務付けている。
(→P80 掲載)

緩衝緑地

臨海部と市街地を分離するために設置した緑地帯。大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止又は緩和等を図るほか、産業災害から地域の人々の安全を守り、緊急時の避難地となる緑地。
(→P12、60、77、79、119、121、125、127 掲載)

既成市街地

道路が整備され建築物が連たんするなど既に市街化が形成されている地域で、人口密度が 1 ha 当たり 40 人以上の地区が連たんして 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
(→P20、59、79、81、84、93 掲載)

キャスティ 21

昭和 63 年（1988 年）に建設大臣の承認を得た姫路駅周辺整備事業の愛称。呼称は、「キャッスル（城）」と「シティ（都市）」に 21 世紀をあわせたもの。
(→P4、81、100、102、103 掲載)

キャッスルガーデン

J R 姫路駅の北駅前広場に整備されたサンクンガーデン（地下庭園）の愛称。
(→P101 掲載)

旧住宅地造成事業法

人口集中に伴う住宅用地需要の著しい都市及びその周辺地域において、災害の防止と環境の整備のための適正な規制を行うことにより良好な住宅地を提供することを目的とした法律。昭和 44 年の都市計画法の施行に伴い廃止されている。
(→P65 掲載)

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供すること

を目的とする都市公園。小学校の敷地程度の大きさが標準とされている。

(→P29 掲載)

区域区分

都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画法第7条に基づき、市街化を図る区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分すること。「線引き」とも言われる。

(→P12、13、20、34、37、51 掲載)

景観計画

景観法に基づき、良好な景観形成を図るための基本方針や行為の制限等を定めた計画。

(→P48、54、92 掲載)

景観計画区域

景観計画を定める区域。

(→P92 掲載)

景観重要建造物

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物に対して所有者の意見を聴いた上で市長が指定するもので、現状変更の規制により外観の保全を図るもの。

(→P95 掲載)

減災

防災が被害を出さないという考え方であるのに対し、減災はあらかじめ被害の発生を想定した上で、発生し得る被害を最小化するという考え方。

(→P41、55、72、83、88、91、116、122、128、134 掲載)

建築協定

建築基準法に基づき、住環境等を維持、向上させるため、一定の区域について居住者が自主的に建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠等に関する基準について協定を締結するもの。

(→P84 掲載)

コアゾーン

鉄道高架事業や姫路駅周辺土地区画整理事業によりＪＲ姫路駅の東部に新たに生み出された広大な街区。「姫路市都心部まちづくり構想」において、広域を対象とした高次都市機能が集積する商業・業務拠点と位置付けられている。

(→P103 掲載)

公共下水道

主として市街地における下水（し尿、生活雑排

水）を排除し、又は処理するために市町村が設置、管理する下水道。

(→P85、87、140、146、152、158、166、170 掲載)

公共車両優先システム

バス優先信号制御等により、バスの優先通行を確保するシステム。

(→P70、103、110、152 掲載)

高次都市機能

都市がもつ様々な機能のうち、商業・業務・教育・医療機能など、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象にした質の高い都市的サービスを提供する機能。

(→P49、52、59、81、101、102 掲載)

交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）の接続が行われる交通結節点における通路、乗降施設、乗換え待ちスペース等の機能。

(→P49、50、52、68、71、81、103、110、115、127、128、133、139、151、157 掲載)

交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）を相互に連絡する乗換え、乗継ぎ施設。

(→P68、71 掲載)

高度地区

都市計画法で定められる地域地区の1つ。建築物の高さの制限を定めることにより、用途地域を補完するもの。市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建物の高さの最高限度を定める場合と最低限度を定める場合とがある。

(→P4 掲載)

合流区域

合流式下水道による処理区域。

(→P85 掲載)

合流式下水道

汚水、雨水を同一の管きよで排除する方式の下水道。古くから下水道事業を行っている市街地で採用されている。

(→P85 掲載)

国立公園

わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、自然公園法に基づき環境大臣が指定するもの。

(→P62、77、162 掲載)

コミュニティ

自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体。同じ生活圏域に居住する住民間でつくられる地縁型のコミュニティを特に地域コミュニティと呼ぶ。

(→P14、49、61、64、66、88、91、131、132、133、145、151 掲載)

コミュニティサイクル

自転車の貸出を受けた場所に返却する従来のレンタサイクルと異なり、複数の自転車貸出・返却拠点を設置し、どの拠点でも貸出、返却ができるシステム。

(→P75 掲載)

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバス。

(→P71、146、152 掲載)

コミュニティプラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理する小規模な污水处理施設。

(→P85、166、170 掲載)

コンベンション

大会や会議、学会、展示会など、共通の目的やテーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものを指す。

(→P102 掲載)



サイクルアンドライド

「パークアンドライド」の項参照。

(→P71、110 掲載)

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、太陽熱、バイオマス等の自然の力をエネルギー源として利用することにより生じるエネルギーの総称。

(→P87 掲載)

里山（里山林）

人里離れた奥深い山ではなく、人里から近い距離にあって人々の生活と結びついた山、森林。

(→P76、79、93 掲載)

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(→P12、20、24、51、52、59、60、91 掲載)

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

(→P12、20、24、34、37、42、51、53、61、64、66、67、145、151、157 掲載)

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、街路等の施設整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

(→P 4、103 掲載)

自然公園

わが国の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養等に資することを目的として、自然公園法に基づき指定される公園。本市には、瀬戸内海国立公園、雪彦峰山県立自然公園、西播丘陵県立自然公園、播磨中部丘陵県立自然公園がある。

(→P143、149、164 掲載)

自然公園第 1 種特別地域

自然公園の中で特に優れた自然景観等を保持している地域。現在の景観を極力保護することが必要な地域。

(→P76 掲載)

自転車レーン

自転車専用通行帯のこと。

(→P75、110、116、122、146 掲載)

社会資本総合整備計画

地方公共団体が活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援の 4 分野で、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業や関連事業を総合的、一体的に定めた計画。

(→P 4 掲載)

集落地域整備法

都市近郊の農業集落において、都市化の動向に対処するため、計画的に土地利用の整序化や良好

な集落環境の実現を図ることを目的とした法律。

(→P64 掲載)

集落地区計画

都市計画法と集落地域整備法に基づく地区計画等の1つ。集落地域整備法に定める集落地域のうち宅地として整備する区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るために定めるもの。市街化調整区域であっても、集落地区整備計画が定める規制内容に適合する場合に限り、開発・建築行為が例外的に認められる。

(→P4、157 掲載)

循環型社会

地球環境を意識して限りある資源やエネルギーをできるだけ節約し、徹底的に再資源化することにより、環境負荷をできる限り少なくした社会。

(→P85、87、119、120 掲載)

準用河川

一級河川及び二級河川以外で、河川法の規定に基づき市町村長が指定した河川。河川法の二級河川に関する規定が準用される。

(→P91 掲載)

水源かん養

降った雨が土壌にゆっくりしみ込むことにより、水を貯え、水質を浄化し、災害を防止すること。

(→P54、76 掲載)

スマートインターチェンジ

高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETC（ノンストップ自動料金収受システム）を搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

(→P72、166 掲載)

世界文化遺産

世界の歴史的な建造物や遺跡、貴重な動植物が生息する自然環境など人類の遺産を世界的レベルで保護し、次の世代に残すことを目的とする「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき登録された文化遺産。姫路城は、平成5年（1993年）12月に法隆寺地域の仏教建造物とともに、我が国初の世界文化遺産に登録された。

(→P9、13、14、29、45、49、54、73、76、77、79、84、92、95、100、101、102、103、104、105、109 掲載)

総合公園

市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする都市公園。本市には、姫路公園、手柄山中央公園、桜山公園、運河公園等がある。

(→P29、77 掲載)



ターミナル

鉄道やバス等の終着駅、又は交通路線が集中し、発着する所。

(→P11、70、71、125、126、152 掲載)

大規模集客施設

物品販売業を営む店舗、飲食店、映画館、劇場又は観覧場等のうち、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

(→P13 掲載)

地域地区

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地等の土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率、容積率等を定めた12種類の用途地域の他に、火災予防のための構造を定めた防火・準防火地域、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区等がある。

(→P4、48、175 掲載)

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。

(→P4、48、61、64、65、66、80、81、84、114、145、151、157、175 掲載)

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設等を設置するものとされている。

(→P29 掲載)

地方分権

これまで国が持っていた権限や仕事の一部を、都道府県や市町村に移すこと。

(→P13 掲載)

中核市

地方自治法で「政令で指定する人口 30 万以上の市」と規定されている都市制度の 1 つ。政令指定都市以外の規模や能力等が比較的大きな都市の事務権限を強化したもので、中核市では、保健衛生に関する事務、福祉に関する事務、都市計画に関する事務、環境に関する事務等の全部又は一部を特例として処理することができる。

(→P13、17、18、20、22、23 掲載)

中播都市計画区域マスタープラン

姫路市の一部、たつの市の一部、福崎町の一部、太子町で構成される中播都市計画区域を対象として、兵庫県が 1 市町を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の方向性を定めたもの。

(→P 4、176 掲載)

低炭素社会

化石エネルギーの消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさが実感できる社会。

(→P87 掲載)

特別史跡姫路城跡整備基本計画

特別史跡姫路城跡整備基本構想に掲げた、特別史跡姫路城跡の指定区域及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンにおける文化財等の保存管理と整備、景観誘導に関する方針を具体的に実施するための取組を示した計画。

(→P77、79、104 掲載)

特別用途地区

都市計画法で定められる地域地区の 1 つ。用途地域を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等を図るため、用途制限を強化もしくは緩和することができるもの。

(→P 4 掲載)

都市機能

人々の生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ働きのこと。

(→P13、47、50、59、81、82、89、92、107 掲載)

都市計画基礎調査

都市計画法に定められた定期調査で、人口、土地利用、建築物、都市施設など都市の現状と都市

化の動向等について調査を行うもの。

(→P24、25、176 掲載)

都市計画区域

都市計画の出発点として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

(→P 4、5、24、25、28、29、34、37、51、99、160 掲載)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域マスタープランのこと。(「中播都市計画区域マスタープラン」の項参照。)

(→P 4 掲載)

都市計画公園・緑地

都市計画法に基づき都市計画決定している公園又は緑地。整備済のものと未整備のものがある。

(都市計画決定については、「都市計画施設」の項参照。)

(→P29、76、79、104、111、116、122、128、134、140、146、152、175 掲載)

都市計画事業

都市計画決定している都市施設及び市街地開発事業について、都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行われる事業をいう。(都市計画決定については、「都市計画施設」の項参照。)

(→P99 掲載)

都市計画施設

都市計画法に基づき都市計画決定している都市施設。都市計画決定とは、都市計画法に基づく手続により、都市の将来像の実現に必要な施設整備の区域や内容を明示するとともに、長期的視点に立って施設整備を行うために必要な建築制限等を講じること。

(→P38、52、111、175 掲載)

都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定している道路。整備済のものと未整備のものがある。(都市計画決定については、「都市計画施設」の項参照。)

(→P28、38、68、73、104、105、110、116、122、123、128、134、137、140、146、152、158、175 掲載)

都市計画法

都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や地域地

区の設定、都市施設の計画など都市計画の内容及びその決定手続、各種制限及び事業等について定めている。

(→P 3、4、12、175 掲載)

都市景観形成地区

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に都市景観の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地区。

(→P92、96、111 掲載)

都市景観重要建築物等

「姫路市都市景観条例」に基づき、都市景観形成上重要と認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を指定して、その保全を図るもの。

(→P92、95 掲載)

都市再開発法

市街地の再開発により、都市機能の更新と土地の合理的な高度利用を図ることを目的とする法律。

(→P12 掲載)

都市施設

道路や公園、下水道など円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

(→P 3、4、12、26、52、53、61、64、73、79、81、88、103、104、108、110、111、114、116、119、120、122、126、128、132、134、137、140、144、146、150、152、156、157、158、162、166、170、175 掲載)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の都市施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

(→P 4、11、12、13、64、81、84、85、100、102、107、110、111、115、116、119、125、128、131、137、155、175 掲載)

な
行

南海トラフ地震

南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域。

この区域を震源とする大規模な地震を南海トラフ地震という。南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100～150 年の周期で大規模な地震が発生している。

(→P55、88、89、90、117、122、129、134、162 掲載)

ニーズ

必要性、要求のこと。

(→P40、79、80、134 掲載)

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展および国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るために設定された区域。

(→P113、116、137、140、146、152、157、166、170 掲載)

は
行

パークアンドライド

自家用車を郊外の鉄道駅やバス停等に設けた駐車場に停めて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地へ行く方法。

また、自転車から鉄道（バス）へ乗り換える場合をサイクルアンドライドという。

(→P71、152、166、170 掲載)

バイオマス

生物資源の量を表し、エネルギー源として再利用可能な動植物による有機性の資源のこと。

(→P87 掲載)

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁を除去するという考え方。

(→P70、71、73、81、104、116、128、134、158 掲載)

播磨風土記

713 年に朝廷が諸国に命じて編さんさせたもので、現存する 5 か国の風土記のひとつ。

(→P76、108、113、143 掲載)

播磨臨海地域道路網

阪神地域から姫路市を東西に結ぶ全長約 50km に及ぶ道路を核として、播但連絡道路や国道 2 号バイパスとの接続道路等の南北交通を含めた道路ネットワークのこと。

(→P26、72、116、122、128、132、133、134 掲載)

ビオトープ

ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。主に生態学で使われていたが、ドイツ等で多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全、育成する取組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになった。

(→P79 掲載)

ひめじ街路樹アダプト制度

アダプト制度とは、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と行政が定期的に美化活動を行うよう契約する制度。本市では、植樹帯を中心とした道路の維持管理を行う「ひめじ街路樹アダプト制度」を導入。

(→P80 掲載)

姫路市屋外広告物条例

良好な景観の形成及び風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的とした条例。市内に掲出される屋外広告物に対し、その種類や掲出する地域に応じた規制を行っている。

(→P96 掲載)

姫路市総合計画

本市の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画。都市づくりの基本理念、目指すべき都市像、基本目標、目標とする人口と都市構造等と都市づくりの方策を示した基本構想と、基本構想に掲げる基本目標を達成するための施策を総合的、体系的に示した基本計画及び基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示した実施計画で構成される。

(→P 4、46、51、176 掲載)

姫路市総合交通計画

社会情勢の変化や本市特有の交通課題に対応し、将来のまちづくりの方向性を見据えた交通体系を構築するための取組を示した計画。

(→P 4、69、70 掲載)

姫路市耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、発生が予想される山崎断層地震や南海トラフ地震による被害を軽減するため、市や市民、事業者が所有又は管理する建築物の耐震化の促進に関する指針を示した計画。

(→P89 掲載)

姫路市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害予防、災害発生時の応急対策、災害復旧について示した計画。

(→P 4、88 掲載)

姫路市都市景観形成基本計画

景観形成の基本的な方向を明らかにし、関連する施策を総合的に推進するための指針となる計画。

(→P 4、94 掲載)

姫路市都市景観条例

歴史文化的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい都市景観の形成を図り、市民一人ひとりが愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちの実現に資することを目的とした条例。

(→P92、96 掲載)

姫路市都心部まちづくり構想

都心部の将来のあるべき姿を描くとともに、今後重点的に取り組むべき事業に関する基本方針を示した構想。

(→P100 掲載)

姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱

廃棄物処理業者の処理施設（積替え・保管施設、中間処理施設、最終処分場）の設置に当たって、関係住民等の意向が十分に反映され、関係地域の生活環境の保全についての配慮がなされたものとなるよう所要の手続を定めたもの。

(→P87 掲載)

姫路市防災マップづくり事業

防災知識の取得や防災情報の共有などにより地域防災力の向上を図ることを目的として、地域住民が主体で、地域のハザードや防災関連情報を掲載した地図を作成していく事業。

(→P91 掲載)

姫路市まちづくりと自治の条例

まちづくりと自治の基本理念を明らかにするとともに、住民等の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働の基本的事項等を定めることにより、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的とした条例。

(→P 4 掲載)

姫路市緑の基本計画

都市緑地法に基づき、緑あふれる快適な都市空

間を創造するため、緑地の適正な保全と緑化の推進に関する基本方針を示した計画。

(→P 4 掲載)

ひょうご安心ブランド認証制度

兵庫県が安心して安全な農産物として一定の条件を定め、「ひょうご安心ブランド」として認定するもの。

(→P164 掲載)

ひょうごエコタウン構想

既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指した構想。

(→P119 掲載)

風景形成地域

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に風景の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地域。

(→P92 掲載)

風致公園

樹林地や水辺地等の自然条件に応じて、これらの風致を享受することを目的とする都市公園。

(→P29 掲載)

プロムナード

散策、散歩道のこと。

(→P102 掲載)

防火地域・準防火地域

都市計画法で定められる地域地区の1つ。火災の危険を防除するため、建築物の構造を制限して不燃化等を義務付けるものであり、用途地域を補完するもの。

(→P89、105、111 掲載)

ポートセールス

港湾関連企業・施設の誘致や各種航路の誘致など、港の利用を働きかけるセールス活動。

(→P127 掲載)



緑豊かな地域環境の形成に関する条例

線引き都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林や緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな

地域環境の形成を図ることを目的とした条例。

(→P166、170 掲載)



優良建築物等整備事業

市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るため、一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して空地等の整備補助を行うもの。

(→P81、103 掲載)

優良農地

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地など。

(→P60 掲載)

ユニバーサルデザイン

もともとあった障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

(→P65、73 掲載)

用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て方のルールを定めている。

(→P 4、13 掲載)



ライフスタイル

生活価値観。衣食住だけでなく、生活に対する考え方や習慣を含めた広い意味での生活様式。

(→P108 掲載)

ライフライン

電気、水道、ガス、通信、輸送など供給処理系、通信情報系、交通系の都市基盤機能で、都市生活を営む上で不可欠な生命線のこと。

(→P89 掲載)

立地適性化計画

都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。

(→P52掲載)

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結するもの。

(→P80、84 掲載)

臨港道路

港とその背後にある地域とを結び、人や貨物の往来を円滑にするための道路。

(→P71 掲載)

歴史的町並み景観形成地区

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地区。

(→P92 掲載)

歴史のみち

寺町すじやノコギリ横丁など城下町の歴史を伝える歴史的なみちすじ。

(→P95、105 掲載)

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒やし、精神的、肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

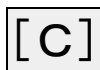
(→P62、76、77、79、93、144、150、152、162、166、168、170 掲載)



ワークショップ

まちづくりの企画段階から実施まで、相互交流や共同作業によって、市民が事業をつくりあげる市民参加型のまちづくり手法。

(→P64、175 掲載)



CSR

「企業の社会的責任」。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任をもち、従業員が働き

やすい環境をつくり、消費者の声に耳を傾け、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない。CSR はこうした企業のありかたや取組全般のことを指す。単に「社会的責任 (SR)」と呼ぶ場合もある。

(→P79 掲載)



姫路市都市計画マスタープラン

姫路市都市計画マスタープラン 策定

平成18年（2006年）3月

姫路市都市計画マスタープラン 第1回改定

平成27年（2015年）3月

発行：姫路市 都市局 まちづくり推進部 都市計画課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL:079-221-2534 FAX:079-221-2757

E-mail : tkeikaku@city.himeji.hyogo.jp
